

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、大槌町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、大槌町防災会議が作成する計画で、町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は法令又はこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすとともに、各防災機関の実施する防災上の諸施策に対し協力する等自ら進んで防災に寄与するよう努めるものとする。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第1 岩手県防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画との整合性を有するものとする。

第2 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、地域に係る防災対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画は、この計画と矛盾し又は接触するものであってはならない。

第3 地区防災計画との関係

この計画は、大槌町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者における防災活動に関する計画（「地区防災計画」）について定めることができる。（災害対策基本法第42条）
〔資料編⑨ 地区防災計画〕

第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、あらかじめ必要な取扱いを条例で定めるよう努める。

第5節 大槌町防災会議

第1 所掌事務

大槌町防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- 1 大槌町地域防災計画の作成及びその実施を推進する。
- 2 大槌町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 大槌町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び

災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

- 4 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を審議すること。
- 5 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進する。
- 6 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 組織

大槌町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関名
会長		○大槌町長
委員	指定地方行政機関	○第二管区海上保安本部釜石海上保安部 ○東北地方整備局三陸国道事務所
	自衛官	○陸上自衛隊岩手駐屯地
	岩手県知事部局内職員	○沿岸広域振興局経営企画部 ○沿岸広域振興局土木部 ○釜石保健所
	釜石大槌地区行政事務組合 消防本部職員	○釜石大槌地区行政事務組合消防本部 ○釜石大槌地区行政事務組合大槌消防署
	岩手県警察本部警察官	○釜石警察署 ○釜石警察署大槌交番
	町長部内の職員	○副町長 ○総務部 ○復興局 ○総合政策部 ○民生部 ○産業振興部 ○教育部 ○水道事業所
	教育長・教育次長	○大槌町教育委員会
	消防団長	○大槌町消防団
	指定公共機関	○大槌郵便局 ○東日本旅客鉄道（株）盛岡支社釜石線営業所 ○東日本電信電話（株）岩手支店 ○東北電力（株）釜石営業所 ○日本通運（株）釜石支店
	指定地方公共機関	○岩手県交通（株）釜石営業所 ○一般社団法人釜石医師会 ○一般社団法人釜石歯科医師会 ○一般社団法人釜石薬剤師会
	公共的団体職員 及び 防災上重要な施設管理者	○岩手県立大槌病院 ○新おおつち漁業協同組合 ○大槌商工会 ○社会福祉法人大槌町社会福祉協議会
	自主防災組織を構成する者 又は 学識経験のある者	○安渡町内会自主防災事業部 ○岩手大学地域防災研究センター ○婦人消防協力会

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし急を要する場合はこの限りでない。

第6節 防災機関の責務及び業務の大綱

第1 防災機関の責務

1 町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その統合調整を行う。

3 消防本部

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、町消防団と連携してこれに当たり、その活動については、町計画及び消防本部の定める消防活動計画による。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町、県

機 関 名	事務又は業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○防災に関する施設及び組織の整備に関する事 ○防災訓練の実施に関する事 ○防災知識の普及及び教育に関する事 ○災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事 ○自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事 ○災害応急対策の実施に関する事 ○災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事 ○被災施設の復旧、被災地城の復興に関する事 ○市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○防災に関する施設及び組織の整備に関する事 ○防災訓練の実施に関する事 ○防災知識の普及及び教育に関する事 ○災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事 ○自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事 ○災害応急対策の実施に関する事 ○災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事 ○被災施設の復旧、被災地城の復興に関する事 ○市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事

2 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予報・警報等の船舶への周知 ○海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保 ○船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止 ○救援物資、避難者等の海上・航空輸送
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の保安林、保安施設等の整備 ○山火事防止対策 ○災害復旧用材の供給
東北農政局岩手農政事務所 地 域 第 二 課	<ul style="list-style-type: none"> ○国土保全事業の推進 ○営農指導方針の樹立及び技術指導 ○種苗その他営農資材の確保 ○農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導 ○天災金融の確保 ○災害時における米穀及び乾パンの供給
東北運輸局 岩手運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における輸送計画の策定 ○鉄道、自動車等の安全運行の確保 ○緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援 ○輸送関係機関に対する協力依頼 ○復旧資材の輸送斡旋
岩手労働局 釜石労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場における労働災害の防止 ○災害発生に伴う被災労務者の救済 ○被災労働者の就労斡旋 ○復旧・復興工事における労働災害の防止
東北地方整備局 三陸国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集、連絡、伝達の実施 ○直轄公共土木施設の整備及び災害防止 ○災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保 ○直轄公共土木施設の復旧 ○緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施 ○災害対策支援に係る調整

3 指定公共機関並びに指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 釜石線営業所	○鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧 ○災害時における鉄道による緊急輸送
東日本電信電話(株) 岩手支店	○電気通信設備の整備及び災害防止 ○災害時における通信の確保 ○電気通信設備の復旧
(株)NTTドコモ東北 KDDI(株)	○移動通信設備の整備及び災害防止 ○災害時における移動通信の確保 ○移動通信設備の復旧
日本通運(株) 釜石支店	○災害時における車両の確保と緊急輸送
東北電力(株) 釜石営業所	○電力施設の整備及び災害防止 ○災害時における電力供給 ○電力施設の災害復旧
NHK盛岡放送局 釜石報道室	○気象予報・警報等の放送 ○災害状況及び災害対策についての放送 ○県知事からの要請に基づく災害放送
IBC岩手放送(株) 東部支社	
(株)テレビ岩手 釜石報道部	
岩手県交通(株) 釜石営業所	○旅客自動車による陸上輸送の確保及び緊急輸送の実施
大槌郵便局	○郵便はがき等の無償交付 ○災害地あて救助小包料金の免除 ○為替貯金非常取扱い ○医療救護 ○簡易保険、郵便年金資金の融通措置 ○簡易保険、郵便年金契約者等に対する非常取扱い

4 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務又は業務の大綱
漁業協同組合 農業協同組合 森林組合	○共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 ○農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 ○被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋 ○被災農林漁家に対する肥料、飼料その他資材の確保、斡旋
商 工 会	○災害時における物価安定についての協力 ○救助用、復旧用物資の確保についての協力
一般病院・診療所	○収容患者に対する災害時の避難体制の確保 ○災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護
一般運送事業者	○災害時における緊急輸送
青年婦人団体等	○災害時における奉仕活動協力
危険物関係施設の管理者	○災害時における危険物の保安措置

第7節 大槌町の概況

第1 大槌町の地勢と気候風土

当町は、岩手県東端、陸中海岸国立公園のほぼ中央に位置し、南は釜石市、西は遠野市・宮古市川井、北は山田町に接している。北上高地が南北にのび、これにより発する支脈が他市町村との境をなし、東へ伸びて海に迫り、典型的なリアス式海岸を形成している。これらの山麓は耕地となっているが、狭隘で溪谷が多く傾斜地である。この溪谷から発する大槌川と小槌川は、これらの耕地の間をぬって、東流して大槌湾へと注いでいる。河口付近は、やや平坦地で耕地が多いものの、最近宅地化がかなり進んでいる。

三陸沖合は、世界三大漁場のひとつであり、黒潮暖流と親潮寒流及び津軽暖流分岐の三海流相交錯し、寒暖両系の魚族が豊富であり、天然の良港に恵まれていることから漁業の根拠地とされている。また、北上山系の支脈が急斜面となって海に迫っているため海岸は奇石怪岩に富み、国立公園にふさわしい豪壮な景観を展開している。

第2 位置及び町域

1 位置

	町役場	東端	西端	南端	北端
東経	141° 54' 23"	141° 58' 11"	141° 42' 08"	141° 53' 00"	141° 44' 54"
北緯	39° 21' 35"	39° 22' 55"	39° 28' 43"	39° 20' 38"	39° 31' 45"

(出典) 国土地理院 (平成24年10月参照)

2 町域

周囲及び域内	距離 (km)
市町村境	65.10
海岸線	16.10
東西	22.79
南北	20.62

(出典) 大槌町統計書 (平成21年度版参照)

第3 面積及び土地利用

1 面積

200.59km² (平成19年4月 国土交通省国土地理院資料より)

2 土地利用

地目別面積は以下のとおり。

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積(km ²)	1.73	4.43	2.81	168.18	12.97	1.38	9.09	200.59
比率%	0.9	2.2	1.4	83.8	6.5	0.7	4.5	100

(平成25年度 税務会計課「土地に関する概要調書」より)

第4 主な河川

河川名	長さ (km)	備考
大槌川	27.6	(2級河川、準用河川部分含む)
小槌川	26.4	〃

第5 気象

当町の気候は、内陸部の大陸性気候とは異なる、海洋性気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で平成24年から平成25年までの年間平均気温は10.9℃となっている。また、雨量は夏から冬にかけて多く、積雪量は少ない。

[町の気象]

平均気温 (°C)						年間平均気温	備考
1月	2月	3月	4月	5月	6月		
-1.4	-1.0	3.6	8.8	13.1	16.9	10.9℃	観測地点： 小槌
7月	8月	9月	10月	11月	12月		
21.2	24.0	21.2	14.3	7.7	2.5		

※) 表示の月次気温は、平成24年から平成25年までの平均値

降水量 (mm)						年間平均降水量 (mm)	降水量総量 (mm)
1月	2月	3月	4月	5月	6月		
41.1	27.9	54.3	137.5	142.9	154.1	123.1	1,477.6
7月	8月	9月	10月	11月	12月		
173.4	102.6	210.7	191.3	80.6	161.2		

※) 表示の月次降水量は、平成21年から平成25年までの平均値

(出典) 気象庁「気象統計情報」

[雨量計設置箇所]

地域名	管理者	設置箇所	電話番号	備考
大槌町小槌第22地割字中川原	盛岡地方気象台			臨時観測所 (アメダス)
大槌町金沢29-19	盛岡地方気象台	旧金沢小学校地内	46-2001	アメダス

第6 災害の発生状況

1 過去の災害

大槌町における主な災害の記録は、資料編②-1の「災害記録」のとおり。

2 今後想定される災害

大槌町では、将来次のような災害の発生が予測される。

- (1) 津波・高潮による災害
- (2) 地震による災害
- (3) 大雨・台風による水害、土砂災害等
- (4) 林野火災

第8節 防災対策推進の重点

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは町の基本的責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段や方法を用いてその万全を期さねばならない。

したがって、次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

第1 災害対応の実効性の向上

当町に甚大な被害をもたらした東日本大震災津波後における大槌町役場職員及び被災地域住民の対応に係る検証結果に基づき、より実効性のある災害対策を講じるものとする。なお、検証した項目は以下の通りである。

- 1 地震・津波の想定
- 2 情報の収集・伝達（津波襲来前）
- 3 情報の収集・伝達（津波襲来後）
- 4 救助・救急、消火活動体制
- 5 避難行動・避難誘導
- 6 避難所運営
- 7 物資・燃料等の備蓄・支援
- 8 要援護者支援対策
- 9 災害医療活動
- 10 災害対策本部機能
- 11 防災教育・防災訓練

第2 情報連絡体制の整備

非常時においては、正確な情報を迅速に伝達することが最も重要である。

しかし当町は、大槌川及び小槌川流域の河川及び沢沿い等、う回が困難な山間部が多く、非常時に情報伝達が不能に陥りやすい地域を抱えている。

したがって、情報連絡体制の整備を当町防災対策の重点課題に掲げ、その充実を図っていくものとする。

1 防災行政無線の整備

(1) 同報系無線

同じ情報を同時に伝達する意味で最も効果的な伝達手段であるが、難聴地域の解消に向け整備を進める。

(2) 移動系無線

本庁と出先機関、各避難所、及び庁舎と車両との連絡強化のため、整備を進めるものとする。

また、林野火災等における現場と本部との連絡手段増強のため、携帯型無線機の整備充実を図るものとする。

2 庁内、関係機関との情報連絡体制の強化

(1) 庁内の体制強化のため、災害時の連絡系統を確立し、これの周知を図る。また、各部署においても、詳細な系統図を作成しておくものとする。

- (2) 前記(1)で定めた系統図に基づいて、定期的に情報連絡（非常招集を含む）訓練を実施する。
- (3) 町と関係機関との情報連絡体制を確立し、定期的に訓練を実施して有事に備える。

第3 防災意識の啓発

当町において特異な災害である津波による被害を最小限にとどめるため、また、その他の災害を未然に防止し、発生時に的確な行動をとることができるよう、住民の自助・共助の啓発を図るものとする。ホームページ、広報、ハザードマップ等を利用した防災知識の普及、町民啓発プログラム、避難計画づくり、住民の防災訓練への参集呼びかけ、及び自主防災組織の育成などを充実させていく。

第4 防災施設の整備

災害による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、防災施設の整備を推進する。

第9節 計画の修正

この計画は、毎年度検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及び防災機関（以下、本節中「防災機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及徹底を図る。

東日本大震災津波の教訓を踏まえた自助・共助の啓発に注力する（地域・学校での防災教育、語り部育成、災害教訓の記録・伝承、想像力を喚起する避難訓練、ハザードマップの活用、サインの掲示等）

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

防災機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

防災機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

(1) 住民に対する普及方法

防災機関等は、次の方法等を利用して、住民に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の擬似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

(2) 普及活動における重点項目

町は、住民に対し、防災教育を実施するとともに、自主防災組織等を通じ、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

防災教育及び防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画及び各防災機関の防災体制の概要

イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難路等を確認すること。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うこと。
- ③ 「率先避難」、「声かけ」等の避難方法を啓発すること。
- ④ 防災訓練、講習会等に積極的に参加すること。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておくこと。
- ⑥ 地域単位での避難の仕方を決めておくこと。

エ 災害時における心得、率先避難、避難誘導

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 地区別ハザードマップの作成、及び活用（避難計画、防災訓練等）

ク 過去における主な災害事例

ケ 災害に関する基礎知識

4 児童、生徒等に対する教育

町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 防災文化の継承

防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第2節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の結成・育成、組織間連携等を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 自主防災組織等の育成

1 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

町は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

[資料編⑥-1 自主防災組織の現状]

町は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

町は、自主防災組織育成支援に関する要綱を作成する。

(2) 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、情報収集・伝達訓練、避難行動要支援者避難訓練、避難所運営訓練、医療救護訓練、その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地区防災計画の作成
- ⑦ ハザードマップの作成、及びマップを用いた避難ルール・計画の策定、防災訓練の実施

イ 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集
- ② 住民に対する避難勧告等の伝達、確認
- ③ 安否確認及び避難誘導
- ④ 出火防止及び初期消火
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

- ⑦ 災害対策本部への被害状況の連絡
- ⑧ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の状況把握
- ⑨ 自己及び家族の安全確保

(3) 自主防災組織間連携

平時から他地区との連携が必要な事項（避難、物資等）について自主防災組織間において協議し、災害時に備える。

町は、自主防災組織連絡会の設置を検討し、相互の情報共有を図る。

自主防災組織及び町は、先行地区における防災活動（安渡地区の防災対策の検討と、「安渡地区津波防災計画」の策定〔資料編⑱ 地区防災計画〕）を参考に、ガイドラインを作成し、町内各地区に普及啓発する。

第3 消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- 1 「消防団活性化計画」の策定
- 2 消防団の施設・設備の充実強化
- 3 消防団員の教育訓練の充実強化
- 4 報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- 5 消防団総合整備事業等の活用
- 6 競技会、行事等の開催
- 7 青年層・女性層の消防団員の参加促進
- 8 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第3節 初動活動体制整備計画

第1 基本方針

- 1 職員自身の安全確保の後、各活動に移行する。
- 2 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 3 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

第2 町職員の初動対応体制の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な体制等を事前に整備する。

1 職員初動対応マニュアルの検討

職員が、的確かつ迅速に初動対応を行えるように、職員初動対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて訓練も随時実施する。

2 町の業務継続体制の確保

町は、迅速な応急・復旧体制の構築を目的に、業務継続計画を策定し、職員参集計画と応急体制の見直し、本部・職員の応急業務の明確化などを行う。

3 実践的な訓練の実施

シナリオ非提示型の本部開設・運営訓練、本部移行訓練等を計画し、実施を進める。

第3 庁舎等施設の安全確保

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設等の安全確保を図る。

1 庁舎等施設の耐震化・耐浪化

定期的に庁舎等公共施設の耐震診断等を実施し、随時耐震化・耐浪化を進める。

2 庁舎内什器等の安全確保

庁舎等施設内のパソコン、サーバー等の転倒防止対策を図る。また、災害時に備え非常用電源の確保に努める。

3 庁舎内データの確保

庁舎等施設内データのバックアップ体制の整備に努める。また、災害時の復旧活動に備え、関係業者との連携に努める。

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

町、その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実戦的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

訓練は、毎年1回以上、防災の日、3月11日等を中心とする週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。

訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生しうる複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。

イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関の連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。

実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 医療救護訓練
イ 初動対応訓練	カ 津波訓練	コ 施設復旧訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 水防訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

イ 地域住民の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア団体、民間企業、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。

ウ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に

広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

エ 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

オ 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。

カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮しつつ、地震に対する過小評価や固定観念を払拭させる必要がある。そういった危険を察知する能力を磨くため、大規模災害（大津波等）、悪条件下の災害（夜間、人員不足等）、複合災害（火災と津波等）等より実際的な災害想定を行う。

キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

ク 訓練災害対策本部の設置

町及び県に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第5節 気象業務整備計画

第1 基本方針

町は、災害による被害の軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

町及び防災機関は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。

1 気象官署

盛岡地方気象台

2 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	設置機関	備考
地域気象観測所	気象庁	降水量、気温、風（風向、風速）、日照

3 地震観測施設

施設名	所在地	設置機関
計測震度計	大槌町小槌第32地割126	気象庁
強震計 (全国強震ネットワークシステム)	釜石市中妻3-11-1	独立行政法人 防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	釜石市甲子町15-24-2	独立行政法人 防災科学技術研究所
地殻変動連続観測施設 (GPS連続観測システム)	釜石市甲子町9-156	国土地理院

4 津波観測施設

施設名	所在地	設置機関
津波観測システム	釜石沖	東京大学地震研究所
岩手釜石沖GPS波浪計	釜石沖	東北地方整備局
釜石沖津波観測システム	釜石沖	東京大学地震研究所
験潮所	釜石市魚河岸	海上保安庁

第6節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町、県、その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 特に津波災害時は、津波到達予想時刻を早期にかつ正確に伝えるための情報連絡体制を整備する。
- 3 災害時においても通信が途絶しないよう、被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備、バックアップデータの保管に努める。

第2 通信施設・設備の整備等

1 町防災行政無線

防災行政無線の整備に努め、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。さらに、通信のふくそう回避、占有周波数の狭帯域化のため、無線のデジタル化を進める。
〔資料編⑰-5〕 防災行政無線〕
防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 県防災行政無線

デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。
防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化、耐浪化を図る。

3 防災相互通信用無線の整備

本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

4 その他の通信施設の整備

防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

5 非常・緊急通話用電話の指定

町、県その他の防災関係機関は、非常・緊急通話を利用するため、あらかじめ、通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

6 通信運用マニュアルの作成等

町、県、その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第7節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、家族単位、地区単位等での避難計画を作成する。町は、その作成の支援に努める。

第2 避難計画の作成

1 避難情報に関する基準

町は、過去の災害の教訓等を踏まえ、避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令基準、住民へ求める行動について検討する。詳細は、第3章第13節第3を参照されたい。なお、暫定的に避難に関する情報等を定め、今災害が発生しても対応できるような体制づくりに努める。

2 避難場所・避難所の定義

避難場所・避難所（以下「避難場所等」という。）の定義を下表に示す。

町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。避難場所等の指定については、過去の災害等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所 (緊急避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者が、速やかに避難できる場所にあること。 ○火災の延焼によって生じる輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 ○崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ○避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所 ○避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 ○水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれがない場所であること。
避難所 (避難者収容施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ○速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布する事が可能な構造又は設備を有するものであること ○想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ○車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ○避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難場所区全ての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。 ○主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備がされていること。 ○給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 ○暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 ○避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。 ○避難所の不足を想定し、ホテル、旅館等の商業施設の活用も検討すること。

3 町の避難計画

町は、避難場所及び避難所として指定する施設の管理者その他関係機関と協議し、次の事項を内容とした津波避難計画を作成する。

避難行動で配慮すること	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所等の名称 ○所在地 ○対象地区及び対象人口 ○経路及び誘導方法 ○避難行動要支援者に対する情報伝達、避難誘導、避難の確認 ○平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ○避難支援プラン〔全体計画、個別計画〕の策定
避難所の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○管理責任者 ○管理運営体制 ○職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ○災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ○食料、生活必需品等の物資の調達方法 ○電気、ガス、水道等が破損した場合の復旧方法 ○医療機関との連携方法 ○避難収容中の秩序維持 ○避難者に対する災害情報の伝達 ○避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ○避難者に対する各種相談業務 ○自主避難者に対する各避難所の随時開放体制 ○避難所における要配慮者への配慮
避難者に対する救援、救護措置	<ul style="list-style-type: none"> ○給水・給食・負傷者に対する応急救護 ○生活必需品の支給 ○空調 ○医療、衛生、こころのケア ○その他必要な措置
避難計画の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に対する広報 ○避難訓練

4 各関係機関による避難支援

避難計画作成にあたっては、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。

但し、支援員の安全確保のため、各関係機関において避難等に係る行動ルールを避難計画等に定める。

また、渋滞・被害軽減のため、浸水予想区域への立ち入り禁止のため、交通規制に関するルールを防災関係機関が検討する。

5 津波避難計画の作成

町は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」等に基づき、次の事項を内容とした町としての津波避難計画等を策定する。

- (1) 発生頻度は高いが、津波高は比較的低い津波（L1）、及び平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波（L2）を想定した津波対策を構築（L1津波への防災対策は、海岸堤防等のハードによる人命、資産の保護、L2津波への防災対策は、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による多重的な対策）。
- (2) 津波浸水予想地域（当該予想地域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、住民の避難を軸とした避難計画とするよう配慮する。）
- (3) 避難対象地域
- (4) 避難困難地域
- (5) 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえ、避難場所、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）
- (6) 初動体制
- (7) 町、自主防災組織・避難所、住民間の津波情報の収集・伝達
- (8) 避難勧告・指示の発令
- (9) 津波防災教育・啓発
- (10) 津波避難訓練の実施
- (11) 避難対象地域の住民は、市町村の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、町及び県は一体となって策定を支援する。

6 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期す。

学校においては、児童、生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法、一時滞在支援等を検討し、学校防災マニュアルの作成に努める。

病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。

海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

7 地域における避難計画

町民は、避難に関する知識の習得に務め、避難計画の作成等、自助・共助に関わる対策を実施する。

各地域においては、各地域で避難計画を作成し、避難手段としての車等の利用ルール

の検討、避難訓練の企画、各地域での避難所運営協議会の設置・育成の推進等を検討する。

第3 避難場所等の整備

1 避難場所・避難所の整備

町は、次の事項に留意し、避難場所・避難所の環境整備を図る。

なお、町は、内閣府が提示した「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書」（平成25年3月）にもとづき避難所運営等に関する良好な環境づくりに努める。

避難場所（緊急避難場所）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置 ○避難場所での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備 ○収容施設の整備
避難所（避難者収容施設）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材（トランシーバー等）の配備 ○駐車スペースの確保 ○非常用電源の配備とその燃料の備蓄 ○避難勧告等を迅速に住民へ伝達する手段の確保 ○避難所及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置 ○避難所での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備 ○医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備 ○毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備 ○高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備 ○避難の長期化に応じたプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備 ○避難の長期化に応じた入浴及び洗濯及びトイレ等の環境の整備

2 避難路の整備

町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難路を選定するとともに整備に努める。

<ul style="list-style-type: none"> ○道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。 ○通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。 ○津波、浸水等の危険のない道路であること。 ○避難路は、原則として相互に交差しないこと。歩車分離で幅員が広いこと。 ○避難路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえ、交通規制計画を定めること。
--

第4 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	○避難場所等の名称及び所在地、並びに避難所と避難場所の区別 ○避難場所等への経路
避難行動に関する事項	○平常時における避難の心得 ○避難勧告等の伝達方法 ○避難の方法 ○避難後の心得
災害に関する事項	○災害に関する基礎知識 ○過去の災害の状況

第5 避難訓練の実施

町は、住民の意識の高揚を図るとともに、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

住民は、自主防災組織を中心として、様々なテーマによる防災訓練の企画・実施を継続的に実施する（情報収集・伝達訓練、避難行動要支援者避難支援訓練、避難訓練、避難所運営訓練、医療救護訓練等）。

第6 広域一時滞在

1 町の役割

町は、災害が派生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

町は、県内広域一時滞りの受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定める、安否情報等の情報収集伝達体制を整備するなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

2 県との連携

県は、県内広域一時滞在及び県外広域一時滞在並びに他都道府県広域一時滞りの受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備している。

町は、県の連絡・調整窓口を把握し、広域一時滞在に関する連携体制の整備を図る。

【県本部の担当】

部	課等	出先機関	担当業務
総務部	総合防災室	広域振興局 経営企画部等	○他都道府県の協議窓口の把握 ○県内の受入可能な避難所の事前把握
政策地域部	地域振興室	広域振興局 経営企画部等	○県内広域一時滞在等に係る輸送体制 の連絡・調整等
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	○県内広域一時滞在等に係る連絡・調整 等

第8節 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 平時の医療体制において、地域の連携強化に努める。
- 2 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 3 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等との連携体制を整備し、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院との連携

1 災害拠点病院との連携

町は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院（県立釜石病院）を中核とした災害時医療体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
町	○災害拠点病院を中心とした災害時医療体制の整備に努める
県	○災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備 ○以下機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・救命医療を行うための高度診療機能 ・被災地からの重症傷病者の受入れ機能 ・傷病者の広域搬送への対応機能 ・県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）及び医療救護班の派遣機能 ・災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ） ○災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備

2 医療機関の防災能力の向上

医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。

医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第3 岩手DMATとの連携強化

町は、岩手DMATの技能維持や防災関係機関との連携強化のため、県、災害拠点病院等との合同防災訓練や研修会等の参加を検討する。

町は、岩手DMATの受入体制を整備する。

第4 医薬品及び医療費機材の供給体制の整備

町は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、県と相互に供給を行う体制を整備する。

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

町は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、岩手県広域災害・救急医療情報システム（いわて医療情報ネットワーク）を活用し、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

医療機関は、衛星電話の整備、岩手県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

第6 災害中長期への備え

町は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を県と連携して整備する。

町は、保健師、看護師、薬剤師等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第9節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者家族への自助・共助の啓発、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりに努める。
- 2 町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年度8月）を参考に、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）への支援内容を検討する。
- 3 町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難支援計画等の支援対策を検討するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者の実態把握

要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。

町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

2 災害情報等の伝達体制の整備

避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備情報を発令するとともに、避難行動要支援者及び避難支援者（消防団、自主防災組織等）までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等との連絡体制（情報手段の複線化、複数の連絡先の確保等）の強化に努める。

消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。

町は、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

3 避難誘導

町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。ただし、災害対応に従事する者の安全確保のため、各関係機関、町で避難等に係る行動ルール等を定める。

4 避難生活

町は、関係機関と連携し、福祉避難所の設置、避難所における要配慮者支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、要配慮者避難生活支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備を速やかに仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

町は、社会福祉施設等を安全な場所に立地させるよう努める。また、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に関する防災訓練の実施

町は県の指導の下、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

地域住民組織等は、避難行動要支援者避難訓練、要配慮者避難生活訓練等の企画・実施を検討し、町は訓練の支援をする。

7 外国人の安全確保対策について

防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、県及び町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

町は、第2章第7節第1に定める避難計画の作成に当たっては、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

町は、県の指導の下、インターネット等を活用した多言語による災害情報の提供に努める。

町は、県の指導の下、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

町は、県の指導の下、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第10節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 町の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者への配慮、非常用電源、燃料等の確保を検討する。
- 2 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 3 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 4 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。津波災害を想定して、内陸部に多目的な防災資機材備蓄基地を整備を検討する。
- 5 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

【家庭における備蓄品の例】

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし定期的に点検及び更新に努める。

第11節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

県は、平成20年岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、岩手県下において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したが、そのうち大槌町の現状は次のとおりである。

- 1 大槌町管内には孤立化のおそれがある地域があるが、その孤立化の発生原因は、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」、「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」等である。
 - 2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。
 - (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
 - (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
 - (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
 - (4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。
- [岩手県地域防災計画より]

なお、町は、平成23年東日本大震災での被害状況等を踏まえ、町内で孤立化するおそれのある地域の特定、及び状況把握に努める。

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- (2) 県が、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定める。町はその方法をあらかじめ周知する。
- (3) 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

【県統一合図】

- ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
- イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
- ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

2 避難先の検討

町は、集落内に指定避難所や避難できる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第12節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- (4) 住民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機
- (8) 被災住民の避難・収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

[資料編⑨-8 物資投下が可能な地点並びにヘリコプター発着可能地点]

第3 公共施設等の整備

町は、避難路、避難場所（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、耐浪化、不燃化、及び情報収集伝達手段の配備、非常用電源設備の整備、燃料の確保等に努める。

防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震化、耐浪化、不燃化等に努める。

第4 通信施設の整備

1 町防災行政無線

町では、東日本大震災津波により被災した防災行政無線設備の復旧を図っており、ほぼ全域を網羅しているが、引き続き今後のまちづくりの進展に合わせ、屋外拡声器の増設又は個別受信機の貸与等、災害情報の伝達体制の強化を進めていく。

町防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備等に努める。

2 その他の通信施設

防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複線化に努める。

防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、

点検を実施する。

第5 消防施設の整備

消防施設の整備については、災害発生時に迅速な対応を求められることから重点的に整備を進める必要がある。

町は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

消防車両について、今後も老朽車両の更新を進め、充実を図っていくものとする。

消防水利としての防火水槽についても新設を図り、消防力の強化を図る。

毎年、台風等の河川の増水時には、小河川の氾濫等によって多数の家屋が被害を受けている。河川等の整備を進めるとともに、水防用倉庫の整備、資機材の充実を図り、非常時に即時に対応できる体制としたい。

第13節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

1 緑の基本計画

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第4 住宅移転等による都市整備

1 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

2 土地区画整理事業

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第5 建築物の安全確保

建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、町民に対する情報提供を行う。

地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第6 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第7 防火対策の推進

消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建 造 物	○文化財保護事業における重要な課題の一つとして木造の指定建造物の火災被害が挙げられ、その被害を防止するため、立地条件に応じて、自動火災報知設備、粉末消火器、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。
美 術 工 芸 品 考 古 資 料 有 形 民 俗 文 化 財	○指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、粉末消火器、給水設備等を整備する。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	○埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。

災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。イ 文化財の避難場所を定める。ウ 搬出用具を準備する。 |
|---|

第14節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設、港湾施設、漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。

イ 重点路線については、「緊急輸送路線の橋梁耐震補強3か年プログラム」（平成17年6月23日付）に準じた橋梁耐震点検調査を実施する。

ウ 上記ア及びイの調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。

エ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第3 港湾施設、漁港施設の整備

輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。

第15節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害・津波対策

各 設 備	対 策 内 容
発 電 設 備	<p>○過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>○特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 ・導水路と溪流との交地点及びその周辺地形との関係 ・護岸、水制工、山留壁、水位計
変 電 設 備	<p>○浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。</p>

(2) 風害対策

各 設 備	対 策 内 容
各 設 備 共 通	<p>○計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。</p> <p>○既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。</p>

(3) 雪害対策

各 設 備	対 策 内 容
水 力 発 電 変 電 設 備	<p>○雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。</p>
配 電 設 備	<p>○難着雪電線の使用を行う。</p> <p>○計画的な樹木の伐採に努める。</p>

(4) 雷害対策

各 設 備	対 策 内 容
送 電 設 備	○架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ○気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変 電 設 備	○避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ○重要系統の保護継電装置を強化する。
配 電 設 備	○保護する施設に応じた避雷装置または耐雷装置を設置する。

2 電気工作物の予防点検等

電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、臨時巡視）を行う。

自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

一般公衆に対し、電気関係事業者及び協議団体等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

各設備の必要最小限の資機材の種類、数量を定め、その整備を進める。

4 ヘリコプターの活用

大規模災害によりヘリコプターの活用が必要と判断される場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。

町の災害対策本部が指定するヘリコプターの基地の設置箇所および整備状況を災害対策本部に確認する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

各 設 備	対 策 内 容
貯 蔵 所	○二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容 器 置 場	○火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	○容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

安 全 器 具	<p>○災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。</p> <p>○容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。</p> <p>○ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。</p>
---------	---

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 災害広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

各施設は、耐浪性に応じた対応策を検討する。

(2) 給水体制の整備

町及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

各 設 備	対 策 内 容
下 水 管 渠	<p>○新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</p> <p>○マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</p> <p>○下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</p>

ポンプ場 終末処理場	○ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。 ○新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ○既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。
---------------	--

第5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水構造化 |
| イ | 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等の耐風又は耐雪構造化 |
| ウ | 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等の耐震及び耐火構造化 |

災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により通信網の整備を行う。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア | 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。 |
| イ | 主要な中継交換機を、分散配置 |
| ウ | 主要な電気通信設備に必要な予備電源を設置 |
| エ | 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進 |

(2) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | | | |
|---|---------------------|---|-------------------------|
| ア | 孤立防止用衛星通信方式(ku-1ch) | エ | 移動基地局及び臨時基地局 |
| イ | 可搬型衛星地球局 | オ | 応急ケーブル |
| ウ | 可搬型無線機 | カ | 電気通信設備等の防災用機材(消火器、土のう等) |

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。また、設置場所については、県と協議し、あらかじめ定める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第16節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

消防署は、県の指導助言を受け、許可及び立入検査等を実施し、災害防止に努める。
消防署は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- | |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査 |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導 |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率的な自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

町は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町、県、及び各関係機関は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

1 保安意識の高揚

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。

危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 検査の強化

高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。

指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 主保安体制の整備指導

保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。

定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。

災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

町は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の災害予防対策を実施するための支援に努める。

機 関 名	対 策 内 容
毒物・劇物営業者	○営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵 タンクを有する施設	○屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

町は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第17節 水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 河川改修事業

当町の河川は、町域の中央を平行して流れる大槌川、小槌川の両河川（2級河川）に代表され、昭和50年3月に山地より流下している沢の一部を準用河川扱いし、15河川、総延長46.89kmを河川指定している。（平成22年度現在）

町では、準用河川を主体に、緊急度が高く防災効果の大きい河川より改修を進める。

第3 砂防事業

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。大槌町では、砂防指定地数が22カ所、えん堤工が17カ所、溪流保全工が3カ所ある（平成21年4月1日現在）

第4 河川情報基盤整備事業等

壊滅的な水害被害を軽減するため、水害等が予測される箇所について調査し、こうした状況に鑑み、降雨、水位、土砂災害及びダム等の情報を効果的に取得できるよう、観測網の整備を図る。

第5 施設の管理

洪水防ぎょ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を町が実施する。

町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。町では、河川水門8カ所、潮位関連水門20カ所が対象施設となる（平成22年4月1日現在）。

第6 浸水想定区域の公表及び周知

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町の地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定める。

町は、町地域防災計画において、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法、避難場所等の周知、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。

第18節 津波・高潮災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波・高潮等による災害を予防するため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 津波・高潮災害予防事業

当町の海岸線の延長は、22.62kmで、津波、高潮、津波等の災害から積極的に防護する必要がある地域として、海岸法の規定に基づいて海岸保全区域に指定した地域は資料編③-1のとおりである。また、津波、高潮等からの災害予防施設としての防潮堤等の設置状況は資料編③-2の「海岸防潮堤設置一覧」とおりである。

国、県及び町は、第3次社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。

社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組みとして「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」、「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。

大槌町東日本大震災津波復興計画／基本計画（改訂素案）（平成26年1月）では「安心して住みたい、住み続けたいと思える環境づくりに向け、被災者の早期の生活再建や計画的な基盤整備、自然と共生出来るコンパクトで美しい街の形成」を方針とした社会基盤整備の実施に努める。

防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波、高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

第3 海岸保全施設

海岸保全施設は、その機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。

海岸堤防の維持管理は、原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は、町長に委託されている。

当該事務の委託を県から受けた町長は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

[資料編⑩-2 大槌町海岸堤防水門等管理要領]

第19節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を主に県が実施するが、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 地すべり防止対策事業

県により、地すべり危険区域、地すべり防止区域の指定及び事業の実施が進められている。町内において、地すべり危険区域の指定はない。

第3 土石流対策事業

土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。

事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点的に、砂防工事（えん堤工、溪流保全工等）を進める。

町では、土石流危険溪流数が56カ所、保全対象人家戸1,289戸、溪流の防止施設の内訳が、概成溪流（溪流数9、施設数9）、着手溪流（溪流数1、施設数1）、未着手溪流46となっている（平成23年4月1日）。

（出典）岩手県地域防災計画 資料編2 p5-2-132（平成25年3月）

第4 山地災害予防事業

山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、79箇所（国有林地内9、民有林地内70）あり（平成23年3月31日）、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。

（出典）岩手県地域防災計画 資料編2 p5-2-133（平成25年3月）

第5 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。

事業の実施に当たっては、要配慮者施設や避難所がある等、緊急性の高い箇所を重点的に対策工事を進める。

町の急傾斜地崩壊危険箇所は81箇所（自然斜面79、人口斜面2）ある。その中で、要対策箇所が67箇所、概成箇所は13、工事中箇所は1となっている。また急傾斜地崩壊危険区域指定区域が13である。

がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

（出典）岩手県地域防災計画 資料編2 p5-2-136（平成25年3月）

第6 土砂災害防止対策の推進

町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

第7 土砂災害予防対策

町は、関係機関の協力を得て危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所住民への周知を図る。

豪雨・長雨降雨等により、土地崩壊災害が予想される場合は、次の雨量基準により、警察署、消防署及び町は緊密な連絡をとり、巡回等の警戒を実施する。

町は、早期に情報を収集し、災害予防及び早期発見に努める。また、災害を未然に防止するためには、確かな気象情報を正確に伝達できる体制が必要である。このため、沿岸広域振興局土木部からの情報及び消防署設置の雨量計を活用し、確かな判断をする。

危険箇所には標示板を設置する。

【警戒体制をとる場合の基準雨量】

		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等	○当日の日雨量が50mmを超えたとき	○当日の日雨量が80mmを超えたとき	○当日の雨量が100mmを超えたとき
第2警戒体制	住民に対する避難準備の広報、避難の勧告、指示等	○当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	○当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	○当日の雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

第8 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表

大雨による土砂災害の発生する恐れが高まった時に、町長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の自主避難の参考となるよう、県は气象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する。

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて 5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除できるものとする。なお、解除においても大雨警報発表中に行う。

3 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

4 情報の伝達体制

町は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により、県から情報を収集する。

気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

5 避難勧告等のための情報提供

町は、町ホームページ等で情報を提供する。また、補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を把握できる総合防災情報ネットワークを活用する。

【土砂災害警戒情報の補足情報】

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備検討要	黄	○3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合 (避難準備の検討が必要な状況)
避難勧告検討要	橙	○2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合 (避難勧告の検討が必要な状況)
避難指示検討要	赤	○既に土砂災害発生の基準値を超えている場合 (避難指示の検討が必要な状況)

※) 県は、警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を町に提供する。

第9 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、町は、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を、県及び国土交通省等から収集し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

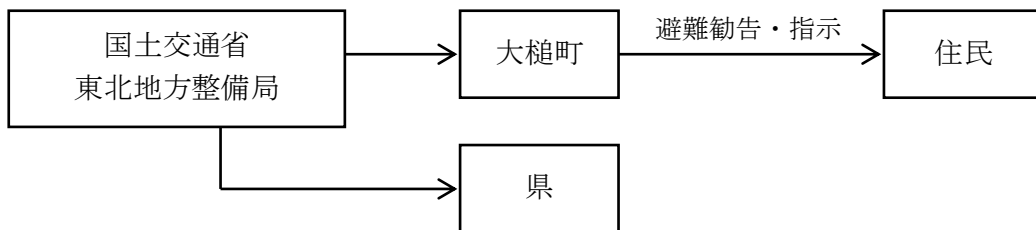
2 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

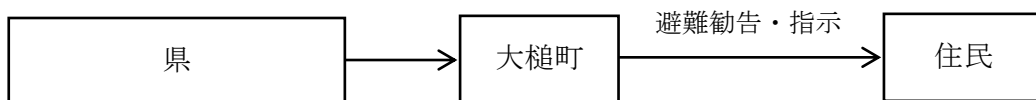
3 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

【国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



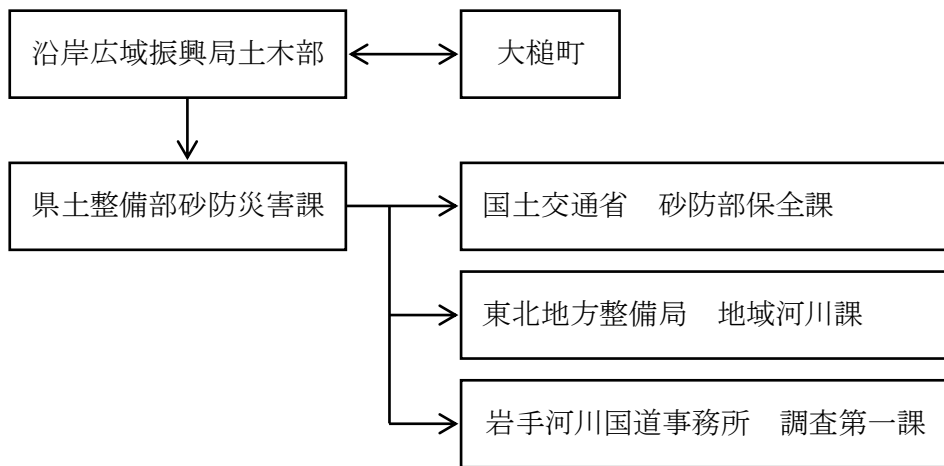
【県が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



第10 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町、県は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

【土砂災害発生時における報告系統】



第20節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

(1) 町、消防署の取組

町及び消防署は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

町及び消防署は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

(2) 町民の取組

一般家庭は、以下について対策に努める。

- ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。
- イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。
 - ① 火気使用設備の取扱方法
 - ② 消火器の設置及び取扱方法
 - ③ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法
- ウ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。

(3) 企業等の取組

企業等は、予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。

- ア 災害発生時における応急措置要領の作成
- イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底
- ウ 避難、誘導體制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人消防協力隊の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 大規模災害を想定した関係機関との連携強化、訓練の実施

巨大津波等の大規模災害における消火活動を迅速に行うため、町内外の防災関係機関との連携体制の強化、合同防災訓練の実施等に努める。

4 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。

火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

5 防火対象物の防火体制の推進

町は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

ア 防火管理者の選任

イ 消防計画の作成

ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

エ 消防用設備等の点検整備

オ 火気の使用又は取扱い方法

カ 消防用設備等の設置

6 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

町は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

危険物施設所有者や町等は、地震津波等災害による危険物の放出への防災対策を検討する。

(2) 化学薬品

町は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

各種計画	内容
災害警防計画	○消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	○火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	○木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	○建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	○爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	○ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の安全な場所への分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) 空中消火用ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を想定し、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第21節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

当町は、幾度となく、山林火災による被害を受けており、予防体制の完備が望まれる。

東日本大震災時、津波到着直後の二次災害として市街地火災や林野火災が発生し、被害を受けており、予防体制の完備が望まれる。

第2 当町の林野の状況

当町の林野の状況は次表のとおりである。

	総土地面積 [ha]	林野面積 [ha]	
		国有林面積 [ha]	民間林面積 [ha]
大 槌	9,047	9,018	8,804
金 沢	11,010		
計	20,057	17,822	

(出典) 平成22年度大槌町産業振興課調べ

第3 林野火災防止対策の推進

1 林野火災防止体制

釜石地区山火事防止対策推進協議会において、各関係機関及び団体との連絡調整を行い、地域の実績に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

山火事防止運動月間を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ○枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止 | ○強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止 |
| ○たき火、たばこの完全消火 | ○車からのたばこの投げ捨て禁止 |
| ○火入れの許可遵守 | ○子供の火あそびの禁止 |

ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- | |
|------------------------------------|
| ○登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示 |
| ○テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報 |
| ○ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報 |
| ○子供会行事等を通じた防災指導 |

防災関係機関や町は、林野火災発生した場合の対応方法について、地域住民等への周知に努める。

3 予防及び初期消火体制の整備

可搬式散水装置、ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。また、防火帯等を設置する。

4 組織体制の強化

地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各関係機関別の実施事項

機 関 名	実 施 事 項
町	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災防止に関する打合せ会の開催 ○県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 ○林野火災予防組織の育成強化 ○火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 ○火災警報等発令時の巡視強化 ○初期消火資機材の整備 ○火入れに関する条例の住民への周知徹底
盛岡地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ○強風注意報・乾燥注意報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 ○航空機及び広報車による巡回広報 ○横断幕、ポスター、標板等の配布 ○県林務関係職員によるパトロールの実施
消 防 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 ○たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森 林 管 理 署 等	<ul style="list-style-type: none"> ○強風注意報・乾燥注意報発令時に、山火事啓蒙看板等の既設広報資材の点検及び配備 ○職員によるパトロールの実施 ○防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 ○林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林 業 団 体 等	<ul style="list-style-type: none"> ○火入れの許可・指示事項の遵守 ○強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底 ○林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 ○一般入山者に対する防火思想の普及啓発 ○林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 ○作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 ○作業小屋周辺の防火帯の設置 ○火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農 業 関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○火入れの許可・指示事項の遵守 ○火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ○有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> ○関係職員等に対する防火思想の普及啓発 ○林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第22節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

【農業災害予防対策】

対策名	対策内容
冷害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐冷性品種の育成普及 ○地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ○育苗技術、適正水管理等の指導徹底 ○長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報の早期伝達 ○樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ○野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○水稲の品質向上のための乾燥施設の利用 ○長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○水源（ダム、水利施設）の確保 ○常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ○畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○防風林、防風垣の設置 ○耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ○樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） ○落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） ○消雪の促進 ○牛乳、飼料等の輸送路の確保 ○樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） ○牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 ○施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	<ul style="list-style-type: none"> ○県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- 生鮮食品の輸送力の確保
- 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- 災害常襲地帯への安定技術の普及
- 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第23節 海上災害予防計画

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）は、船舶に対し、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について、指導監督を行う。

第二管区海上保安本部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、巡視船艇の巡回等による周知を図る。

第3 防除体制の強化

第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、沿岸流出油等災害対策協議会等を通じて、相互連携をはかりながら防除体制の強化を図る。

- 情報連絡体制の整備
- 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
- 防災訓練の実施

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	○オイルフェンス、応急木材、オイルフェンス展張船、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	○油回収船、回収装置、処理施設、油処理剤、油吸着剤、バージ舟等
流出した石油等からの火災の発生防止	○化学消防艇、化学消防車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	○ガス検知器等

第24節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	担 当 業 務
町 本 部 長	○ボランティア活動の普及啓発 ○ボランティアの受入体制の整備
日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部 釜 石 地 区	○ボランティア活動の普及啓発
大槌町社会福祉協議会	○ボランティア活動の普及啓発 ○ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
その他ボランティア団体等	○ボランティア活動に係る連絡調整

【町本部の担当部・班】

部	班	担 当 業 務
総務部	総務1班	○ボランティア活動の普及啓発 ○ボランティア活動に係る連絡調整
	総務2班	
福祉部	福祉班	
	救護班	
教育部	施設班	○社会教育関係団体への協力要請

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

町本部長は、日赤分区、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤県支部、日赤分区等、県社協、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

町本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域事情に関すること ○要配慮者の状況 ○要配慮者に対する配慮（心構え） ○避難所の状況 ○行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等 |
|---|

2 防災ボランティアの登録

日赤地区や町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

町及び県は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるため、次の事項を予め定める事に努める。

- ボランティアの受入担当課
- ボランティアに提供する情報
- ボランティアに提供する装備、資機材
- ボランティアの宿泊する施設
- ボランティアの活動拠点
- ボランティアとの連絡調整の方法
- ボランティア保険（災害特約付）への加入の推進
- その他必要な事項

（※1）ボランティア保険（災害特約付）：災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者への補償を行う保険。

4 関係団体等の協力

町本部長は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- 青年団体
- 婦人団体
- 町内会・自治会
- 自主防災組織等
- その他必要と思われる団体

5 ボランティア等に対する補償制度

災害応急対策活動時に従事し、それにより死亡、負傷若しくは疾病のかかり、あるいは障害を被った場合における補償は、各種団体が行う「ボランティア保険（災害特約付）」制度への加入について配慮する。

第25節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

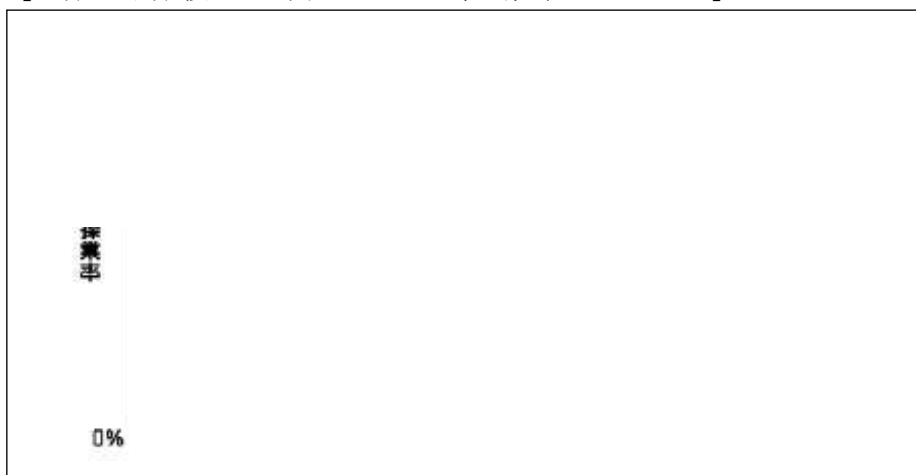
- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。

第2 事業継続計画の策定

企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するように努める。

町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

【企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ】



※) 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第3 企業等の防災活動の推進

企業等は、防災体制の整備、津波避難訓練等の防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

- 1 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
- 2 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 職員の動員・配置計画においては、職員の安全確保に十分配慮する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

第2 町の活動体制

町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、大槌町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は大槌町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部組織、及び活動内容

災害警戒本部は、「大槌町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 警戒本部組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

本部長	副本部長	本部職員
総務部長	総務課班長	総務課員・本部長が指名する職員

(2) 分掌事務

災害警戒本部分掌事務は、大槌町災害警戒本部設置要領第3の定めるところによる。

[資料編⑦-1 大槌町災害警戒本部設置要領]

(3) 関係各部の防災活動

災害警戒本部長の要請により、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
税務会計課	○人的被害及び住家被害情報の収集
保健福祉課	○社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	○農林水産業施設被害情報の収集
環境整備課	○道路・橋梁等の被害情報の収集 ○河川の水位情報の収集 ○降水情報の収集 ○都市下水路等被害情報の収集

(4) 廃止基準等

災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、町本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

町本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部組織、及び活動内容

災害対策本部は、災害対策基本法 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

本部は部および班、現地災害対策本部を持って構成する。

(1) 組織

以下組織概要を示す。詳細については、第3節 別表1、及び資料編⑦-3の「大槌町災害災害本部規定」を参照されたい。

ア 災害対策本部長は、町長とする。

イ 災害対策副本部長（以下「副本部長」）は、副町長及び教育長とする。部に部長及び副本部長を置き、部長には部長、課長クラス、副本部長には、課長、班長クラスの職員を配置する。

ウ 災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

エ 部および班構成は、第3節 別表1のとおりである。

オ 本部の職務を下表に示す。

本部長	○本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長	○本部長を補佐し、本部長に事故がある時または本部長が欠けた時、その職務を代理する。
部長	○部長は本部長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
副本長	○部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
班長	○班内の分掌事務及び災害対応等について、指揮監督する。

(2) 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、大槌町災害対策本部規定の定めるところによる。詳細については、第3節記載の別表2を参照されたい。

[資料編⑦-3 大槌町災害災害本部規定]

3 災害警戒本部・災害対策本部の設置・運営

(1) 災害警戒本部、災害対策本部／代替本部の位置

本部	機関名	通知方法（電話番号）	所在地
災害警戒本部 災害対策本部	大槌町役場	電話：0193(42)2111 FAX：0193(42)3855	上閉伊郡大槌町上町1番3号
	大槌町中央公民館	電話：0193(42)3030 FAX：0193(42)3031	上閉伊郡大槌町小槌32-126

(2) 代替本部の設置基準

役場庁舎が被災し、本部としての使用に耐えないと見込まれたとき、又は津波警報もしくは大津波警報が発表されたときは、直ちに代替本部を大槌町中央公民館に設置するものとする。

(3) 設置の公表

町本部長は、災害警戒本部、又は災害対策本部を設置した場合、関係機関（下記表）に連絡するものとする。廃止の場合も同様とする。各部長は、市本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知させていく。

〔関係機関先電話番号及び所在地〕

機 関 名	通知方法 (電話番号)	所 在 地
沿岸広域振興局経営企画部	25-2701	釜石市新町 6-50
釜石大槌地区行政事務組合 消 防 本 部	26-0031	釜石市鈴子町 15-2
釜石大槌地区行政事務組合 大 槌 消 防 署	42-3121	大槌町上町 1-3
釜 石 警 察 署	22-0110	釜石市嬉石町 2-5-1
釜石警察署大槌交番所	42-3130	大槌町上町 1-3
釜石海上保安部	22-3820	釜石市魚河岸 1-2
東北電力(株)釜石営業所	24-2867	釜石市大町 1-1-7
東日本電信電話(株) 岩 手 支 店	019-625-4960	盛岡市中央通 1-2-2
東日本旅客鉄道(株) 釜石線営業所	22-1781	釜石市鈴子町 22-5
三陸国道事務所 釜石維持出張所	26-5014	釜石市大字平田 3-61-72

(4) 町本部の明示

災害対策本部を設置した場合、本部入口に災害対策本部の表示看板を掲げる。
本部員を明示するために、腕章を交付する。

(5) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 町本部長が、町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
- イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

第3 職員の活動態勢

1 配備基準

区分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 1号警戒配備	ア 気象警報（海上に対する濃霧警報、波浪警報及び風警報を除く。）が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 長雨等により地面現象災害が多数発生する場合において、総務部長が必要と認める場合 ウ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、総務部長が特に必要と認める場合	総務課職員（火災時は、総務課、保健福祉課、水道事業所の各職員、避難所開設の場合は、各避難場所に配置されている職員）
(2) 2号警戒配備	ア 津波注意報が発表された場合 イ 町の地域に震度4の地震が発生した場合	全ての部長、総務課職員、避難所開設の場合は、各避難場所に配置されている職員
(3) 1号非常配備	ア 特別警報が発表された場合 イ 相当規模の災害が発生した場合 ウ 津波警報が発表された場合 エ 町の地域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合	全ての管理職、総務課職員、各避難路、避難所に配置されている職員
(4) 2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 イ 町の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員

本部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、他部の職員を指名することができる。

2 勤務時間外の対応

(1) 参集

配備基準にもとづき、参集先を確認する。ただし、勤務時間外の参集や、勤務時間内の外出時において、津波到達予想時刻が迫っている場合、安全な移動行程が確保できない場合等、安全が確保できない場合は参集せず、自宅その他の安全な場所で待機する。

(2) 連絡体制（緊急初動体制）

夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時の情報は、宿日直者が受領し、直ちに総務部長、防災担当職員に連絡し、災害対策本部の体制が整うまで、総務部を中心に、必要に応じ、緊急初動特別班を構成し対応する。

(3) 所属公所へ参集できない場合の対応

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により登庁できない場合は、最寄りの避難場所に参集する。

参集した職員は、避難所の責任者に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

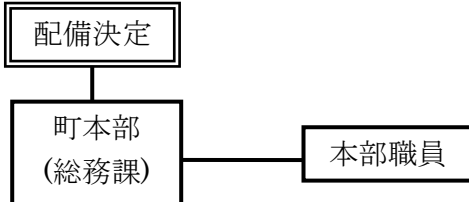
到着の報告を受けた避難所の責任者は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長（各部長）に報告する。

避難所の責任者は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属部署へ移動することが可能と判断した場合は、所属部長と協議の上、当該職員の移動を命ずる。

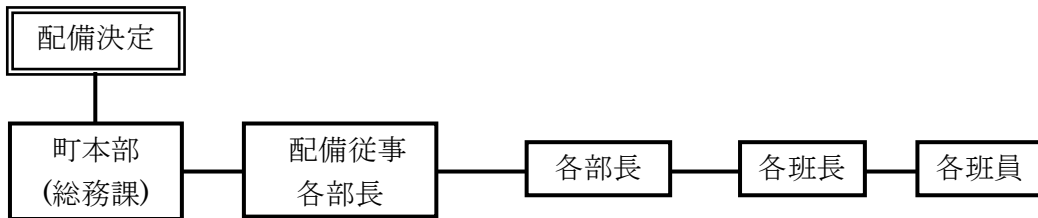
3 動員系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



4 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	○防災行政無線、庁内放送、電話（携帯電話を含む）等
勤務時間外	○防災行政無線、広報車、電話（携帯電話を含む）等

各部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- (1) 配備指令の系統及び順位
- (2) 職員ごとの参集方法及び所要時間
- (3) 所属公所に参集できない場合の参集先
- (4) その他必要な事項

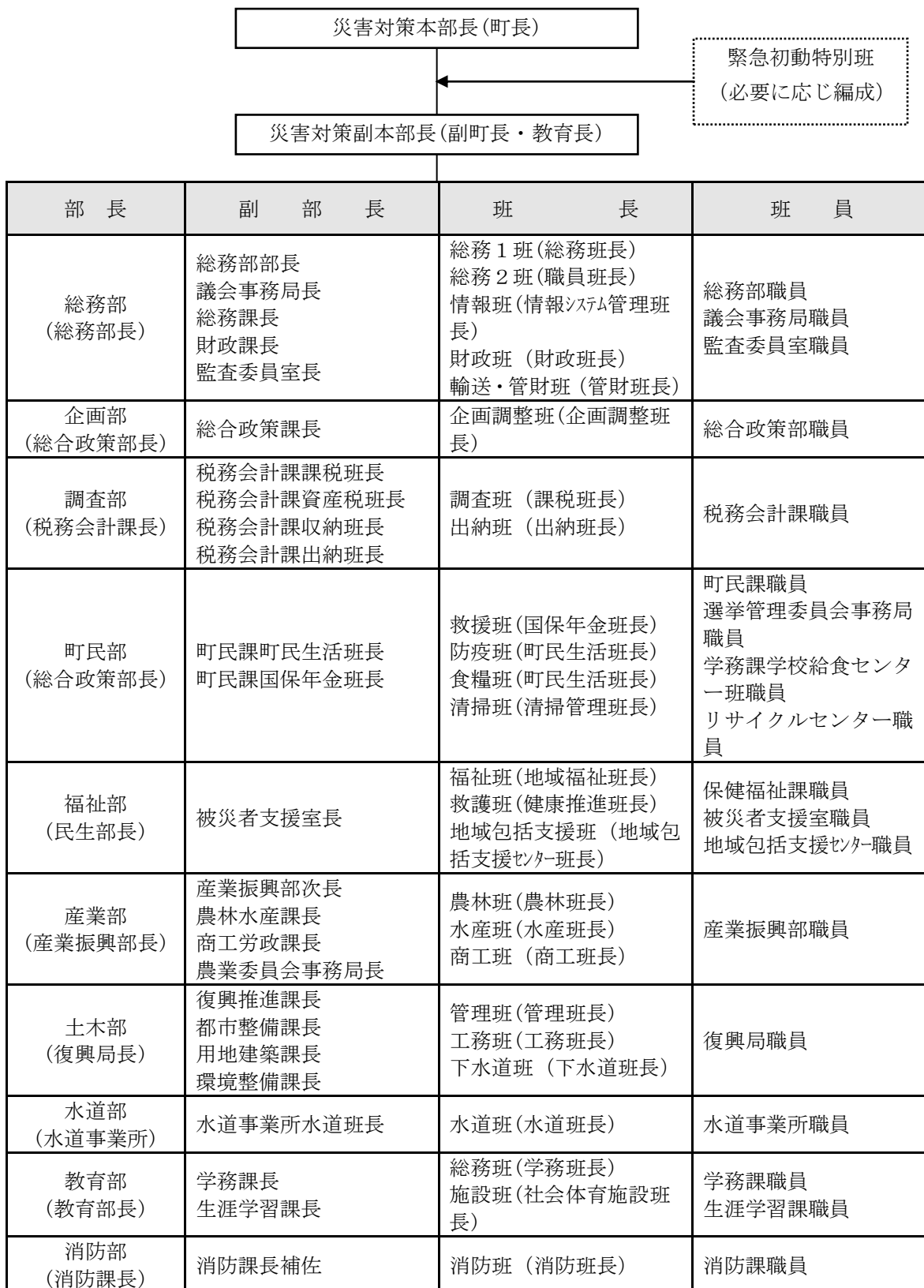
第4 防災関係機関の活動態勢

防災関係機関は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。

防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。

災害応急対策の実施に当たっては、県、町との連携（県総合調整所との連携等）を図る。

別表1 [大槌町災害対策本部組織編成表]



別表2 [災害対策本部事務分掌]

(1/4)

部	班名	分掌事項
総務部	総務1班	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の行う防災対策の総合調整に関すること ○防災会議に関すること ○本部の庶務に関すること ○防災機関との連絡調整に関すること ○避難所の設置判断に関すること ○応援隊の派遣要請に関すること ○自衛隊の派遣要請に関すること ○避難勧告・指示に関すること ○防災行政無線の通信業務に関すること ○災害救助法の適用判断に関すること ○消防団活動の統制に関すること ○その他他部に属さない事項
	総務2班	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の非常招集に関すること ○非常通信に関すること ○交通関係機関との連絡調整に関すること ○避難車両の誘導、整理に関すること ○被災地の交通に関すること ○県本部に対する資材等の斡旋及び協力要請に関すること
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の取りまとめ及び伝達、報告に関すること ○気象予報等の伝達に関すること ○災害広報、記録に関すること
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策予算の調整に関すること ○物的応急公用負担命令並びに補償に関すること ○災害関係物品の購入並びに受払に関すること
	輸送・管財班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送車両の確保に関すること ○輸送用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること ○町有財産の被害調査に関すること ○町有車両の集中管理及び配車計画に関すること
企画部	企画調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○渉外に関すること ○報道機関との連絡調整に関すること ○輸送機関との連絡調整に関すること ○従事命令に関すること
調査部	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明の発行に関すること ○災害の情報及び被害状況等の調査取りまとめに関すること ○被災納税者の取扱いに関すること（減免、徴収猶予）
	出納班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策等の費用の経理に関すること ○災害見舞金の出納管理に関すること ○会計に関すること

(2/4)

部	班名	分掌事項
町民部	救援班	<ul style="list-style-type: none"> ○生活必需物資の調達及び配分に関する事 ○被災者に対する他市町村在住者からの照会等の連絡・回答に関する事 ○国民年金申請免除に関する事 ○世帯別の避難先の確認、登録に関する事 ○個人名気付援護物資の配達に関する事
	防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫用資機材の確保に関する事 ○防疫に関する事 ○し尿処理に関する事 ○防犯関係機関との連絡調整に関する事 ○遺体の埋葬許可に関する事
	食糧班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急食料の調達供給に関する事 ○炊き出し給食に関する事
	清掃班	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する事
福祉部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設の被害調査に関する事 ○生業生活資金の貸与に関する事 ○義援金の受付、配分に関する事 ○義援物資、町備蓄物資等の授受、配布に関する事 ○ボランティア活動に係る連絡調整に関する事 ○緊急災害相談所等の設置、運営に関する事 ○福祉避難施設との連絡調整に関する事
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置に関する事 ○医療機関並びに医療関係者の動員に関する事 ○患者の輸送及び看護に関する事 ○医療施設等の被害調査に関する事 ○医療薬品及び衛生材料の確保に関する事 ○保健活動に関する事 ○臨時予防接種の実施に関する事
	地域包括支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅事業所利用者の安否確認に関する事
産業部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> ○農業種苗の確保、配分に関する事 ○被災農林家の災害融資に関する事 ○農林業関係被害調査に関する事 ○畜産応急対策の実施に関する事 ○病虫害の防除に関する事 ○農林関係の復旧資材の確保並びに応急工作に関する事 ○へい獣処理に関する事

(3/4)

部	班名	分掌事項
産業部	水産班	<ul style="list-style-type: none"> ○漁家、水産被害調査に関する事 ○被害漁家の災害融資に関する事 ○在港船舶（漁船）対策に関する事 ○水産関係の応急復旧資材の確保に関する事 ○漁港施設の応急措置に関する事 ○緊急輸送用船舶の確保に関する事 ○流出油対策に関する事
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> ○商工鉦、観光関係の応急復旧資材の確保に関する事 ○被災商工鉦業者の災害融資に関する事 ○観光客対策に関する事 ○商工鉦、観光関係の被害調査に関する事 ○労務の供給に関する事
土木部	工務班	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設等の被害調査に関する事 ○応急復旧用資材の確保、調達、斡旋に関する事
	管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の保全及び交通制限に関する事 ○道路、河川、橋梁の応急対策及び障害物除去に関する事 ○国、県道管理機関との連絡調整に関する事 ○水防活動の実施に関する事 ○町営住宅及び公共建築物対策に関する事 ○応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 ○住宅情報相談窓口の設置に関する事 ○公園管理、都市計画施設の被害調査、復旧に関する事
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道等の保全に関する事 ○都市下水路等の保全に関する事
水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道及び簡易水道施設の被害調査に関する事 ○飲料水の確保、供給に関する事 ○上水道及び簡易水道施設の応急復旧に関する事

(4/4)

部	班名	分掌事項
教育部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 ○学用品及び教材等の調達、確保に関する事 ○災害時の応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の被害調査及び応急対策に関する事 ○学校給食に実施に関する事 ○学校給付金等の減免措置に関する事
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 ○文化財保護に関する事 ○避難所の開設に関する事 ○避難住民の誘導、受け入れに関する事 ○避難住民の安全確保に関する事 ○備蓄物資の保管、使用に関する事 ○公民館、分館の被害調査及び応急復旧に関する事
消防部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災警報の発表に関する事 ○情報の収集、伝達に関する事 ○非常通信に関する事 ○警戒区域設定に関する事 ○広域応援に係る連絡調整に関する事 ○消防施設等の被害状況調査に関する事 ○消防及び水防活動に関する事 ○避難の指示、誘導に関する事 ○救急、救助活動に関する事 ○行方不明者の捜索に関する事 ○防災上支障のある設備、物件の除去及び保安の指示に関する事 ○水門・扉門の閉鎖、解放に関する事

第2節 気象予警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施責任者

機 関 名	担 当 業 務
町本部長	○気象予警報等の周知 ○火災警報の発表

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	担 当 業 務
総 務 部	情 報 班	○気象予警報等の伝達
消 防 部	消 防 班	○火災警報の発表

第3 実施要領

1 気象予警報等の種類及び伝達

(1) 気象予警報等の種類

気象予警報等の種類及びその内容は次のとおりである。

ア 情報の種類（警報、注意報）

警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	1時間雨量 40mm (暫定基準)
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm (暫定基準)
		流域雨量指数基準	大槌川流域=17 小鎚川流域=16
	洪水	複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ (平野部)	30cm
		12時間降雪の深さ (山沿い)	50cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位	0.9m (暫定基準)	
注意報	大雨 (浸水害)	雨量基準	1時間雨量 25mm (暫定基準)
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	76
	洪水	雨量基準	1時間雨量 25mm (暫定基準)
		流域雨量指数基準	大槌川流域=7 (暫定基準) 小鎚川流域=9 (暫定基準)
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ (平野部)	15cm
		12時間降雪の深さ (山沿い)	20cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	0.6m (暫定基準)
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程(陸上)	100m
		視程(海上)	500m
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が2時間継続 ②最小湿度 35%、実効湿度 60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		

注) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、大雨、洪水警報・注意報の雨量基準について通常の8割、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について通常の7割の暫定基準を適用。また、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用。

イ 情報の種類（記録的短時間大雨情報、特別警報）

記録的短時間 大雨情報	1時間雨量 100mm				
特別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月九州北部豪雨（死者行方不明者32人） 平成23年台風12号（死者行方不明者98人） 	
		（雨を要因とする特別警報の指標） 次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降る続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm（1時間50mmが3時間続くことに相当）を超える格子のみをカウント対象とする）。			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により→	暴風が吹くと予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年伊勢湾台風（死者行方不明者5,000人以上） 昭和9年室戸台風（死者行方不明者3,000人以上） 	
	高潮		高潮になると予想される場合		
	波浪		高浪になると予想される場合		
		（台風を要因とする特別警報の指標） 「伊勢湾大風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下、風速60m/s以上とする。			
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年豪雪（死者行方不明者152人以上） 昭和38年1月豪雪（死者行方不明者231人以上）
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
	（大雪を要因とする特別警報の指標） 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。				
		地震動	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付け）		
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付け）			
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合			

ウ 情報の種類（地震情報）

種類	発表基準	発表内容
緊急地震速報	○地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合	○強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表
震度速報	○震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ○「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	○以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	○国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	○観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

エ 情報の種類（津波情報）

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載、詳細は、津波対策編に記載）を発表します。 ○この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲う可能性がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（※1）	○沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（※2）	○沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そこで、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

※2）津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表し、津波が到達中であることを伝達する。

【消防法に基づくもの】

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	○気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合。 ○最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速 7m/s 以上が2時間以上継続すると予想される場合。 ○最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合。 ○平均風速が 10m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）。
火 災 警 報	○火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大の恐れがあると認められる場合。

【水防法に基づくもの】

種 類	通 報 基 準
県管理河川水防警報	○洪水によって災害が起こるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの。
県管理河川避難判断水位情報	○河川の水位が避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの。

【水防法及び気象業務法に基づくもの】

一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種 類	通 報 基 準
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ。
水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報に同じ。
水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報等の区分	発 表 機 関	伝 達 系 等
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方气象台	○気象予警報等伝達系統図（別図1）のとおり。 ○土砂災害警戒情報伝達系統図（別図2）のとおり。
津波についての予報（注意報・警報）	仙台管区气象台	○津波予報（注意報・警報）伝達系統図（別図3）のとおり。
地震及び津波に関する情報	仙台管区气象台 盛岡地方气象台	○地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図4）のとおり。
大槌川水防警報・避難判断水位情報	沿岸広域振興局土木部	○大槌川水防警報伝達系統図（別図5）のとおり。
火災警報	消 防 署	○気象予警報等伝達系統図（別図1）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

町長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

町長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

町長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ ラジオ	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	ク モバイルメール
ウ CATV	カ サイレン	

(5) 県の措置

気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
気象予報・警報、津波注意報・警報、火山に関する予報・警報、地震・火山及び津波に関する情報	総合防災室	○市町村長及び消防本部消防長 ○広域振興局副局長及び地方振興局長及び広域振興局総合支局長 ○所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
火災気象通報		○市町村長(消防に関する事務を処理する一部事務組合に加入している市町村の長を除く。) ○消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者
津波注意報・警報	警察本部 (警備課) (地域課)	○沿岸市町村長 ○沿岸警察署長
県管理河川水防警報、 県管理河川避難判断水位情報	河川課	○所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする部長

(6) 防災関係機関の措置

- ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)
警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。
- イ 釜石海上保安部
警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。
- ウ 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- エ その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

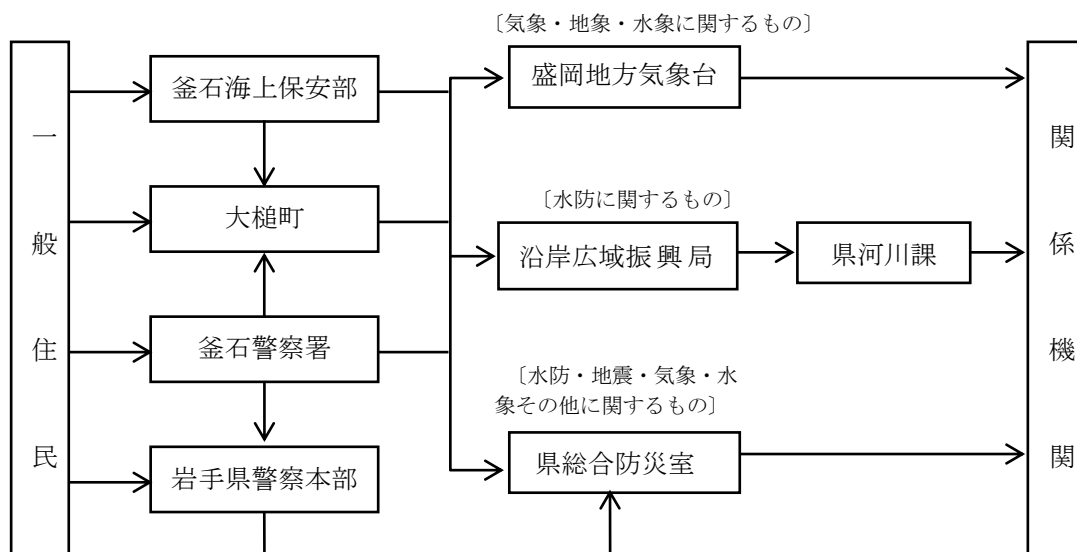
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長の通報先

前号により通報を受けた場合、町長は、次の区分により担当機関の長に通報し、担当機関の長は、その内容に応じて関係機関に通報する。

種類	担当期間	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	沿岸広域振興局 県総合防災室	○県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台（各測候所） 県総合防災室	○気象、地象、水象に係るすべてのもの
水防・地震・気象・水象・その他に関するもの	県総合防災室	○国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

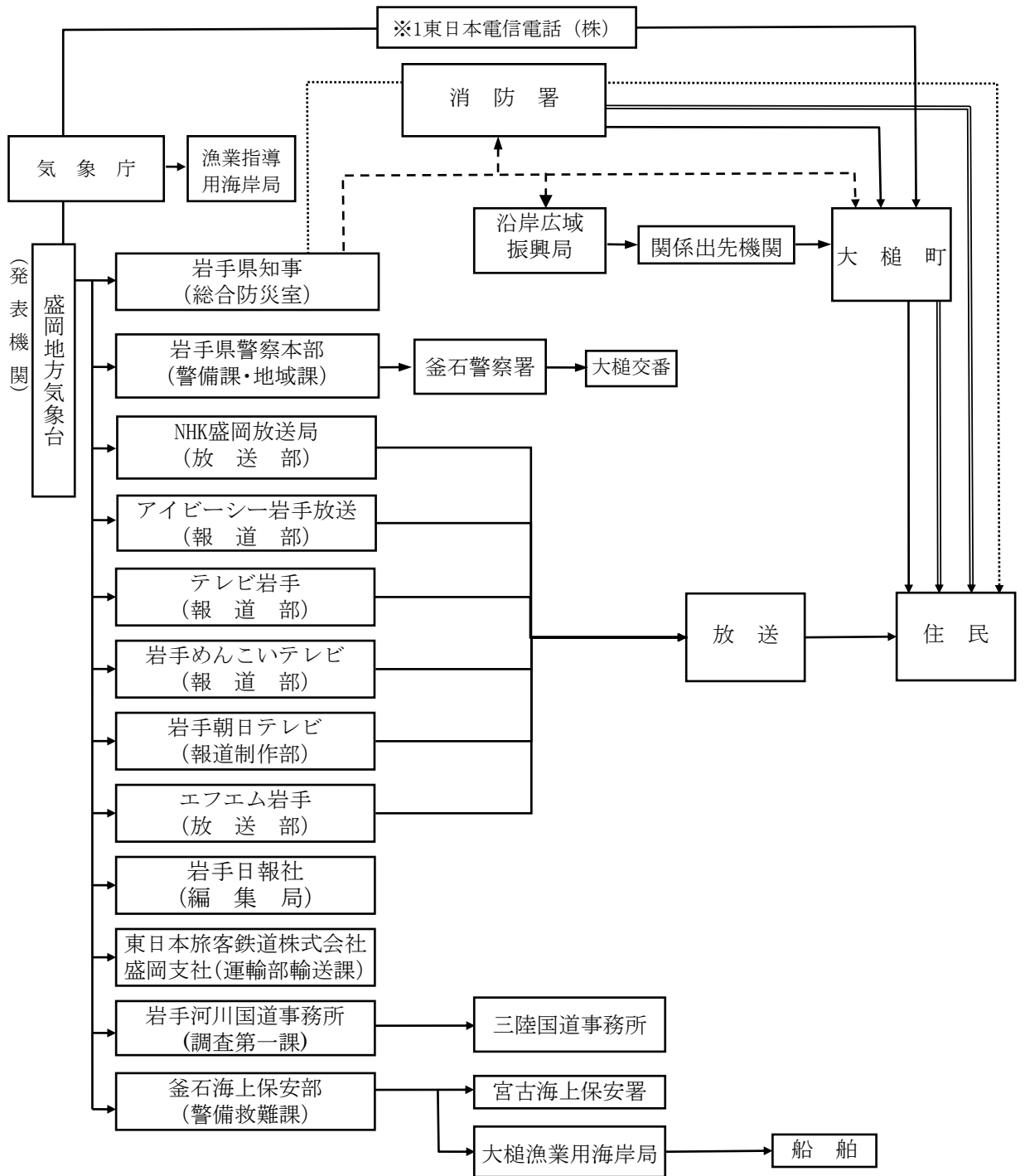


(3) 異常現象の種類

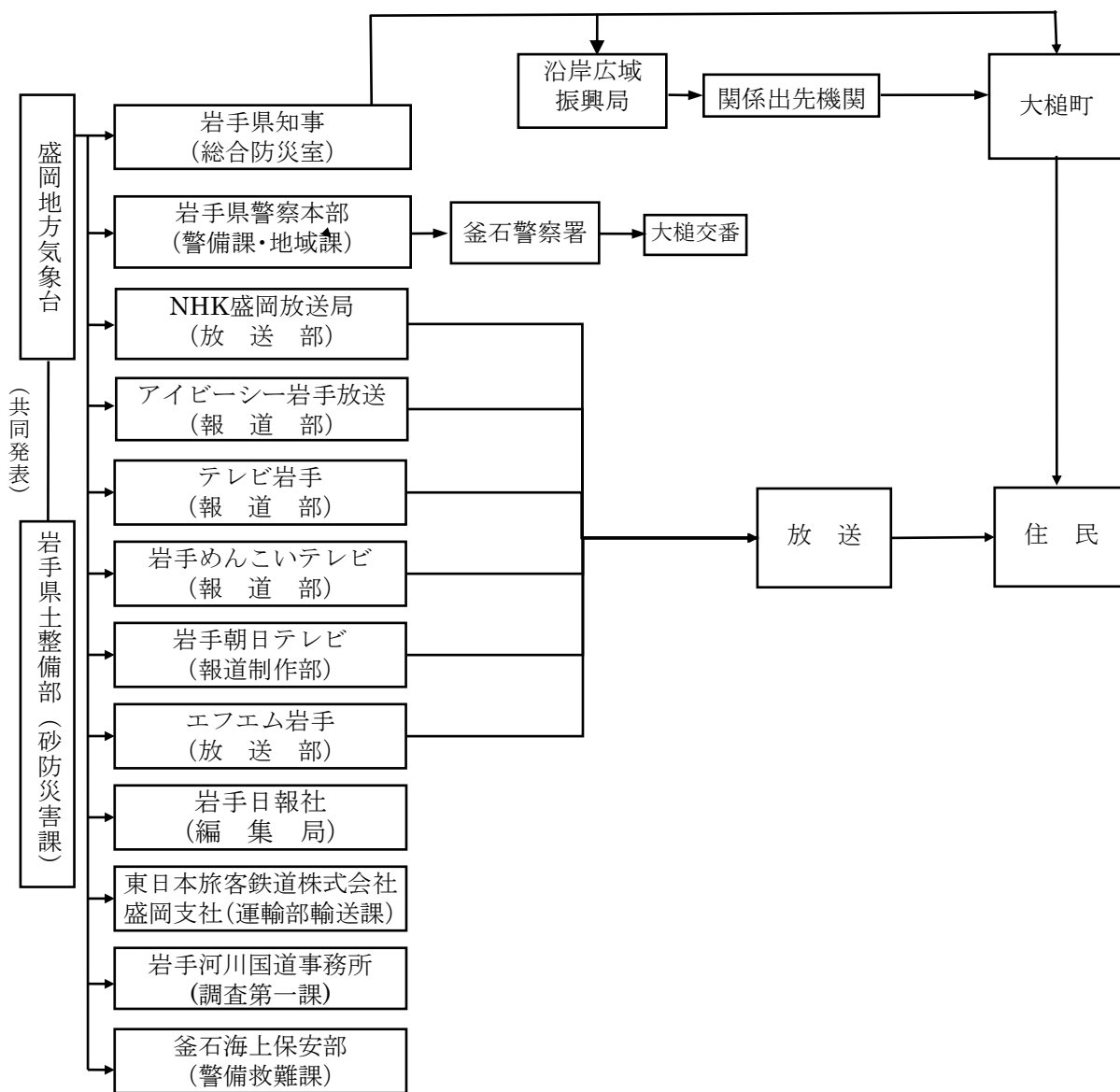
通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異常現象の内容
水防に関する事項	○堤防の異常
気象に関する事項	○竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 震 関 係	○数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
土砂災害関係	○溪流 ・流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り ○がけ崩れ ・小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項	○潮位の異常な変動
その他に関する事項	○通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図 1(気象予報警報伝達系統図)

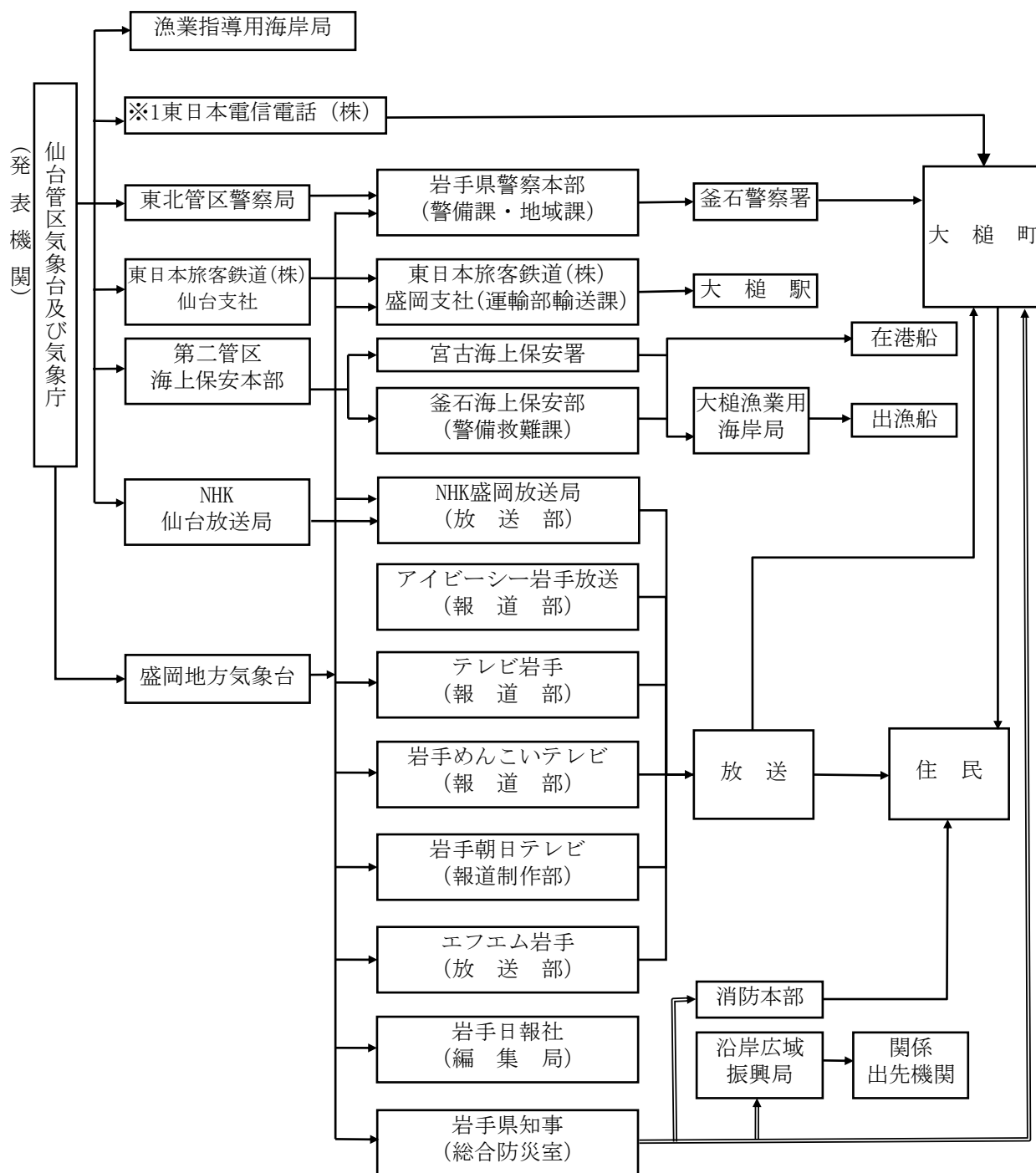


別図 2 (土砂災害警戒情報伝達系統図)



- ※1) 警報発表及び解除のみ。
- ※2) 火災警報は、町長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- ※3) 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- ※4) 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先するものとする。
- ※5) 線は、火災気象通報通知・伝達系統
- ※6) —— 線は、火災警報伝達・通知・伝達系統
- 線は、防災行政無線
- ※7) 線は、防災行政無線

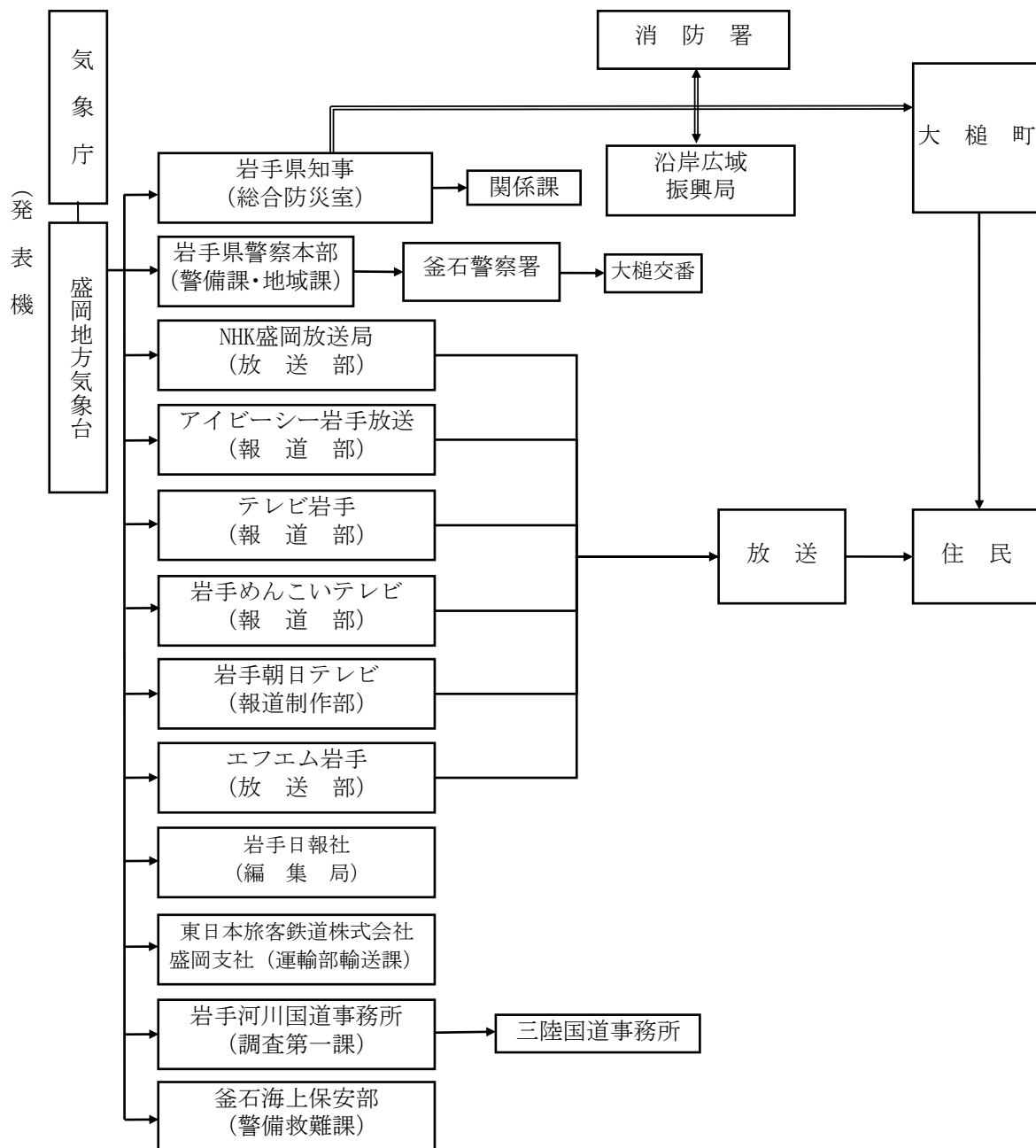
別図 3 (津波予報 (注意報・警報) 伝達系統図)



※1) 警報発表及び解除のみ。

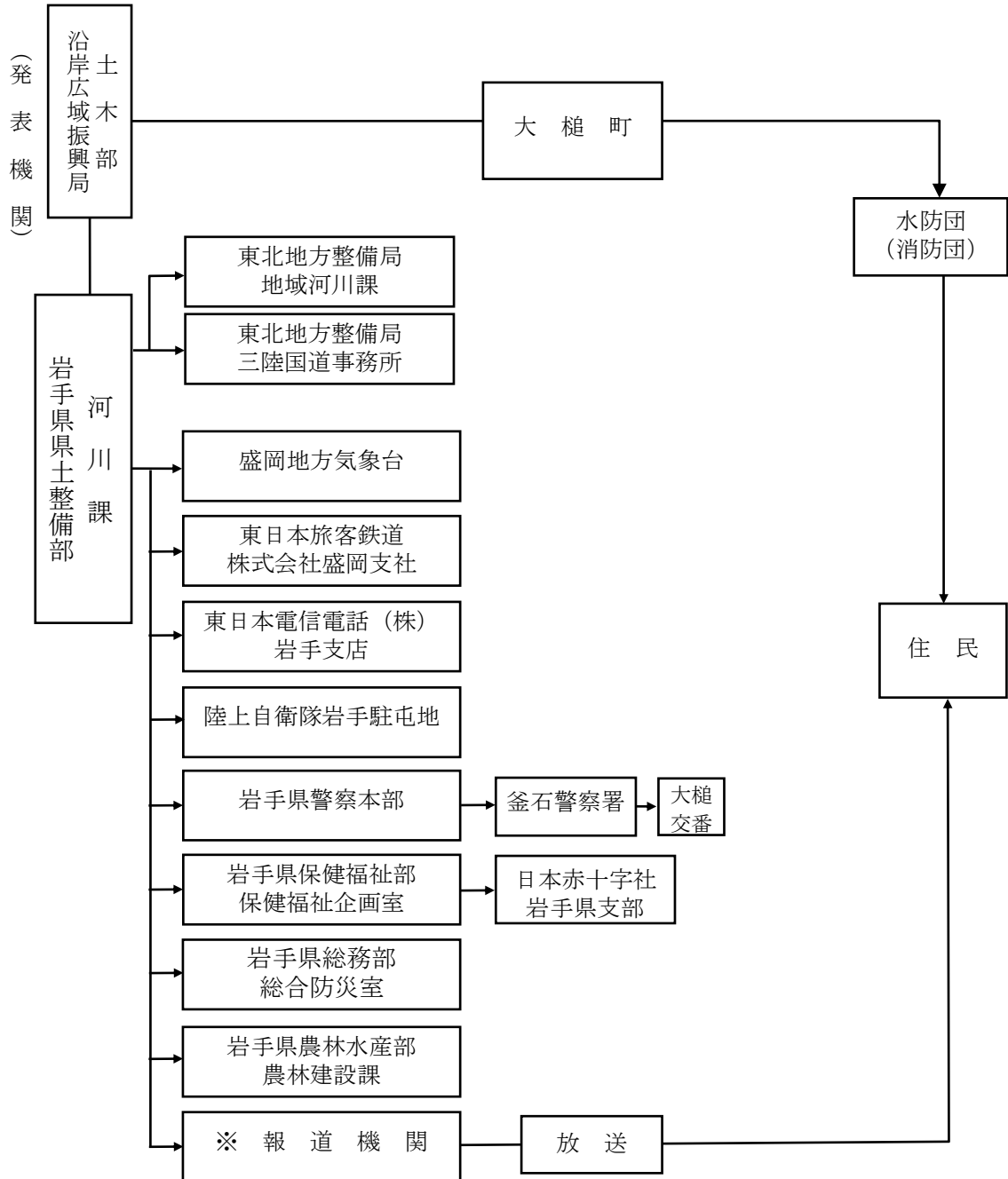
※2) ——— 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

別図 4 (地震及び津波に関する情報伝達系統図)



- ※1) ——— 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- ※2) 「各地の震度に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。

別図 5 (大槌川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図)



※1) 報道機関： NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

別表1 気象予報等通知計画（勤務時間）

区分		通知受信者								
		総務課長	財政課長	保健福祉課長	町民課長	農林水産課長	環境整備課長	水道事業所長	各課・所長	
津波・気象予報通知	気象情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地震津波情報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	気象注意報	風雪注意報	○	○				○		
		強風注意報	○	○			○	○		
		乾燥注意報	○				○			
		低温注意報	○	○			○			
		着雪注意報	○	○			○	○		
		なだれ注意報	○	○			○	○		
		大雪注意報	○	○	○	○	○	○		
		融雪注意報	○	○				○		
		濃霧注意報	○				○			
		霜注意報	○	○			○			
		雷注意報	○						○	
		大雨注意報	○	○	○	○	○	○	○	
	洪水注意報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	津波注意報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高潮注意報	○				○	○			
	波浪注意報	○				○	○			
	気象警報	暴風警報	○	○	○	○	○	○	○	○
		暴風雪警報	○	○	○	○	○	○	○	○
		大雨警報	○	○	○	○	○	○	○	○
		大雪警報	○	○	○	○	○	○	○	○
	洪水警報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	津波警報	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高潮警報	○				○	○			
	波浪警報	○				○	○			
火災警報	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表2 (勤務時間外)

区分		通知受信者	総務課長	財政課長	保健福祉課長	町民課長	農林水産課長	環境整備課長	水道事業所長	各課・所長
		気象情報	○							
		地震津波情報	○							○
津波・気象予警報通知	気象注意報	風雪注意報								
		強風注意報	○							
		乾燥注意報								
		低温注意報								
		着雪注意報								
		なだれ注意報								
		大雪注意報	○	○				○		
		融雪注意報								
		濃霧注意報								
		霜注意報								
		雷注意報								
		大雨注意報	○					○		
				洪水注意報	○				○	
			津波注意報	○	○	○	○	○	○	○
			高潮注意報							
			波浪注意報							
	気象警報	暴風警報	○				○	○		
		暴風雪警報	○				○	○		
		大雨警報	○	○			○	○		
		大雪警報	○	○			○	○		
		洪水警報	○	○	○	○	○	○		
		津波警報	○	○		○	○	○	○	
		高潮警報	○				○			
		波浪警報	○				○			
		火災警報	○	○	○	○	○	○	○	

別表3 (1/2) 町内所在官公署及び団体通知計画

伝達責任者	伝 達 先		
	名 称	所 在 地	電話番号
総務課長	大槌郵便局	大槌15-迫田48-3	42-2132
	東京大学大気海洋研究所 国際沿岸研究センター	赤浜 2-106-1	42-5611
保健福祉課長	県立大槌病院仮設診療所	大槌 15 地割 95-250	42-2121
	大槌おおのクリニック	吉里吉里 2 丁目 9 番 20 号	44-3122
	植田医院	大槌町小槌 23 地割字寺野 23-1	42-2130
	藤井小児科内科クリニック	小槌 27-3-4 シーサイトタウンマスト 2F	42-7788
	道又内科小児科医院	大槌 15 地割字辺地ヶ沢 95-255	42-2500
	町立安渡保育所	小槌第 22 地割	42-3037
	私立大槌保育園	小槌26-161-5	42-2136
	私立吉里吉里保育園	吉里吉里1-6-17	44-2536
	私立堤乳幼児保育園	吉里吉里2-2-2	44-2838
	私立大ヶ口保育園	大ヶ口1-18-12	42-6977
	特別養護老人ホーム三陸園	吉里吉里32-18-25	44-2121
	特別養護老人ホームらふたあヒルズ	吉里吉里29-21-57	44-1133
	デイサービスセンターはまぎく	小槌23-86-4	42-2059
	ケアプラザおおつち	小槌14-82-1	41-1200
	わらび学園	小槌15-43-2	42-7741
	グループホーム城山の杜	大槌15-5-1	42-5750
四季の郷	小槌16-18-1	41-1521	

別表3 (2/2) 町内所在官公署及び団体通知計画

伝達責任者	伝 達 先		
	名 称	所 在 地	電話番号
商工労政課長	大槌商工会	大槌第12地割25番地2 産業復興団地D棟2	42-2536
	浪板海岸管理事務所(夏期)	浪板	42-2821
農林水産課長	新おおつち漁業協同組合	吉里吉里 2-1-13	44-2321
	大槌無線漁業協同組合	赤浜1-1-1	42-2135
	大槌団地水産加工業協同組合	大槌21-21-81	42-6858
	釜石地方森林組合大槌事務所	大町1-46	42-3624
	花巻農業協同組合大槌支所	大槌第16地割25	42-4170
	大槌町畜産振興公社	小槌(新山)	57-2066
	吉里吉里海岸管理事務所	吉里吉里海岸	44-2511
教育長	大槌小学校	大槌町小槌22地割	42-3227
	大槌中学校	大槌町小槌22地割	42-2289
	吉里吉里小学校	吉里吉里2-4-1	44-2210
	吉里吉里中学校	吉里吉里1-215	44-2310
	県立大槌高等学校	大槌15-71-1	42-3025
	おさなご幼稚園	桜木町2-24	42-3032
	みどり幼稚園	大槌23-45-2	42-3026
	中央公民館仮安渡分館	安渡2丁目11-1	42-3556
	中央公民館仮赤浜分館	赤浜1丁目2-12	42-6562
	中央公民館仮吉里吉里分館	吉里吉里2丁目4-1	44-2221
	中央公民館浪板分館	吉里吉里11-25	44-2101
	学校給食センター	吉里吉里1-1-1	43-1015

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線、無線を通じた通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化、サブシステム化、代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設が損壊した場合において、迅速に応急復旧が出来るよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、非常通話又は電報を利用し、通信を確保する。

(1) 非常・緊急通話用電話の指定

町及び防災関係機関は、非常・緊急通話を利用するため、あらかじめ、東日本電信電話(株)岩手支店に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

町本部で「非常・緊急通話」のためNTTの承認を受けた番号は、次のとおりである。

非常・緊急通話用電話	0193-42-2116
------------	--------------

(2) 非常・緊急通話の利用

町及び防災関係機関は、公衆電気通信設備による通話が不能又は困難である場合は、非常・緊急通話用の電話機において通信を行う。

非常・緊急通話を利用する場合は、102番をダイヤルし、非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の別、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込む。

[資料編⑧-1 非常通話の取扱要領]

(3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、発信紙の余白欄に「非常」又は「緊急」と朱書きし、電報サービスセンターに申し込む。

電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報サービスセンターに申告の上、申し込む。

【非常電話の内容及び利用できる機関】

	通話の内容	機関等
非常 通話	①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	○気象機関相互間
	②洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項	○水防機関相互間 ○消防機関相互間 ○水防機関と消防機関相互間
	③災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	○消防機関相互間 ○災害救助機関相互間 ○消防機関と災害救助機関相互間
	④鉄道その他の交通施設（道路を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	○輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	⑤通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	○通信の確保に直接関係がある機関相互間
	⑥電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	○電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	⑦秩序の維持のため緊急を要する事項	○警察機関相互間 ○防衛機関相互間 ○警察機関と防衛機関相互間
	⑧災害の予防又は救援のため必要な事項	○天変、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

【緊急電話の内容及び利用できる機関】

	通話の内容	機関等
緊急 通話	①火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	○非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中⑧欄に掲げるものを除く。） ○緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記機関との間
	②治安の維持のため緊急を要する事項	○警察機関相互間 ○犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

2 専用通信施設の利用

専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。

専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

【専用通信施設の設置機関】

設 備 名	設 置 者
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	三陸国道事務所、釜石港湾事務所
海上保安庁無線設備	釜石海上保安部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力(株)岩手支店
漁業無線設備	岩手県（水産技術センター）、大槌無線漁業協同組合

町が設置している専用通信施設は下記のとおりであるが、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域の各避難所に重点配備する。

〔資料編⑧-2 専用通信施設の設置状況（町）〕

【（大槌町）専用通信施設の設置状況】

設 備 名	設 置 場 所
大槌町防災行政無線設備	○大槌町
大槌町業務用無線設備	○大槌町（水道事業所）、避難所

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する専用通信施設の利用又は使用の方法

町本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信施設、消防通信施設、水防通信施設、航空保安通信設備、海上保安通信施設、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用する理由	オ 利用し、又は使用を希望する機関
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

町本部長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

管内に存する東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局は、次のとおりである。

【東北地方非常通信協議会の構成員所属無線局】

設置機関	施設の名称	設置 (常置換場所)	管理者	使用目的	備考
岩手県	SCCじちたいいわてけん いわてかはんちきゅうV8	大槌町役場	町(総務課長)	防災行政用 (電気通信業務用)	(42)2111
岩手県	SCCじちたいいわてけん いわてかはんちきゅうV144	県立大槌病院	事務局長	防災行政用 (電気通信業務用)	(42)2121
岩手県警察署	いわてけいさつ	釜石警察署	地域課長	警察事務	(22)0110
国土交通省三陸国道事務所	建設釜石国道	釜石維持出張所	三陸国道事務所	水防道路用	(26)5014
東北電力岩手支店	かまいしえいぎょう	釜石営業所	釜石営業所長		(24)2121
釜石海上保安部	かいほきちかまいし	釜石海上保安部	部長	海上保安業務	(22)4999
大槌無線漁業協同組合	JHJ	大槌無線漁業協同組合	組合長	出漁漁船との連絡	(42)2135

非常無線通信は、次の要領により、通信文を電文形式(片仮名)又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- 字数は、200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(3) アマチュア無線の活用

非常時において、他に通信連絡手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

アマチュア無線岩手釜石クラブ赤十字奉仕団無線局は、次のとおりである。

氏名	局名	住所	電話
日本赤十字社岩手県支部 アマチュア無線クラブ	JA7YDS（固定局） JE7YGL（移動局）	盛岡市中央通1-4-7	019-623-2718

(4) 自衛隊による通信支援

町本部長及び防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

町本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請、気象予警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、（株）アイビーシー岩手放送、（株）テレビ岩手、（株）岩手めんこいテレビ、（株）岩手朝日テレビ及び（株）エフエム岩手に対して要請することができる。

町本部長は、次の内容により要請する。

○主として町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

放送の要請は、次の事項を放送局に文書で通知の上、行う。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 放送を求める理由 | <input type="checkbox"/> 放送希望時間 |
| <input type="checkbox"/> 放送内容 | <input type="checkbox"/> その他必要事項 |
| <input type="checkbox"/> 放送範囲 | |

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)アイビーシー岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
	東部支社	0193-31-1141	釜石市浜町1-1-301
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
	釜石報道部	0193-22-0077	釜石市浜町1-1-204
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2525	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5511	盛岡市盛岡駅前通8-17

放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、町本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。

- ア 町本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。
- イ 町本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。
- ウ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、町本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。
- エ 県本部長から要請された放送と町本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか。
- オ 放送に要する時間等

4 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害現場で防災活動を円滑に行うことができるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

5 通信運用マニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保に努める。

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の災害対応機能の強化（耐震化、耐浪化、複数化等）を図る。
- 4 災害応急対策を実施するに当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

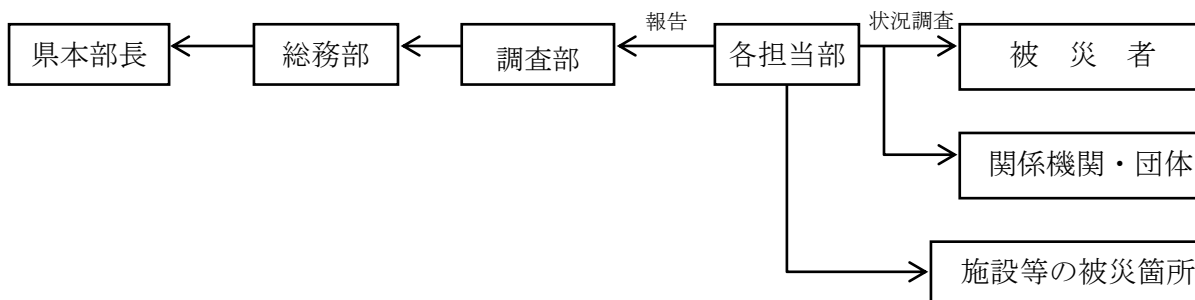
機 関 名	収集・伝達する災害情報の内容	様 式
町 本 部 長	○災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1
	○避難勧告・指示の実施状況	1-2
	○人的被害及び住家被害の状況	2
	○町有財産の被害状況	3
	○県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4
	○県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	5
	○消防施設の被害状況	6
	○自然公園施設、観光施設の被害状況	7
	○商工関係の被害状況	8
	○高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9
	○県管理以外の水産関係の被害状況	10
	○県管理以外の漁港施設の被害状況	11
	○県管理以外の農業施設の被害状況	12
	○県管理以外の農作物等の被害状況	13
	○県管理以外の家畜等の被害状況	14
	○県管理以外の農地農業用施設の被害状況	15
	○林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	16
	○町管理の河川、道路・橋梁、海岸の被害状況	17
	○県管理以外の都市施設の被害状況	19
	○町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	20
	○町立学校の被害状況	21
	○町指定文化財の被害状況	22
消 防 長	○災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 ○人的被害及び住家被害の状況 ○消防施設の被害状況	

機 関 名	収集、伝達する災害情報の内容
県 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 ○避難勧告・指示の実施状況 ○人的被害及び住家被害の状況 ○庁舎等の被害状況 ○社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況 ○医療衛生施設の被害状況 ○消防施設の被害状況 ○自然公園施設、観光施設の被害状況 ○商工関係の被害状況 ○高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況 ○水産関係の被害状況 ○漁港施設等の被害状況 ○農業施設の被害状況 ○農作物等の被害状況 ○家畜等の被害状況 ○農地農業用施設の被害状況 ○林業施設、林産物、森林の被害状況 ○河川、道路、港湾、海岸、都市施設等土木施設の被害状況 ○公営住宅等の被害状況 ○児童、生徒及び教職員の被害状況 ○学校の被害状況 ○文化財の被害状況 ○船舶の被害状況 ○通信事故・通信規制情報- ○電力関係施設の被害状況 ○工業用水道の被害状況 ○鉄道関係の被害状況
釜石海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 ○人的被害の状況
三陸国道事務所	○国管理の道路、橋梁、海岸、砂防及び地すべり防止施設等の被害状況
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	○震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況
N T T 東 日 本 岩 手 支 店 (株)NTTドコモ東北 K D D I (株)	○所管する電気通信関係施設の被害状況
J R 東 日 本 釜 石 線 営 業 所	○所管する鉄道関係施設の被災状況
東 北 電 力 (株) 釜 石 営 業 所	○所管する電力関係施設の被災状況

【町本部の担当部・班】

部	班	業 務 内 容
総 務 部	総務1班	○県本部長に対する災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況報告 ○人的被害及び住家被害の状況報告 ○県本部長に対する情報収集、被害調査の応援要請
	総務2班	
総 務 部	輸送・管財班	○町有財産の被害状況調査
調 査 部	調査班	○各部の災害情報及び被害状況調査結果の取りまとめ
町 民 部	救援班	○衛生施設の被害状況調査
	防疫班	
福 祉 部	福祉班	○社会福祉施設の被害状況調査
	救護班	○医療施設の被害状況調査
産 業 部	農林班	○農業施設の被害状況調査 ○農作物等の被害状況調査 ○家畜等の被害状況調査 ○農地農業用施設の被害状況調査 ○林業施設、林産物、町有林、私有林の被害状況調査
	水産班	○水産関係の被害状況調査 ○漁港施設の被害状況調査 ○自然公園施設、観光施設の被害状況調査 ○商工関係の被害状況調査 ○高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況調査
	商工班	○商工鉱、観光関係の被害調査に関すること
土 木 部	管理班	○町管理の河川、道路・橋梁、海岸の被害状況調査
	工務班	○都市施設の被害状況調査
	下水道班	○公共下水道の被害調査
水 道 部	水道班	○上水道及び簡易水道施設の被害状況調査
教 育 部	総務班	○町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況調査 ○町立学校施設の被害状況調査
	施設班	○公民館、分館の被害状況調査 ○指定文化財の被害状況調査
消 防 部	消防班	○消防施設の被害状況調査

(調査結果報告系統図)



第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町本部

町本部長は、災害の発生が予想され、又は災害が発生したときは、情報収集担当者及び報告責任者を定めて、災害情報の収集に努めるとともに収集した情報を分析し、報告を要する災害及び基準に適合した場合若しくは応急対策を実施するため必要と認めるときは、県本部長、釜石地方支部長、その他関係機関に対する迅速正確な連絡情報を行うものとする。

町本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

ア 各部等の長は、災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、総務部長に通報するものとする。

イ 総務部長は、前記の通報又は、直接収集した被害状況を取りまとめ、関係部署長等に通報するとともに、重要と認める事項については、町本部長及び副部長に報告するものとする。

ウ 総務部長は、通報を受けた被害が、後記の「報告を要する被害の基準」に達したときは、県の報告受領機関に報告するものとする。

町本部長は災害情報の収集に当たっては、釜石警察署と緊密に連絡を行う。

町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、釜石地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援機関	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

町本部長は、被害状況を釜石地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

町本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告

する。

町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、戸別の災害情報などの概括情報を報告する。
- イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
- エ 孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、町との情報収集伝達体制の強化を図ると共に、機関同士の情報収集・伝達体制の強化も検討する。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ア 町の地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 県又は町が災害対本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は町における災害は軽微であっても全県或いは全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが社会に及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編⑧-3の「被害状況の判定基準」を参照されたい。

(3) 災害情報の種類

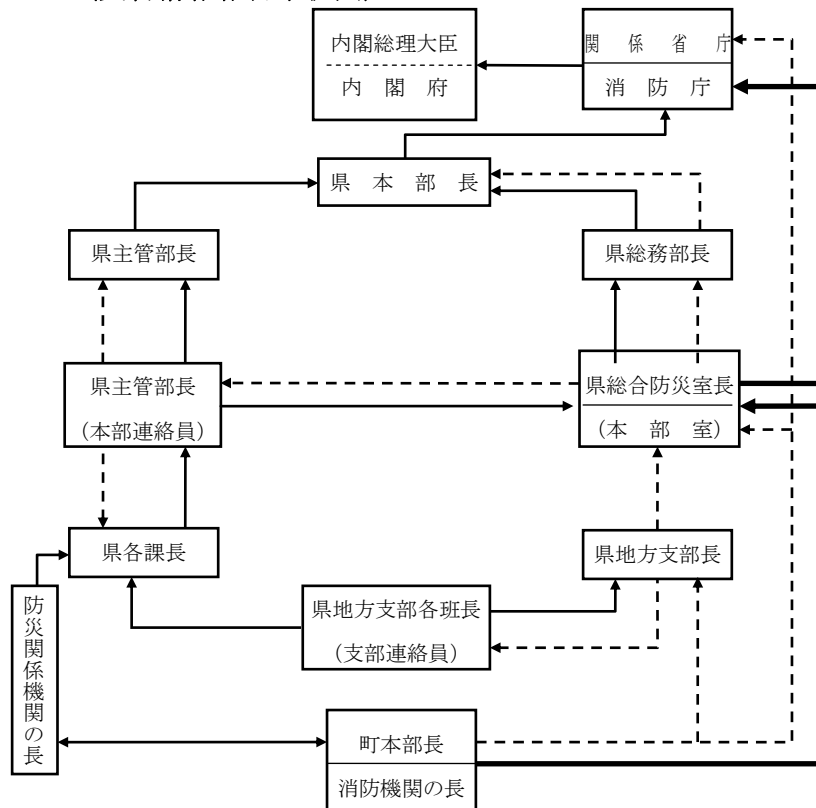
災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	○被害発生後にその概要を報告するとともに、被害応急対応の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式 1～1-1	○原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXまたはバックアップ用として利用するものとする。
	○災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生の初期に）、種類別に報告するもの	様式 A～J 及び様式 2-1、3、4、5、6-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	○被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2-25	
その他の報告	○前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 報告の系統

町本部長から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

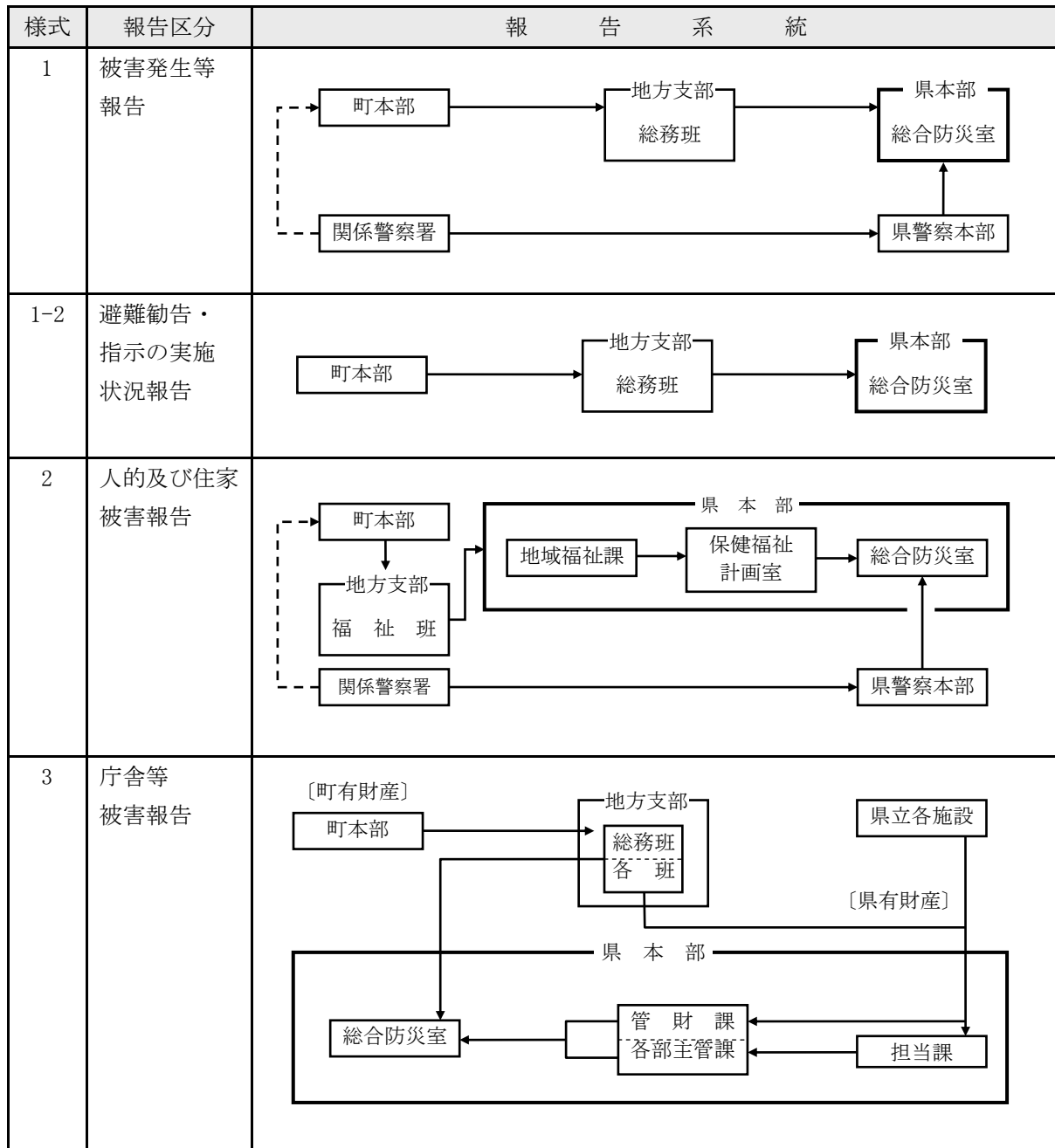
(災害情報報告系統図)



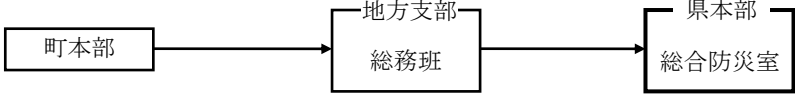
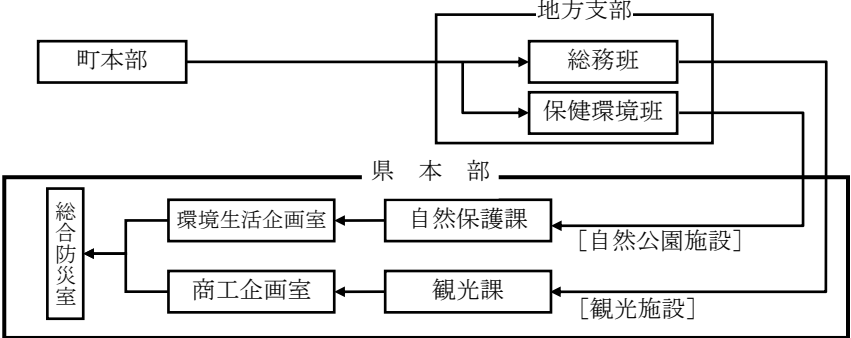
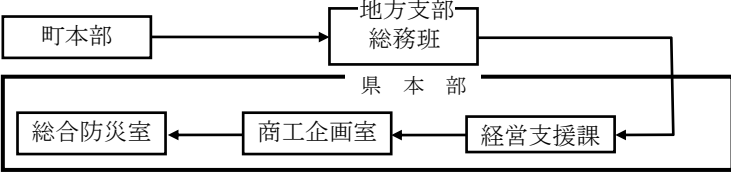
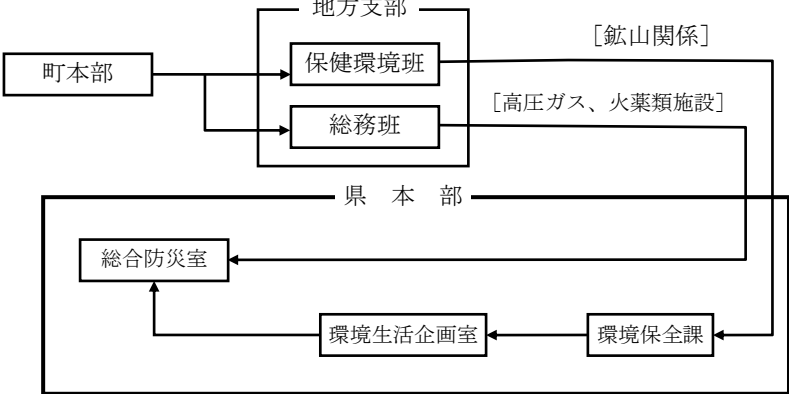
- 被害情報のうち発生報告、応急対策報告、その他の報告
- 被害情報（発生情報を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の種類

(報告区分別系統図)

(1/7)

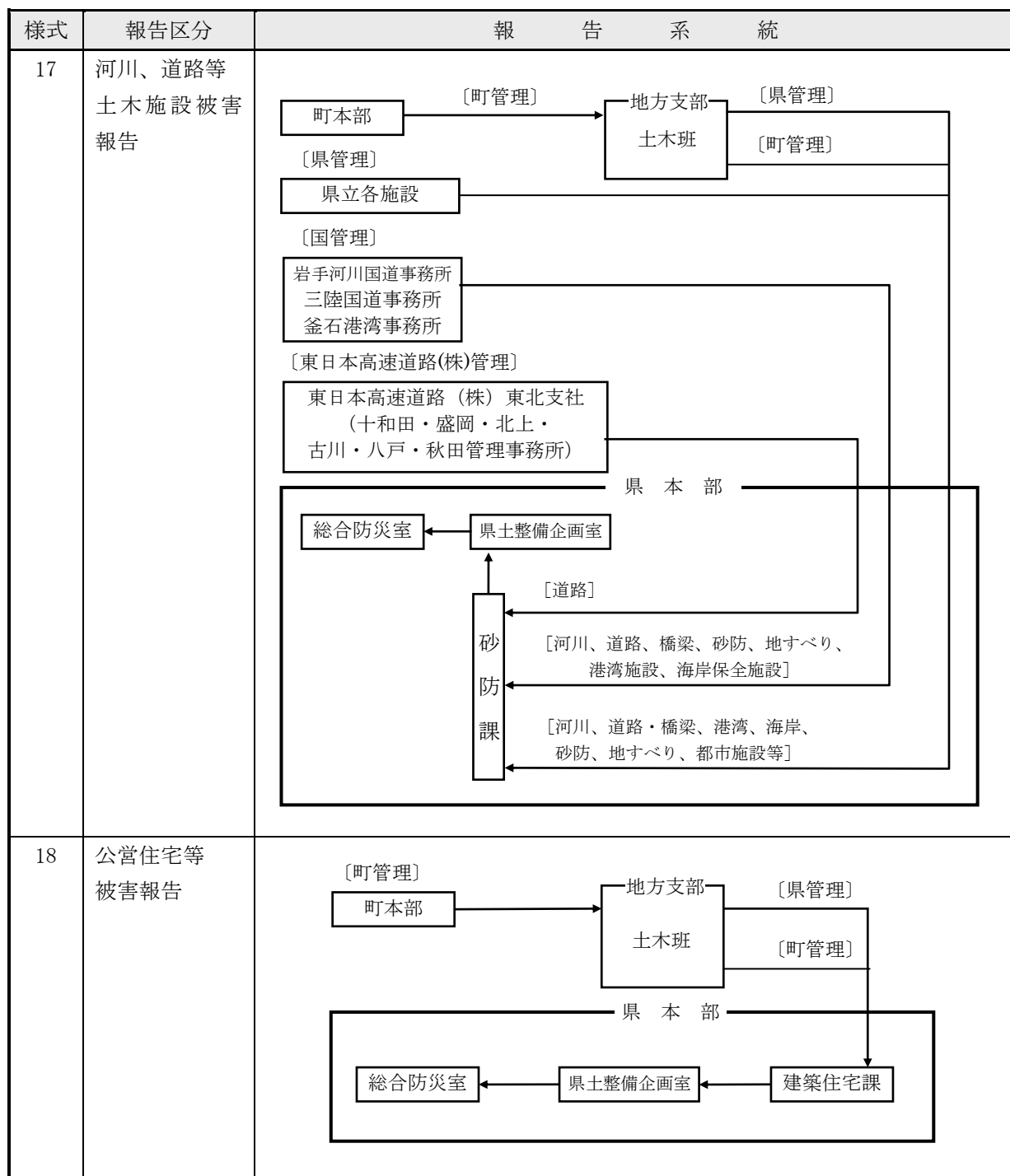


様式	報告区分	報告系統
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<p>町本部</p> <p>地方支部</p> <p>教育事務所班 福祉班</p> <p>県立各施設 社会福祉施設</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室</p> <p>保健福祉企画室</p> <p>地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 児童家庭課</p> <p>[社会福祉施設] [社会教育施設]</p> <p>教育企画室</p> <p>生涯学習文化課 スポーツ健康課</p> <p>[文化施設] [体育施設]</p>
5	医療衛生施設被害報告	<p>町本部</p> <p>地方支部</p> <p>保健環境班 (福祉班)</p> <p>国立病院等</p> <p>県立病院班</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室</p> <p>地域福祉課</p> <p>医療推進課</p> <p>[県立病院以外の病院等、感染症指定医療機関]</p> <p>長寿社会課</p> <p>[介護老人保健施設]</p> <p>児童家庭課</p> <p>[母子健康センター]</p> <p>環境生活企画室</p> <p>県民くらしの安全課</p> <p>[上水道施設・衛生施設 (火葬場)]</p> <p>[衛生施設 (し尿、廃棄物処理施設)]</p> <p>管理課</p>

様式	報告区分	報告系統
6	消防施設被害報告	 <pre> graph LR A[町本部] --> B[地方支部 総務班] B --> C[県本部 総合防災室] </pre>
7	観光施設被害報告	 <pre> graph LR A[町本部] --> B[地方支部] subgraph B [地方支部] B1[総務班] B2[保健環境班] end B2 --> C[自然保護課] B2 --> D[観光課] C --> E[環境生活企画室] C --> F[総合防災室] D --> G[観光課] E --> H[総合防災室] G --> I[総合防災室] subgraph J [県本部] E F G H I end </pre>
8	商工関係被害報告	 <pre> graph LR A[町本部] --> B[地方支部 総務班] B --> C[県本部 総合防災室] B --> D[県本部 経営支援課] D --> E[商工企画室] E --> F[総合防災室] </pre>
9	高圧ガス、火薬類施設及び 鉱山関係被害報告	 <pre> graph LR A[町本部] --> B[地方支部] subgraph B [地方支部] B1[保健環境班] B2[総務班] end B1 --> C[環境保全課] B1 --> D[環境生活企画室] C --> D D --> E[総合防災室] B2 --> E B1 --> E B1 --> E subgraph F [県本部] E end </pre>

様式	報告区分	報告系統
10	水産関係被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 水産班] B --> C[農林水産企画室] C --> D[総合防災室] subgraph 県本部 C D end </pre>
11	漁港施設等被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 水産班] B --> C[漁港漁村課] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] subgraph 県本部 C D E end </pre>
12	農業施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 水産班] B --> C[漁港漁村課] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] subgraph 県本部 C D E end </pre>
13	農作物等被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[農林水産企画室] C --> D[総合防災室] subgraph 県本部 C D end </pre>

様式	報告区分	報告系統
14	家畜等関係 被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[農林水産企画室] C --> D[総合防災室] E[県本部] --> D </pre>
15	農地農業用 施設被害報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[農林水産企画室] C --> D[総合防災室] E[農村建設課] --> C F[県本部] --> D </pre> <p>[県管理以外]</p>
16	林業関係被害 報告	<pre> graph TD A[町本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[農林水産企画室] C --> D[総合防災室] E[東北森林管理局] --> C F[林業振興課] --> C G[森林整備課] --> C H[森林保全課] --> C I[県本部] --> D </pre> <p>[国有林関係]</p> <p>[林産・特用林産施設・林産物（苗木以外）]</p> <p>[作業道（国有林以外）、苗畑施設、林産物（苗木）、森林（国有林・国有林以外）]</p> <p>[治山施設、国有林関係、林地交配、林道施設]</p>



様式	報告区分	報告系統
19 児童、生徒及び 教員等被害報告	20 学校被害報告	
21 文化財 被害報告		

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する非常・緊急電話を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町と県本部及び釜石地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウエー）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ 町本部と国との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

エ 防災機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

(1/2)

機 関 名	活 動 内 容
町 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生状況 ○気象予警報等及び災害発生時の注意事項 ○避難勧告、指示 ○避難所の開設状況 ○救護所の開設状況 ○道路及び交通情報 ○各災害応急対策の実施状況 ○災害応急復旧の見通し ○人心安定のために必要な事項 ○安否情報 ○相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地における広報 ○広報資料の収集、作成及び整理
県 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生状況 ○気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 ○町長等が実施した避難勧告・指示、避難準備情報の発令 ○医療所・救護所の開設状況 ○交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○各災害応急対策の実施状況 ○災害応急復旧の見通し ○犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 ○安否情報 ○相談窓口の開設状況

(2/2)

機 関 名	活 動 内 容
釜石海上保安部	○気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 ○事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
日本赤十字社 岩手県支部 釜石地区	○義援物資及び義援金の募集及び受け付け情報
N T T 東日本 岩手支店	○通信の途絶の状況 ○災害応急復旧の状況
(株)NTTドコモ 東北	○利用者に協力をお願いする事項
K D D I (株)	
三陸国道事務所	○高速道路の被災状況及び交通規制の状況 ○災害応急復旧の状況 ○利用者への迂回路等の情報
東北電力(株) 釜石営業所	○電力関係施設の被災状況 ○災害応急復旧の状況 ○利用者への電力供給等の情報
岩手県交通(株) 釜石営業所	○バス路線の復旧状況 ○利用者等への情報提供
放送事業者 新聞社	○気象予報等の伝達 ○災害発生状況及び被害状況 ○各災害応急対策の実施状況

【町本部の担当部・班】

部	担当班	備 考
総務部	総務1班	○避難勧告・指示
総務部	情報班	○報道発表、報道協力要請等報道機関への対応 ○災害広報の実施、記録保存のための資料収集
総務部	輸送・管財班	○所掌業務に係る広報資料の収集、作成、整理
企画部	企画調整課	○報道機関との連絡調整
調査部	調査班	○災害の情報及び被害状況等の調査取りまとめ
町民部	救援班	○安否確認情報の収集
福祉部	福祉班	○相談窓口、臨時災害相談所の設置、運営 ○所掌業務に係る広報資料の収集、作成、整理
	救護班	○所掌業務に係る広報資料の収集、作成、整理

産業部	農林班	○農林関係の復旧状況の収集
	水産班	○水産関係、漁港関係の応急復旧状況の収集
	商工班	○商工、観光関係の復旧状況の収集
土木部	管理班	○道路、河川、橋梁の応急復旧状況の収集 ○住宅情報相談窓口の設置
	下水道班	○下水道施設の応急復旧情報の収集
水道部	水道班	○上水道及び簡易水道施設の応急復旧情報の収集
教育部	総務班	○被災児童・生徒への応急対策状況の収集
	施設班	○避難所の開設状況の収集
消防部	消防班	○所掌業務に係る広報資料の収集

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、写真、ビデオテープを作成し、又は収集する。

- ア 町本部広報班員本部、現地災害対策本部調査班が撮影した写真、災害ビデオ等
- イ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
- ウ 災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等

広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過、推移を知ることのできる資料の収集に努める。

町本部長は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。

(2) 町民に対する広報

ア 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

○災害の発生状況	○毛布等の生活関連物資の配給
○災害発生時の注意事項	○安否情報
○避難準備情報、避難勧告、指示の発令状況	○ライフラインの応急復旧の見通し
○道路及び交通情報	
○医療機関の被災情報及び活動状況	
○給食、給水の実施	

イ 広報の方法

災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（ホームページ）、広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、看板等
--

(3) 報道機関への発表

災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

発表は、原則として、総務部情報班が報道記者等に対して行う。

町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、町本部と協議のうえ行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を町本部町に報告する。

(4) 国、県等に対する周知

国、県等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、町本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、別図のとおりとする。

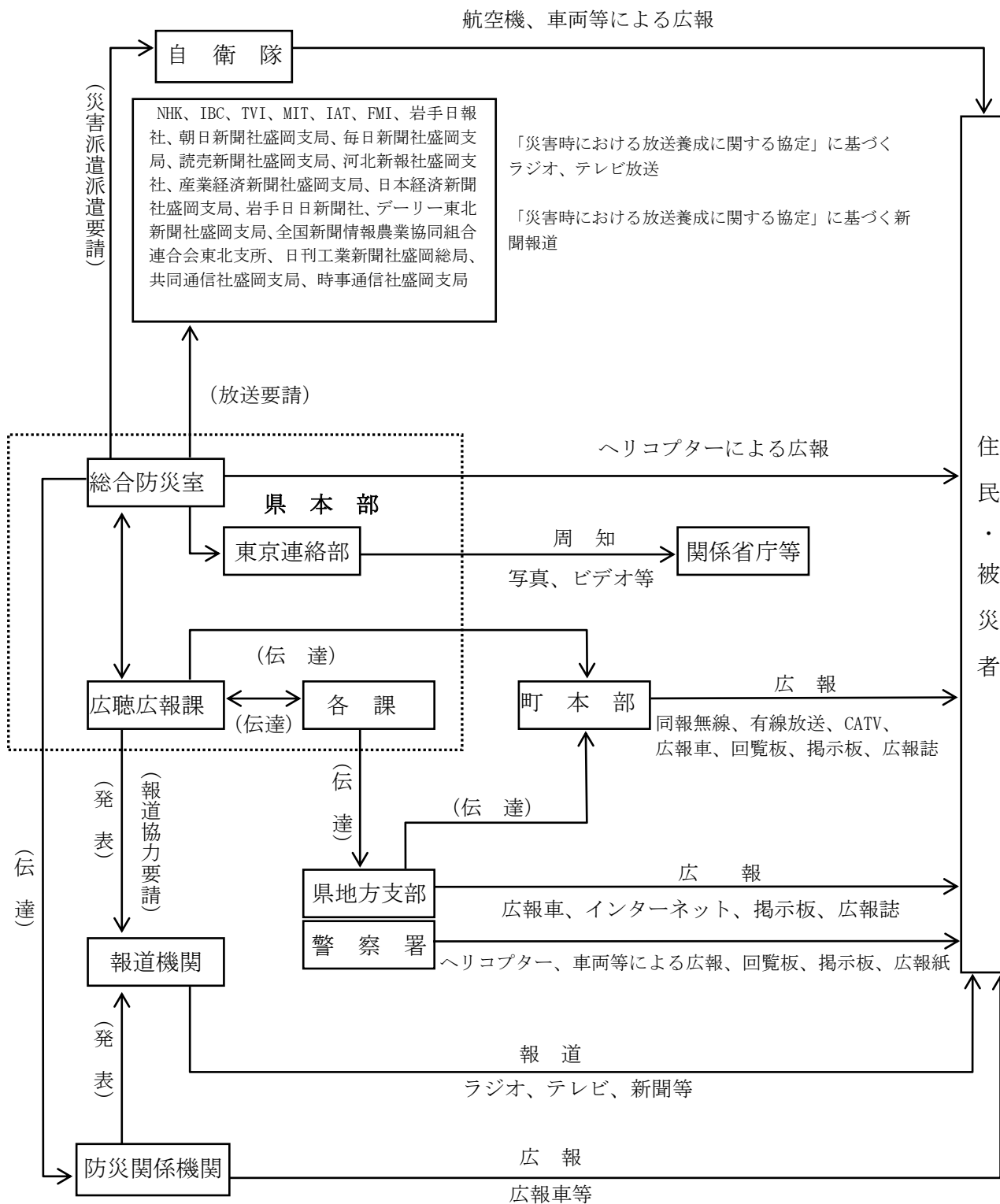
2 広聴活動

町本部長は、関係機関と協力し、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施し、インターネット上での情報閲覧ページの設置、関係部及び班と連絡をしながら、早期解決に努める。

別 図

(災害広報の実施系統)



第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 町本部が実施する担当業務は、次のとおりとする。

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○町管理道路に係る交通規制及び応急復旧 ○災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 2 班	○緊急通行車両の事前届出手続き ○交通規制の周知のための広報 ○県本部長に対する輸送のための航空機の確保要請
	輸送・管財班	○緊急輸送車両の確保 ○輸送用燃料の確保並びに給油券の発行 ○町有車両の集中管理及び配車計画に関すること
企 画 部	企画調整班	○輸送機関との連絡調整
土 木 部	管 理 班	○町管理道路に係る交通規制及び応急復旧 ○交通規制実施にかかる報告
産 業 部	水 産 班	○緊急輸送のための船舶の確保

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

道路管理者及び交通規制実施者（以下、本節中「道路管理者等」という。）は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。

道路管理者等は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる輸送拠点を定める。

町本部長が指定する防災拠点等は次のとおりとする。

ア 防災拠点

町役場、消防署、中央公民館、県立大槌病院（内陸部の物資拠点を検討中）

イ 輸送拠点

① 陸上輸送

従前の拠点は流出していることから、復興の状況を踏まえて別途指定する。

② 海上輸送

大槌漁港、吉里吉里漁港

3 緊急輸送道路の指定

町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合に優先的に交通の確保を図る。

緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア 一般国道を中心とする幹線道路

イ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路

ウ 上記道路の代替道路

町本部長が指定する緊急輸送道路は、下記のとおりとする。

国 道	45号
県管理	主要地方道大槌・川井線、大槌小鎚線、吉里吉里釜石線、 臨港道路（港町、吉里吉里）
町 道	大ケ口線、市街幹線、新町末広町線、愛宕山線、末広町沢山線、 吉里吉里海岸3号線、筋山線

[資料編⑨-1 緊急輸送道路]

4 応急復旧

(1) 復旧順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

町本部長は、あらかじめ、町内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建業事業者等と応援協定を締結するなど、災害時における応急復旧に対処する供給体制を備する。

(3) 復旧方法

道路上の瓦礫等の障害物を除去する。

段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う。（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）

交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として規制標識を設置する。

標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。

規制標識には、次の事項を表示する。

ア 禁止制限の対象	イ 規制する区域、区間	ウ 規制する期間
-----------	-------------	----------

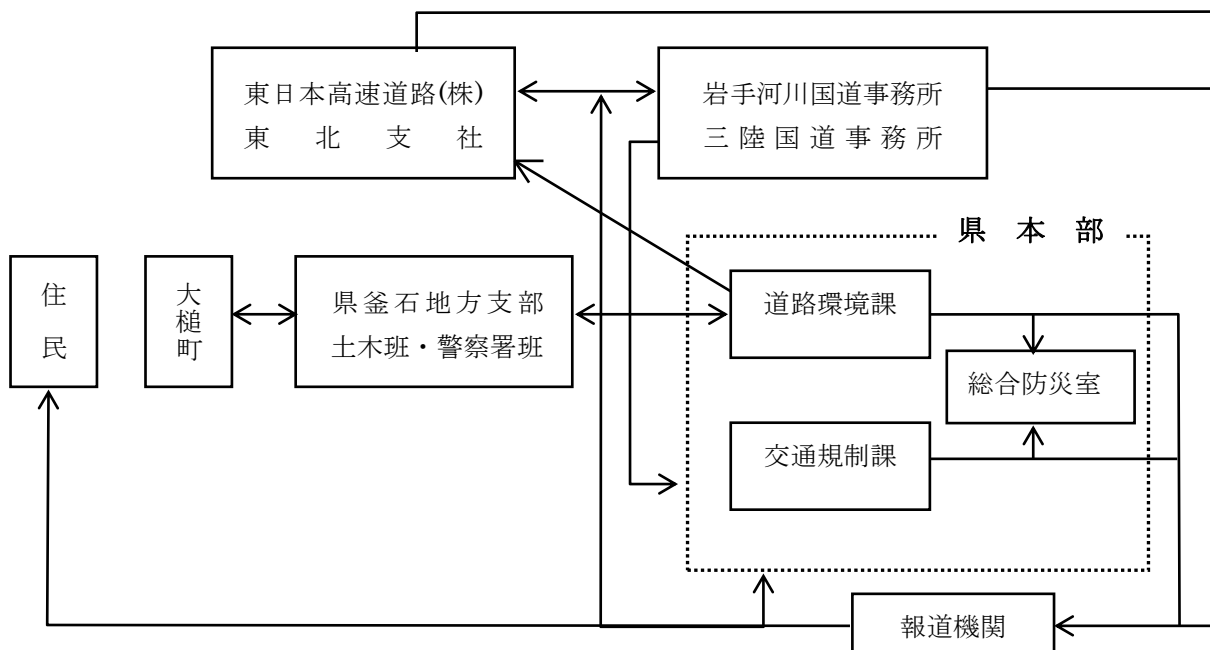
交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

交通規制の実施者は、規制を行った場合、次の系統により、防災関係機関に速やかに連絡を行う。

(交通規制連絡系統図)



(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

町本部長は、可能な限り、緊急通行車両の事前届出書を提出し、届出済証の交付を受けておく。町本部長が届出済証の交付を受けた車両は、資料編⑨-3の「緊急通行車両一覧表」のとおりである。

町本部長は、緊急輸送のため車両を使用するときは、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 輸送日時
イ 輸送人員又は品名	オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類	イ 届出済証
------------------------	--------

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

町及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等が保有する車両・船舶等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- ア 応急復旧対策に従事する者
- イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者

- ウ 食料、飲料水その他生活必需品
- エ 医療品、衛生資材等
- オ 応急復旧対策用資機材
- カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

町及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

町及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 町本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

1号非常配備体制後は、原則として、企画財政部において、公用車を集中管理する。

各部長は、公用車を使用する場合は、企画財政部長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	ウ 輸送先	オ 荷送人
イ 輸送貨物の内容、数量	エ 輸送日時	カ 荷受人
		キ その他参考事項

企画財政部長は、前記の申し込みを受けた場合は、速やかに配車する。

イ 運送業者の保有する自動車の調達

企画財政部長は、災害に対応し必要とする自動車が集中管理するものでは不足すると認める場合は、町内運送業者から借り上げその確保を図る。

[資料編 ⑨-4 町内運送業者]

ウ 事前準備

企画財政部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(3) 町本部の鉄道輸送等

町本部において、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、企画財政部長が大槌駅長に直接申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	ウ 輸送先	オ 荷送人
イ 輸送貨物の内容、数量	エ 輸送日時	カ 荷受人
		キ その他参考事項

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

- ア 陸上輸送が途絶したとき
- イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき
- ウ 船舶以外の輸送方法がないとき

(2) 船舶の確保

町本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、下記の事項を明示して、東北運輸局岩手運輸支局長に対し、船舶のあっせんを要請する。

あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する岩手運輸支局長等、あるいは県本部長（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

東北運輸局岩手運輸支局長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。

ア 定期航路事業者	イ 不定期航路事業者	ウ 港湾運送事業者
-----------	------------	-----------

町本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんを要請する。

[資料編 ⑨-6 船艇の所属現有数]

(3) 巡視船艇の出動又は派遣

町本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、釜石海上保安部巡視船艇の出動又は派遣を要請する。

出動の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部長に行う。

ア 申請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

自衛隊機を希望する場合における手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準については、資料編⑨-7の「ヘリポートの設置基準」を参照されたい。

(4) ヘリポートの現況

ヘリポートの現状については、資料編⑨-8の「物資投下可能な地点並びにヘリコプター発着可能地点」を参照されたい。

(5) 車両、船舶燃料等の調達

使用燃料は、取扱業者との協定によるものとする。

給油の際は、災害用給油券を発行するものとする。

町内における石油プロパン販売業者については、資料編 ⑨-9の「石油プロパン取扱業者一覧表」を参照されたい。

5 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

町本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第65条の規定に定めるところにより、次の者に対し、従事命令を執行して、その確保を図る。

ア 地方鉄道事業者及びその従事者	ウ 船舶運送事業者及びその従事者
イ 自動車輸送事業者及びその従事者	エ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 従事命令の手続

従事命令の手続は、第22節「応急対策要員の確保計画」に定めるところによる。

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関との連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ○警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 機 関	○町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ○消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 ○消防活動の指導・連絡

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	業 務 内 容
消 防 課	消 防 班	○消防団活動の統制 ○自衛隊の災害派遣要請 ○消防警戒区域の設定及び立入りの制限 ○消防応急活動の実施 ○消防広域応援に係る連絡、調整

第3 実施要領

1 町本部長の措置

町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、本編第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令

イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

ウ 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

- イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎよを行う。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎよにあたる。
- エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 救急・救助活動

消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の各部隊

全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために編成された「緊急消防援助隊」は、次のとおりである。(消防組織法 45 条に基づく登録部隊)

部隊名	構成消防本部名等	装備等
都道府県指揮隊	盛岡、一関 (2 隊)	○指揮車
消防部隊	盛岡 (3)、花巻 (3)、北上 (2)、奥州金ケ崎 (2)、釜石大槌 (1)、一関 (3)、大船渡 (1)、陸前高田 (1)、遠野 (1)、宮古 (3)、久慈 (2)、二戸 (2) (24 隊)	○消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助部隊	盛岡、北上、奥州金ケ崎、一関、宮古 (5 隊)	○救助工作車、高度救助用資機材
救急部隊	盛岡 (3)、花巻 (2)、北上 (1)、奥州金ケ崎 (2)、釜石大槌 (1)、一関 (2)、大船渡 (1)、遠野 (1)、宮古 (2)、久慈 (2)、二戸 (1) (18 隊)	○災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援部隊	岩手県 (1)、盛岡 (4)、花巻 (2)、北上 (1)、奥州金ケ崎 (2)、釜石大槌 (1)、一関 (2)、大船渡 (1)、宮古 (1)、久慈 (1) (16 隊)	○支援車、資機材搬送車、上記の部隊が 72 時間対応できるために必要な物資等
特殊災害部隊 (毒劇)	盛岡、北上 (2 隊) (救助部隊と重複登録)	○劇毒物、B 災害、C 災害対応資機材
特殊装備部隊	盛岡 (屈折はしご車)、奥州金ケ崎 (はしご車)、釜石大槌 (水難救助車) (3 隊)	
航空部隊	岩手県防災航空隊 (1 隊)	○防災ヘリコプター

(2) 緊急消防援助隊への出動要請

緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。

緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。

町本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、県本部、消防庁を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

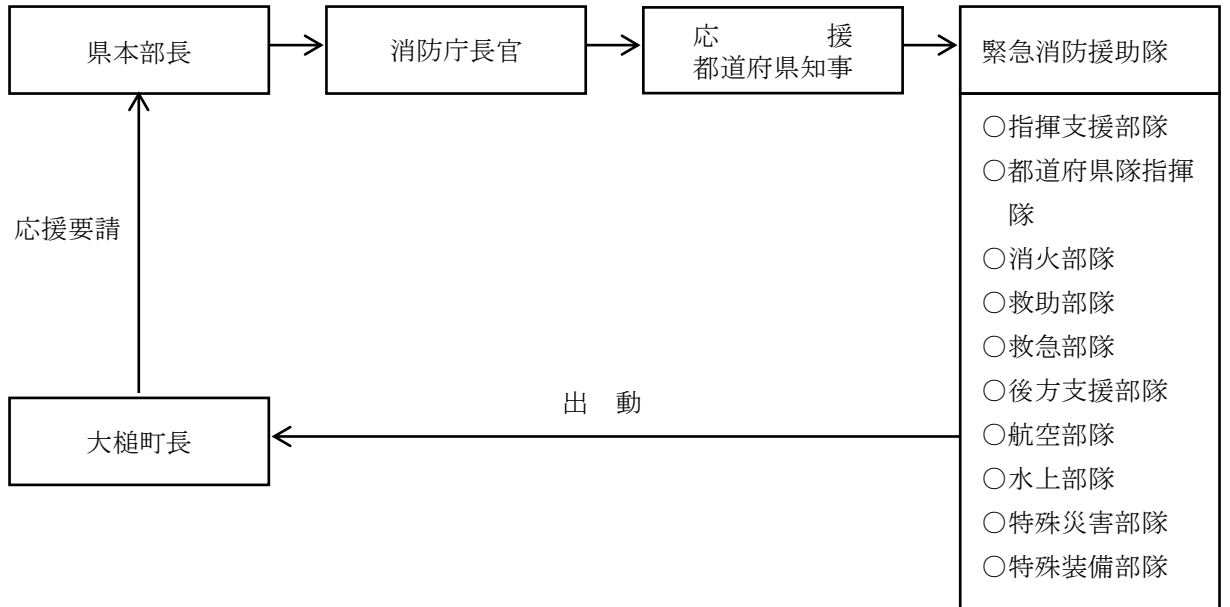
消防庁への連絡先は次のとおりである。

	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線（※マイク クロ電話）	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90-49102 FAX (7-)90-49036
地域衛星通信ネット ワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)500-90-49102 FAX (9-20-)500-90-49036

※（ ）…岩手県庁から発信の場合

（緊急消防援助隊の出動）

出動の要請・指示



(3) 地元消防機関と緊急消防援助隊の連携

地元消防機関と緊急消防援助隊は、大機の災害に対して円滑な応急対応を進めるため、連携体制の強化（消火等での役割分担、訓練の実施等）を検討する。

第4 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報を報告すべき火災及び災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災について報告すること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

① 建物火災

- ・ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- ・ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- ・ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- ・ 建物焼損延面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ・ 損害額1億円以上と推定される火災

② 林野火災

- ・ 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ・ 空中消火を要請又は実施したもの
- ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

③ 交通機関の火災

- ・ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
- ・ 航空機火災
- ・ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ・ トンネル内車両火災
- ・ 列車火災

④ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの。（例示： 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災）

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5名以上発生したもの
- ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故
- ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災、危険物等の漏えい事故

ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高いと認められ場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

死者が5人以上の救急事故

死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

要救助者が5人以上の救助事故

覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)

列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

バスの転落による救急・救助事故

ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 災害速報

災害速報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

災害救助法の適用基準に合致するもの

県又は町が災害対策本部を設置したもの

災害が2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

(地震)

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
(津波)

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(風水害)

崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(雪害)

雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動従事者は、安全確保に十分留意する。
- 4 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

- 1 町本部が実施する担当業務は、次のとおりとする。

機 関 名	対 策 内 容
町本部長	○区域内の河川等における水防活動の実施

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	担 当 内 容
総 務 部	総務1班	○水防活動に関する連絡
土 木 部	管 理 班	○水防活動の実施
消 防 課	消 防 班	○水門、扉門の閉鎖、解放

第3 実施要領

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第32条の規定に基づく「大槌町水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第4 大槌町の水防計画

当町では、水防法、及び「岩手県水防計画」にもとづき、「大槌町水防計画」の策定に努める。

1 町の水防組織

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水及び高潮等について水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、町に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

ただし、予報の場合は、諸状況を判断の上、必要があると認めたときに限り、設置するものとする。

(1) 町の水防本部

町水防本部は、総務部に置き、その組織は、「大槌町水防本部構成」、「大槌町水防隊編成表」によるものとする。ただし、大槌町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合させるものとする。

(2) 非常配備による基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第一非常配備 (第1号指令)	○気象業務に関する情報、警報が発表されたとき。また、災害発生のおそれがあるとき。 ○その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	○少数人数をもって主として、情報の収集と連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
第二非常配備 (第2号指令)	○局地的災害の発生が予想される場合、または災害が発生したとき。 ○その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	○所属人員の半数をもってこれにあたり、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
第三非常配備 (第3号指令)	○広域にわたる災害の発生が予想される場合、また被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該指定をしたとき。 ○予想されない重大な被害が発生したとき	○所属人員全員をもって、これにあたる完全な水防体制とする。

(3) 消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1号 非常配備 (待 機)	○水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 ○大雨警報、洪水警報が発令され、又は河川等の状況により待機を必要と認められたとき。	○団員のうち分団長以上の招集を行うとともに、状況に応じて直ちに出勤できるよう非番の課員についても招集する。 ○重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
第2号 非常配備 (準 備)	○水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 ○大雨警報、洪水警報が発令され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。	○消防全課員及び消防団員の一部を招集し、各隊の編成を行う。 ○水防本部の連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集につとめる。 ○出勤車両の点検を行う。 ○水防資機材及び各隊装備機材の整備、準備を行う。 ○重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行う。
第3号 非常配備 (出 動)	○水防警報指定河川の水防警報（出動）が発令されたとき。 ○大雨警報、洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊のおそれがあるとき。	○消防課員、団員全部を招集し、隊の編成を行い現地に出勤、水防活動及び避難救助活動を行う。

(4) 水防隊の任務

沿岸広域振興局土木部で編成する水防隊は、町水防本部と密接な連絡をとり、重要水防区域を警戒巡視し、状況を常に把握するとともに、水防作業の実施、救助等の水防事務を迅速に処理するものとする。

(5) 岩手県水防本部及び沿岸広域振興局土木部水防隊への連絡

町は、雨量、水位等の情報連絡、その他水防に関する一切の事項について、沿岸広域振興局土木部水防隊に連絡するものとする。

ただし、著しい危険が切迫しているとき又は破堤のために避難を要する等の場合は、釜石警察署、NHK 盛岡放送局、IBC 岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ及びエフエム岩手に直接連絡するとともに、岩手県水防本部にも連絡するものとする。

なお、連絡先一覧表については、「岩手県水防本部及び沿岸広域振興局土木部水防隊連絡表」のとおりとする。

(6) 執務時間外における連絡

執務時間外の水防情報連絡は、大槌町地域防災計画に定める気象予警報等の伝達計画に準じて「水防上必要な気象予報及び警報の伝達系統図」により連絡するものとする。

2 水防施設

(1) 堤防巡視

町長は、第3章第2節における気象状況の通知を受けた場合又は震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合、堤防の巡視警戒を行うとともに常時連絡を保ち水防上危険と認められる個所があれば、直ちに沿岸広域振興局土木部水防隊に連絡して必要な措置を求めるものとする。

(2) 重要水防個所

町長は、河川海岸の状況により、予め危険な個所（重要水防個所）を決定して巡視警戒を厳重し、水防体制を整えるものとする。

重要水防個所調書総括表については、資料編⑤-3の「重要水防箇所調書」を参照されたい。

(3) 水門等の操作

洪水時又は高潮時における水門の開閉は、予め沿岸広域振興局土木部水防隊と協議を行い、開閉の都度、同水防隊へ連絡するものとする。

高潮時における門扉、水門等の操作についての連絡は、「高潮の際における門扉、水門等操作連絡系統図」のとおりとする。

町内における水門等の箇所については、資料編⑩-1の「水門・門扉一覧」を参照されたい。

(4) 水防倉庫及び水防資材

町は、重要水防箇所に必要な応じ水防倉庫その他水防資材蓄場を設け、資料編⑰-

1-(2)「水防用備蓄器具」に示す資材、器具等を備蓄するものとする。

町は、町内の堤防防備のための器具、資材を十分に確保するとともに、町内における水防作業に使用できる器具、資材等の状況を把握しておくものとする。

3 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡

(1) 雨量観測の通報連絡

雨量の観測箇所は、本編第1章・第7節・第5「雨量計設置箇所」のとおりとする。その通報連絡先は、本編第3章・第2節・第3・2「異常現象の通報」によるものとする。

(2) 水位観測の通報連絡

水位の観測箇所は、本編第3章・第8節・第4・4「水防上必要な気象予警報及び情報」掲載の表のとおりとする。その通報連絡先は、本編第3章・第2節・第3・2「異常現象の通報」によるものとする。

(3) 非常扱通話

水防のための連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

(4) 緊急電話

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて岩手県警無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用無線及び非常扱電話等あらゆる機関を通じて連絡ができるよう、予め経路を選定しておくものとする。

特に非常の際には、報道機関から放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

(5) 伝令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のため車両その他の施設を配置しておくものとする。

(6) 気象予警報等の連絡

盛岡地方気象台から発せられる気象予警報等は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が町あてに連絡されるので、町においては、住民に対し緊急に警報等を周知する経路計画を樹立するものとする。

(7) 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、別表「水防法の規定による水防の信号」のとおりとする。

4 水防上必要な気象予警報及び情報

(1) 水防上必要な予報及び警報の広報

町水防本部は、岩手県水防本部及び盛岡地方気象台からの気象、洪水及び高潮等について水防活動を必要とする予報、警報の通知を受けたときは、気象状況を把握し、

状況及び必要に応じて、大槌町地域防災計画本編第3章第2節「気象予警報等の伝達計画」により通知するものとする。

(2) 岩手県知事が行う水防警報

ア 河川名 大槌川

左岸 大槌町大槌第10地割字渋梨子5番1地先（小松野橋）から

右岸 大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先（小松野橋）から河口まで

イ 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	○点高標高 (m)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)
大槌川	大槌橋	1.550	0.3	0.5

ウ 対象観測所の水防警戒の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
大槌川	大槌橋	○水位0.3mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	○水位0.5mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	○水防作業の必要がなくなつたとき。	○水防作業に必要があるとき。

(3) 大槌町が行う水防警戒

ア 河川名

河川名	警戒箇所
大槌川	○左岸 大槌町大槌第2地割字大飛内地先から大槌町第10地割字渋梨子5番1地先（小松野橋）まで。 ○右岸 大槌町大槌第1地割字馬場野地先から大槌第9地割字小松野127番1地先（小松野橋）まで。
小鎚川	○左岸 大槌町小鎚内地割字沢口11地先（種戸川合流点）から河口まで。 ○右岸 大槌町小鎚第12地割字小渡6地先から河口まで。

イ 水防警戒の対象となる水位観測所

河川名	観測所	○点高標高 (m)	通報水位 (m)	警戒水位 (m)
大槌川	大槌橋	1.550	0.3	0.5
小鎚川	古廟橋	1.747	0.5	1.0

ウ 対象観測所の水防警戒

河川名	観測所	準備	出動
大槌川	大槌橋	○水位が 0.6m に達し、なお上昇のおそれがあり、準備の必要があると認められるとき。	○水位が 1.2m に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要があると認められるとき。
小槌川	古廟橋	○水位が 0.5m に達し、なお上昇のおそれがあり、準備の必要があると認められたとき。	○水位が 1.0m に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要があると認められるとき。

(4) 大槌町が行う水防警戒

岩手県知事が行う大槌川の水防警報及び2級河川大槌川・小槌川の水防警報以外の河川（資料編⑤-1 主要河川の流況、資料編⑤-2 準用河川の指定状況）について水防警戒を行うものとする。

5 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、及び避難立退

(1) 堤防異常の報告

次のいずれかの場合は、町長は直ちに沿岸広域振興局土木部水防隊に報告するものとする。

- ア 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- イ 水防機関が出動したとき。
- ウ 水防作業を開始したとき。

(2) 警戒体制、出動及び水防開始

町長は、気象警報及び水防上必要な予報、警報の連絡を受けたとき又は大雨の恐れがあり、洪水が予想された場合、これに対応する警戒体制、水防隊の出動、活動の段階等を定め、非常の場合迅速に水防活動ができるよう、動員計画を作成するものとする。

ア はん濫注意水位に達したときの警戒体制

町長は、はん濫注意水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに消防団幹部を非常招集し、予め定められている各々の任務に就かせ、又は必要に応じて情報班、哨警班、水防用器具資材整備班その他班をそれぞれの部署に就かせ、消防団員に対する動員が発令された場合に即時対応ができるよう準備し、待機するものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るいとまがないとき、又は速急に消防団動員の必要があると認められる場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるものとする。

イ 水防警報が発せられたとき

町長は、水防法第16条の規定により水防警報が発せられたときは、岩手県及び大槌町水防計画に基づき、直ちに消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。

ウ 水防警報の段階

第1段階	準備	○水防資材の整備点検、水門等開閉の準備及び幹部の出動等に対するもの
第2段階	出動	○水防団員の出動に対するもの
第3段階	解除	○水防活動の終了に対するもの

エ 自らの判断により出動の必要が予測されたとき

前項ア、イ以外の場合でも、自らの判断で水防の準備又は出動しようとする場合、町長は、前項に準じて、水防の万全を期するよう適宜処理するものとする。

オ 町長は、水防について警察署と密接な関係があることから、予め必要と認められる事項について、所管の釜石警察署と協議をしておくものとする。

(3) 決壊の通報及び避難立退

ア 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長は、水防法第25条の規定により直ちにその旨をはん濫が予想される地域、釜石警察署、沿岸広域振興局土木部及び沿岸広域振興局経営企画部に通報しなければならない。

イ 避難立退

町長は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、広報車、サイレン及び口頭伝達等により、立退又はその準備を指示するものとする。

この場合において町長は、釜石警察署にその旨を通知するものとする。

危険を予測される区域については、予め立退先及びその経路などを選定して、周知するものとする。

6 自衛隊派遣の要請

- (1) 町長は、洪水又は高潮等に際し、水防隊及び水防関係団体等のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合、岩手県知事に対し、自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (2) 町長は、状況が緊迫し、町長が知事に連絡するいとまがなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として、防衛庁の長官又はその指定部隊に対しその旨及び災害の状況を通知できるものとする。ただし、この場合は、遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。
- (3) 自衛隊の派遣要請の手続き等は、大槌町地域防災計画によるものとする。

第9節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町は、他の市町村、防災関係機関、及びその所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進める。
- 3 町は、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、連絡体制を整備し、運用訓練等を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援・受援協定に基づき、速やかに応援・受援体制を構築する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 ○町の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班 総務2班	○応急対策実施に係る県本部長に対する応援要請 ○他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
福祉部	福祉班	○義援物資・義援金の受付及び配分
消防部	消防班	○緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 ○広域応援に係る連絡調整

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 全市町村による相互応援

市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

- ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん
- エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- キ その他、特に要請のあった事項

被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ 応援を希望する職種別人員
エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間
カ その他参考事項

町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

町は、応援・受援に関する体制整備、計画づくり、合同防災訓練などの事前対策を行う。

(2) 県に対する応援要請

町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、釜石地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる場合も、同様とする。

応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 被害の種類及び状況 |
| イ | 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等 |
| ウ | 応援を希望する職種別人員 |
| エ | 応援場所及び応援場所への経路 |
| オ | 応援の期間 |
| カ | その他参考事項 |

2 防災関係機関の相互協力**(1) 防災関係機関の応援要請**

防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は町若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---------|
| ア | 被害の種類及び状況 | オ | 連絡手段 |
| イ | 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ） | カ | 応援の期間 |
| ウ | 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等 | キ | その他参考事項 |
| エ | 応援場所及び応援場所への経路 | | |

(2) 防災関係機関相互間の協力

各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

3 団体等との協力

県、町及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

4 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣に係る相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

5 経費の負担方法

国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

その他の防災関係機関、団体等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

6 国内外からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

町本部長は、送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を国、報道機関等を通じて公表する。

イ 配分及び輸送

町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

町本部長は、送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

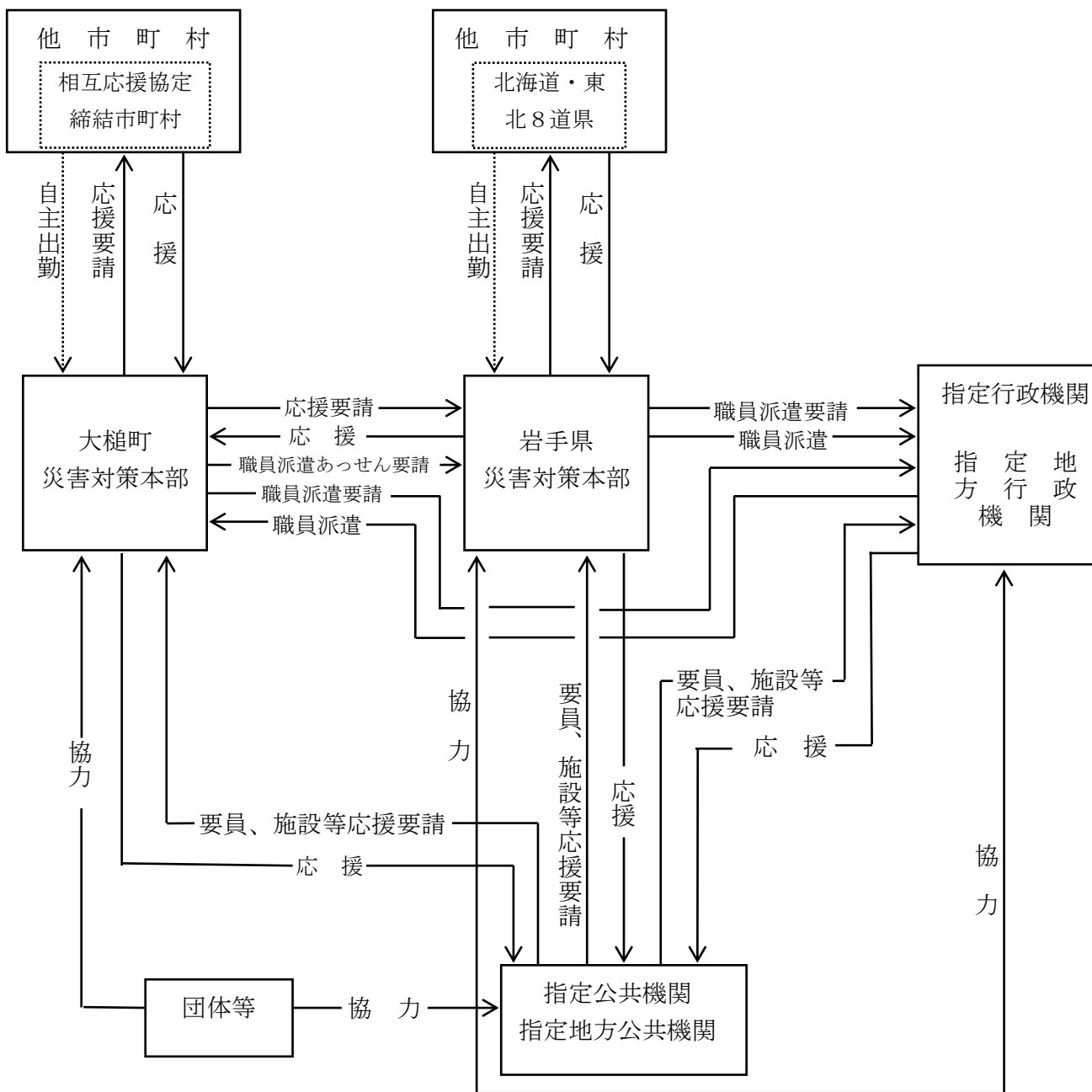
イ 配分

受け付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し、決定する。

(3) 海外からの支援の受け入れ

町本部長は、県本部長等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、その受入れ体制を整備する。

(災害時における相互応援体制)



第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長は、自衛隊の災害派遣を行う必要が生じた場合には、県本部長に対し要請依頼するとともに、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
県本部長	○県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
釜石海上保安部	○県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯地	○県知事等の要請に基づく災害派遣

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○自衛隊の災害派遣要請
	総務2班	○災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	○災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	○災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	○大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っている場合は、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	○防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	第9師団長	第3部長 青森 (017)781-0161 内線 260	師団当直長 青森 (017)781-0161 内線 301、302
	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 (019)688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢 (019)688-4311 内線 202、302
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀 (046)822-3500 内線 2543	総監部当直室 横須賀 (046)822-3500 内線 2222、2223
	大湊地方総監	第3幕僚室長 大湊 (0175)24-1111 内線 2213	当直幕僚 大湊 (0175)24-1111 内線 2222、2333
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176)53-4121 内線 2352～2355	SOC 当直幕僚 三沢 (0176)53-4121 内線 2204、3900
	航空支援集団司令官	防衛部長、運用2科長 府中 (042)362-2971 内線 2280（防衛部長） 2530（運用2科長）	支援集団当直室 府中 (042)362-2971 内線 2531
		秋田救難隊長 秋田 (018)886-3220 内線 200	秋田救難隊当直室 秋田 (018)886-3320 内線 203、225

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	町計画の 該当章節
被害状況の把握	○車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	○避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の捜索 救助活動	○行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第13節
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の 啓開	○道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる	第3章第20節
応急医療・救護 及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節
人員及び物資の 緊急輸送	○救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
炊飯及び給水	○被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第16節
救援物資の無償 貸付又は譲与	○「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第15節
危険物の保安 及び除去	○能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第26節
その他	○その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で 対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第10節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

町その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

町その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。

町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

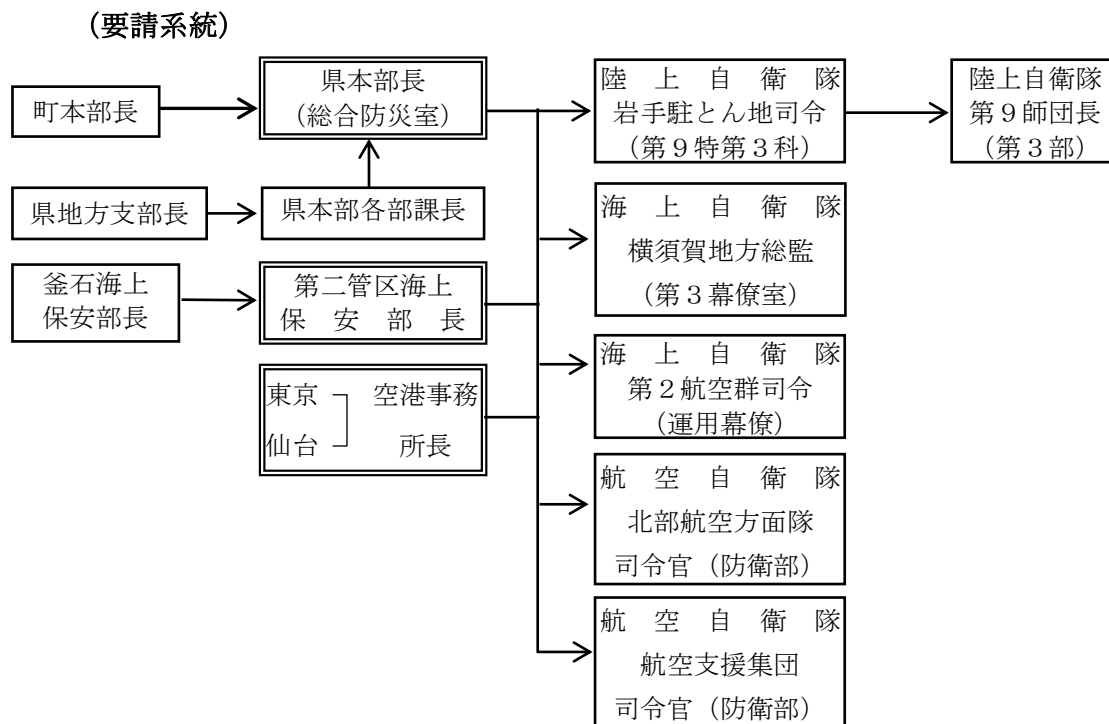
町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

町その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。



- 注) 1 は災害派遣要請権者、()は主管部課等を示す。
 2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

町その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は、速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
- エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。
 - ①災害情報の収集及び交換
 - ②災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - ③町等の保有する資機材等の準備状況
 - ④自衛隊の能力、作業状況
 - ⑤他の災害復旧機関等との競合防止
 - ⑥関係市町村相互間における作業の優先順位
 - ⑦宿泊及び経費分担要領
 - ⑧撤収の時期及び方法

町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては自衛隊（災害派遣部隊）と十分協議し、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又は圧を行なう。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に町本部長等に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に町本部長から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- (2) 町本部長等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- (4) その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティアの受入体制の整備 ○防災ボランティア活動に対するニーズの把握 ○防災ボランティア活動に関する情報の提供 ○防災ボランティア活動に対する支援 ○防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分 区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに大槌町社会福祉協 議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 ○県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
町 社 会 福 祉 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア活動に係る市町村との連絡調整 ○防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア 団体（職域、職能等）等	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア活動に係る日赤地区等、町社協との連絡調整

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織など関係団体等との連絡調整
福祉部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア活動に係る日赤地区等及び町社協との連絡 調整 ○防災ボランティア活動状況の把握

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

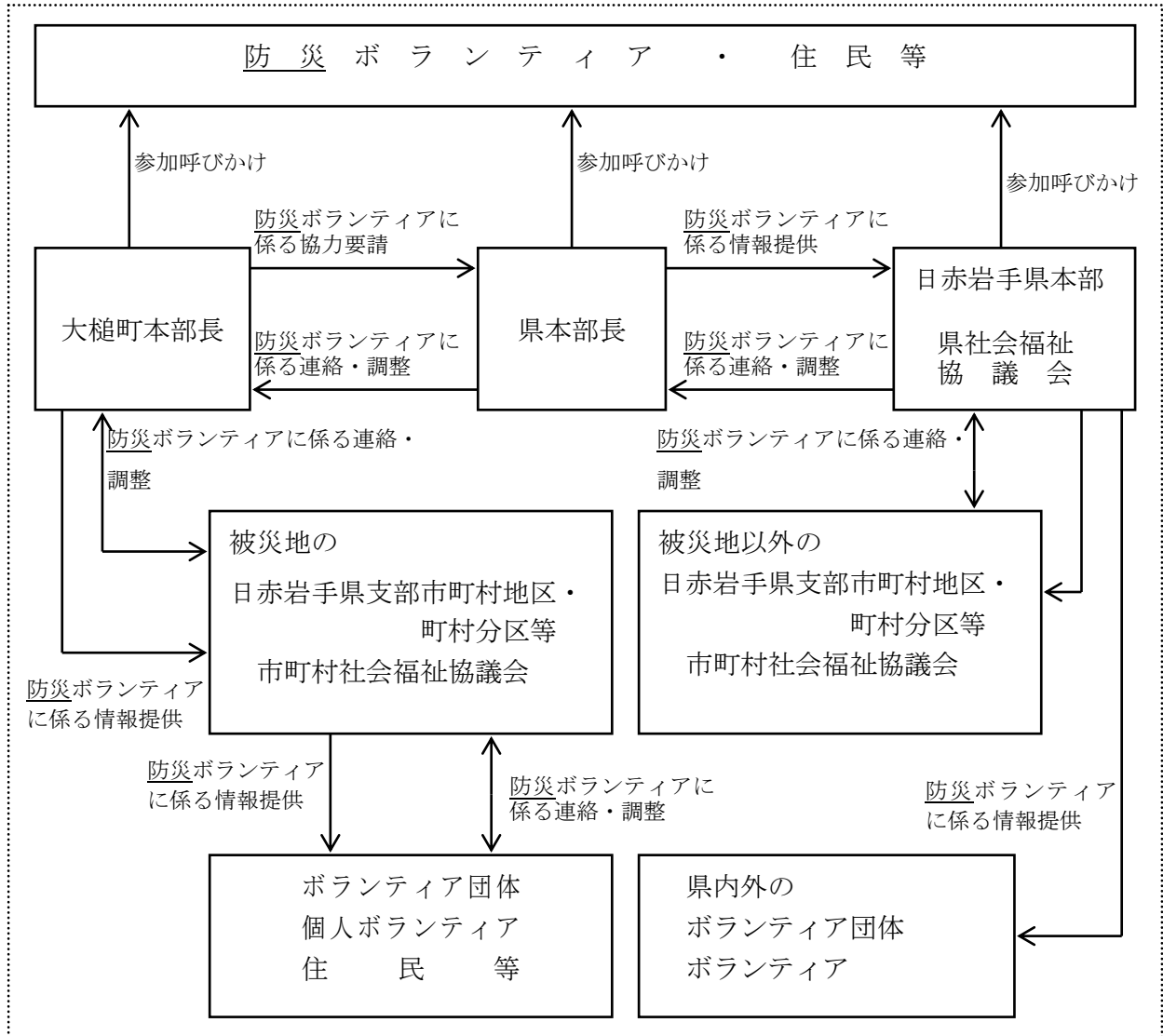
町本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。

町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤地区等、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

町本部長は、町内の防災ボランティアのほか、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

(ボランティア活動に係る連絡調整図)



2 防災ボランティアの受入れ

日赤地区等及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア 防災ボランティアの活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- 炊き出し ○清掃 ○後片付け ○安否確認、調査活動 ○入浴サービス
- 募金活動 ○介助 ○避難所の運営 ○給食サービス ○理容サービス
- 話し相手 ○引っ越し ○物資仕分け ○洗濯サービス
- シート張り ○負傷者の移送 ○物資搬送 ○移送サービス
- その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動

第12節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の供与 ○炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○災害にかかった者の救出 ○災害にかかった住宅の応急修理 ○学用品の供与 ○埋葬 ○遺体の搜索及び処理 ○災害によって住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	<ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく事務全般 ○災害救助法の適用判断

第3 実施要領

1 法適用の基準

法による救助は、町の区域内に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

- ① 被害世帯の数が50世帯以上であるとき
- ② 県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が、25世帯以上であるとき
- ③ 県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき

なお、被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- 1) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- 2) 住家が床上浸水、土砂等の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- 3) 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当する場合

① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

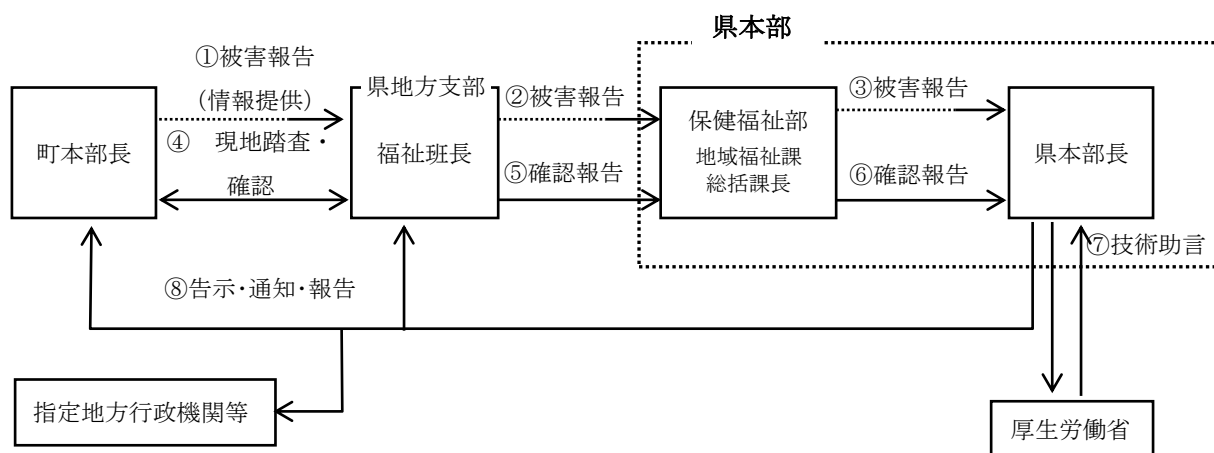
② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

町本部長は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県釜石地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。

法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。

(災害救助法適用の手続)



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第13節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第17節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第15節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第16節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第15節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第14節「医療・保健計画」
助産	
災害にかかった者の救出	第13節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第17節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の供与	第22節「文教対策計画」
埋葬	第20節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
死体の搜索	
死体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇上費	第21節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次表の通りである。

なお、この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

(1/6)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	○災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。	(基本額) ○避難所設置費1人1日あたり300円以内 (加算額) ○冬季 別に定める額を加算 ○高齢者などの要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配置のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	○避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む
応急仮設住宅の供与	○住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。	○規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする ○限度額1戸当たり2,401,000円以内 ○同一敷地内等に概ね、50戸以上設置した場合は、集会などに利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	○平均1戸当たり平均29.7㎡ ○2,401,000円以内であればよい ○高齢者等の要援護者を複数のもの収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ○供与期間 建築基準法第85条第3項により特定行政庁の許可を受けた期限内
炊出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものであること。	○1人1日当たり1,010円以内 ○被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	○食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	○現に飲料水を得ることができない者に対して行うもの	○当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	

(2/6)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	○全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。	○夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ○下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	○備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ○現物給付に限ること																																													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600円</td> <td>7,600円</td> <td>11,400円</td> <td>13,800円</td> <td>17,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100円</td> <td>12,000円</td> <td>16,800円</td> <td>19,900円</td> <td>25,300円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>							区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼 流失	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円	半壊半焼 床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																					
					全壊全焼 流失	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円																																					
						冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円																																					
					半壊半焼 床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円																																					
						冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円																																					
					医療	○医療の途を失った者（応急的処置）	○救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 ○病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 ○施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	○患者などの移送費は別途計上																																								

(3/6)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	○災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの。	○助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費 ○助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	○妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	○現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。	○舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	○住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 ○一世帯あたり 520,000 円以内	災害発生の日から1ヶ月以内に完了	
生業に必要な資金の貸与	○住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 ○生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者。	○生業費1件当たり 30,000 円 ○就職支度費1件当たり 15,000 円	災害発生の日から1ヶ月以内に完了	○貸与期間 2年以内 ○利子 無利子

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	<p>○住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童又は中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）</p> <p>○高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）</p>	<p>○教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>○高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>○文房具および通学用品費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童1人当たり 4,100円以内 ・中学校生徒1人当たり 4,400円以内 ・高等学校等生徒1人当たり 4,800円以内 	<p>災害発生日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>○備蓄物資は評価額</p> <p>○入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する</p>
埋葬	○災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであること。	○1体当たり 大人 201,000円以内 小人 168,000円以内	災害発生日から10日以内	
死体の搜索	○行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。	○当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	○輸送費、人件費は別途計上

(5/6)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処置	○災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。	(洗浄、縫合、消毒) 1体当たり 3,300 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,000 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	○検索は原則として救護班 ○輸送費、人件費は別途計上 ○死体の一時保存にドライアイスの購入費などの経費が必要である時は、当該地域における通常の実費を加算することが出来る。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。	○1世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	○被災者の避難 ○医療及び助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○死体の捜索 ○死体の処理 ○救済用物資の整理配分	○当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	

(6/6)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	○災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	<p>○日当</p> <p>イ 法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。</p> <p>○時間外勤務手当</p> <p>ロ 職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること</p> <p>○旅費</p> <p>職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。</p>	記載なし	
	○災害救助法施行令第4条第5号から第10条までに規定するもの	○業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。	記載なし	

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出援助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県 本 部 長	○必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
釜石海上保安部	○必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	○その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 ○災害派遣要請に基づく避難の援助

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○応援隊の派遣要請 ○自衛隊の災害派遣要請
	総 務 2 班	○応援隊の派遣要請 ○避難者の誘導のため交通指導隊の動員要請 ○避難車両の誘導、整理
町 民 部	救 護 班	○避難者の確認
土 木 部	工 務 班	○避難のための立退き指示
教 育 部	施 設 班	○避難住民の誘導、受入、安全確保
消 防 部	消 防 班	○避難の指示、誘導

2 警戒区域の設定

実施機関	業務内容
町本部長	○警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
県本部長	○警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条、第73条〕
釜石海上保安部	○警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長（市町村長の委託を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がない場合〕 〔災害対策基本法第63条〕

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
消防部	消防班	○警戒区域の設定

3 救出

機関名	業務内容
町本部長	○災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	○救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく救出

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○自衛隊の災害派遣要請 ○応援隊の派遣要請
	総務2班	○応援隊の派遣要請
土木部	工務班	○救出に係る重機等の確保
消防部	消防班	○救急、救助活動

4 避難所の設置、運営

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○避難所の設置、運営
県 本 部 長	○県有施設に係る避難所における市町村への協力

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○避難所の設置、運営及び施設管理者との連絡調整 ○隣接市町村及び県本部長への避難所に関する協議
福 祉 部	福 祉 班	○福祉避難施設との連絡調整
教 育 部	施 設 班	○避難所の開設

第3 実施要領

1 避難勧告等の基準及び報告

町本部長は、管内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定等に基づき、あらかじめ、避難勧告等に係る発令の判断基準を以下のように定めるものとする。

種 別		発 令 基 準
自主避難	災害の発生が予測されるとき、自分の命は自分で守るという観点から、自らの意思で避難すること	○震度4以上の地震が発生した時点（海岸河口地域） ○台風が通過すると予測されるとき（急傾斜地等） ○大雨警報、土砂災害警戒情報が発せられたとき ○災害発生の危険を感じると見込まれるとき
避難準備	災害の発生や拡大が予想されるとき、いつでも避難できる態勢を整えておくこと	○津波注意報が発生されたとき。 ○大雨警報、洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき ○災害発生の危険を感じると見込まれるとき
避難勧告	災害の発生や拡大が予想されるとき、避難することを勧めること	○津波警報又は大津波警報が発せられたとき ○大雨警報、洪水警報等が発せられ、災害の発生や拡大が予想されるとき
避難指示	災害の発生や拡大が確実に予想され、著しく危険が切迫したとき、強制的に避難させること	○降雨により河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ○集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき ○火災が拡大し、民家に延焼するおそれがあるとき ○その他危険が切迫していると認められるとき

実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。

町本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

2 避難勧告等

(1) 避難勧告等の内容

町本部長は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	オ 避難先
イ 避難勧告等の日時	カ 避難経路
ウ 避難勧告等の理由	キ その他必要な事項
エ 避難対象地域	

(2) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

町本部長は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

観光客等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考	
	鐘音		サイレン				
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒	3秒 △	2秒 3秒	△	・近火信号をもって避難信号とする
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒	3秒 △	2秒 3秒	3秒 △	・水防法に基づく避難信号
津波	津波注意報 (3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒 △	2秒	10秒 △	2秒	10秒 △	・予報警報標識規定に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。
	津波警報 (2点) ○-○ ○-○	5秒 △	6秒	5秒 △	6秒	5秒 △	
	大津波警報 (連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒	3秒 △	2秒	3秒 △	

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第3項
知事	公示	災害対策基本法第60条第6項
知事 又は その指示を受けた職員	当該区域を管轄する 警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事 又は その指示を受けた職員		水防法第29条
警察官 海上保安官	町長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(3) 避難の方法

避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

避難は、できるだけ、自主防災組織、学校、事業所を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(4) 避難の誘導

町本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

町本部長は、消防団、交通指導隊、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等の支援者を配置して誘導する。但し、津波の場合、支援者の安全確保に十分留意する。

ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、本編第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(5) 避難者の確認等

町職員、消防団員は、民生児童委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認（避難者名簿の確認等）
- ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障がい者等の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(6) 避難経路の確保

町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(7) 避難路及び避難場所の整備及び指定・選定

町本部長は、避難路及び避難場所の整備及び指定・選定等、住民の避難に関する個別の計画を定める。また、学校、病院、社会福祉施設、事業所等の施設管理者が具体的な避難計画を策定できるよう検討を促す。

(8) 避難支援従事者の安全確保

町本部長は、津波の場合あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

3 警戒区域の設定**(1) 警戒区域の設定**

実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

町本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知**ア 地域住民への周知**

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

①警戒区域設定を行った者	③警戒区域設定の発令時刻
②警戒区域設定の理由	④警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官 海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

4 救出

(1) 救出班の編成

町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

町本部長は、多数の救出を要するものがあると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

町本部長は、災害の規模、状況等から当町だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、県本部長に対して応援を要請する。

(2) 救出の実施

搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工専用重機等を確保できない場合は、釜石地方支部土木班、建設業協議会等の協力を得て、調達する。

町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、本編第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

救出班は、遺体を発見した場合には、第20節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に処置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 避難所の設置、運営

(1) 避難所の環境

町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。

町本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境の確保に努める。

(2) 避難所の確保

町本部長は、町が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。

ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

イ 県本部長と協議し、県有施設又は民間アパート等を避難所とする。

ウ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。

(3) 避難所の設置

町本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア 開設日時及び場所

イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数

ウ 開設期間の見込み

避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	○住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ○旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	○避難勧告等をした場合の避難者 ○避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者

町本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。

(4) 避難所の運営

町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

町本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

避難所の生活支援に格差が生じた場合には、避難所間の各種格差の是正、衡平化等を図るため、「避難所代表者会議」設置を検討する。

町本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

町本部長は、学校を避難所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

(5) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(6) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

町本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者

町本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

町本部長は、町役場における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

町本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

災害の規模、避難者の収容状況等に鑑み、県内広域一時滞在有の必要があると認めた場合は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在有の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

町本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在有の実施に関し必要な助言等を行う。

県本部長は、大規模な災害により町が被災し、他の市町村長との協議ができない場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	○県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	○県本部長	災害対策基本法第86条の2第2項
	○受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	○1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の2第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	○県内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるとき	○1 町長 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の2第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市長 村長	○受入施設を決定したとき	○受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の2第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		○町本部長	災害対策基本法第86条の2第5項
	○県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けた	○受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の2第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

町本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

県本部長は、大規模な災害により町が被災し、協議ができない場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。

県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	○受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	○公示 ○町長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に、以下関係者へ通知する。 ・現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者 ・町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長 ・町本部長が必要と認める、その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	○県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた	○県本部長へ報告 ○公示 ○町長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に、以下関係者へ通知する。 ・現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者 ・町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長 ・町本部長が必要と認めるその他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県広域一時滞在

県本部長は、他の都道府県知事から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する町長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

町本部長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

町本部長は、受入施設を決定し、提供する。

県本部長又は町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議先市町 村長	○受入施設を決 定したとき	○受入施設を管理する者及び町本部長が必 要と認める関係指定地方行政機関の長そ の他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第6 項、災害対策基 本法施行規則第 8条の2第4項の 規定により準用 する同条第1項
		○県本部長	災害対策基本法 第86条の3第7 項
	○他の都道府県 からの広域一 時滞在の必要 がなくなった 旨の通知を受 けたとき	○受入施設を管理する者及び町本部長が必 要と認める関係指定地方行政機関の長そ の他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第14 項、災害対策基 本法施行規則第 8条の2第4項の 規定により準用 する同条第1項

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

町本部長は、県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、釜石医師会、防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の医療活動を円滑に進めるため、関係機関の体制、役割、活動手順を整理した災害医療計画の作成を検討 ○災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 ○救護所の設置 ○町内医療機関に係る医療班の編成、派遣 ○他の医療機関に対する応援要請
県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 ○後方医療施設の確保 ○県立釜石病院に係る医療救護班（岩手DMATを含む。）の編成、派遣 ○医療機関に対する応援要請
(独法)国立病院機構 釜石病院	○医療班の編成及び派遣
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社 岩手県支部	○医療救護班の編成及び派遣
(社)釜石医師会	○医師会会員病院・診療所に係る医療班の編成及び派遣
釜石歯科医師会	○歯科医師会会員診療所に係る医療班の編成及び派遣
釜石薬剤師会	○調剤行為及び服薬指導・医薬品等の管理

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班 総務2班	○県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん ○県本部に対する医療班の派遣要請 ○県本部に対する保健活動班の派遣要請 ○自衛隊の災害派遣要請
福祉部	救護班	○救護所の設置 ○医療機関並びに医療関係者の動員 ○保健活動の実施 ○他の医療機関に対する応援要請 ○搬送医療機関の被災状況、空病床数の把握

第3 初動医療体制

1 医療班の編成

町本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

災害時における医療、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療班」を編成する。 [資料編⑫-1 医療施設一覧表]

【医療班編成】

種別	人数	備考
医師	1～3名	
看護師 歯科衛生士	3名	
職員	1名	運転者含む

応急医療及び救護のため、県及び他の市町村並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ本編第3章第9節「相互応援協力計画」及び本編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
----------	-------	--------

3 医療班の活動

医療班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難場所等を巡回して医療救護活動を行う。

医療班は、おおむね、次の業務を行う。

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の決定
- ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援

- エ 助産救護
- オ 死亡の確認
- カ 遺体の検案及びその後の処置

医療班は、救出班及び捜索班、岩手DMATとの連携を図りながら、医療活動を実施する。

県釜石地方支部保健環境班長は、町本部長、釜石医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

※災害医療コーディネーター：医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

4 医薬品及び医療資機材の調達

町本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。

医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。

町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し調達又はあつせんを要請する。

第4 後方医療体制

1 災害拠点病院の指定

大槌町を含む近隣地域の災害拠点病院は以下の通りである。

区分		病院名	備考
基幹災害拠点病院		盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院	○基幹災害拠点病院とは、地域災害拠点病院の機能を有するほか、県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有する病院
地域災害拠点病院	釜石保健医療圏	県立釜石病院	○地域災害拠点病院とは、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するための地域医療の拠点

災害拠点病院においては、以下のような必要な施設、設備等を整備する。

	施設	設備
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○病棟〔病室、ICU等〕、診療棟（検査、レントゲン、手術等） ○多発患者に対応可能なスペース ○診療に必要な施設が耐震構造 ○簡易ベッド等の備蓄スペース ○電気等のライフラインの維持機能 ○災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域災害・救急医療情報システムの端末 ○多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 ○患者多数発生時用の簡易ベッド ○被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機等
搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○岩手DMAT及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

2 医療機関の防災能力の向上

町と医療機関は、以下の(1)～(6)における項目を検討し、医療機関の防災能力の向上に努める。

- (1) 医療施設機能の維持
- (2) 水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策
- (3) 医療スタッフ及び医薬品等の確保
- (4) 災害時における情報の収集・発信方法
- (5) 救急患者の受入方法の検討
- (6) 医療救護班の派遣方法の検討

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

傷病者の搬送は、医療班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。

傷病者搬送の要請を受けた町本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

町本部長は、必要に応じて、県本部長に対してヘリコプターによる傷病者の搬送を要請する。

2 傷病者の搬送体制の整備

町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置及び診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムの活用も含め、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

1 人工透析

町本部長は、当該地域に住まう透析患者について、受療状況及び透析施設の稼働状況に係る情報を県本部に提供し、災害時の受療態勢及び代替透析施設使用のあっせん等について要請し、透析患者の医療を確保するものとする。

2 難病等

町本部長は、当該地域に住まう難病患者等について、平常時の受療状況、主要な医療機関の稼働状況等を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等の情報を県本部に提供し、災害時に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を行い、難病患者等への医療を確保するものとする。

第7 健康管理活動の実施

町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「保健活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

保健活動班の編成については、保健師1名、栄養士1名の編成基準とする。

保健活動班は、医療班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

保健活動班は、おおむね、次の業務を行う。

ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア

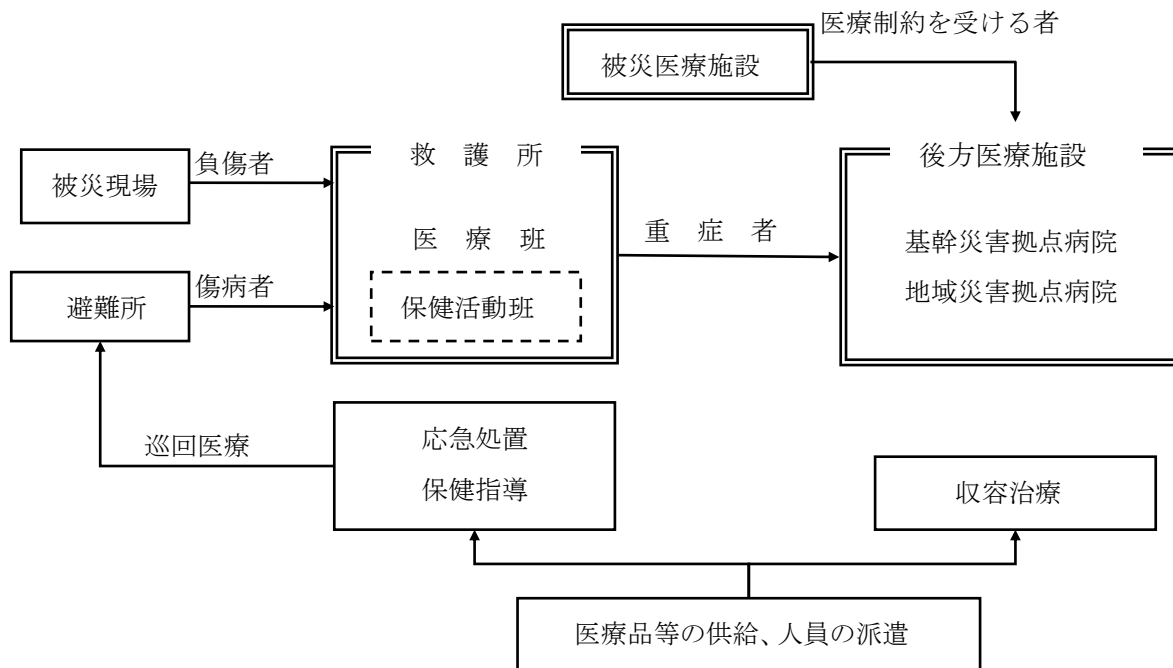
イ 避難所に収容されている被災者に対する健康教育、健康相談、健康調査

ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

(災害時における医療・保健活動の流れ)



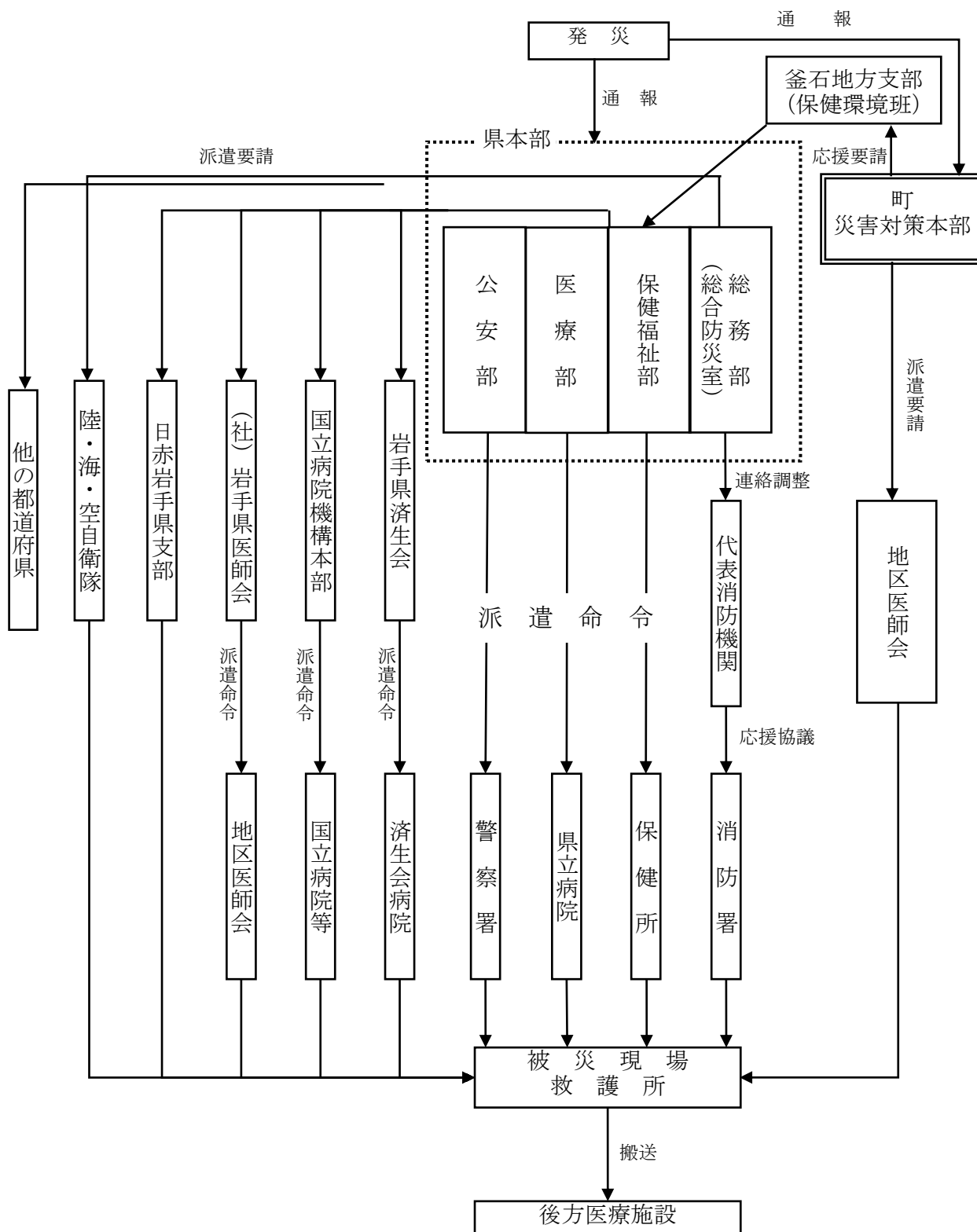
注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第9 愛玩動物の救護対策

町本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

- 1 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

(医療・保健活動の情報連絡系統図)



第15節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 町その他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県 本 部 長	○市町村に対する物資の調達及びあっせん
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○物資の無償貸付又は譲渡 ○災害派遣要請に基づく炊出し
日本赤十字社 岩手県支部 釜石地区	○災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○物資保管に係る警察機関に対する警備の要請 ○県に対する物資の調達及びあっせん ○自衛隊の災害派遣要請
	総 務 2 班	○県に対する物資の調達及びあっせん ○自衛隊の災害派遣要請
町 民 部	救 援 班 防 疫 班	○物資の調達及び配分 ○物資の需給に係る連絡調整
	食 糧 班	○災害救助法による食料供給事務の総括 ○食料の調達及び供給 ○食料の需給に係る連絡調整
福 祉 部	福 祉 班	○災害救助法による物資供給事務の総括 ○身体障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所に收容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

物資の種類及び数量は、以下の支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。

避難が長期化する場合にあつては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。

食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。

高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

【供給食料の種類】

区分	供給食料
主 食 用	○米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン 等
副 食 物	○缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜 等 (※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調 味 料	○味噌、醤油、塩、砂糖 等

【1人当たりの供給数量】

区分	供給基準数量
米 穀	○被災者 1食当たり 精米換算 200グラム以内
	○応急供給受配者 1日当たり 精米換算 400グラム以内
	○災害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

【至急物資の種類】

区分	至急物資
調 味 料	○味噌、醤油、塩、砂糖 等
外 衣	○洋服、作業衣、子供服等
肌 着	○シャツ、パンツ類の下着類
寝 具	○タオルケット、毛布、布団等
見 回 品	○タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	○なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食 器	○はし、茶碗、皿等
日 用 品	○石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	○マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

3 物資の確保

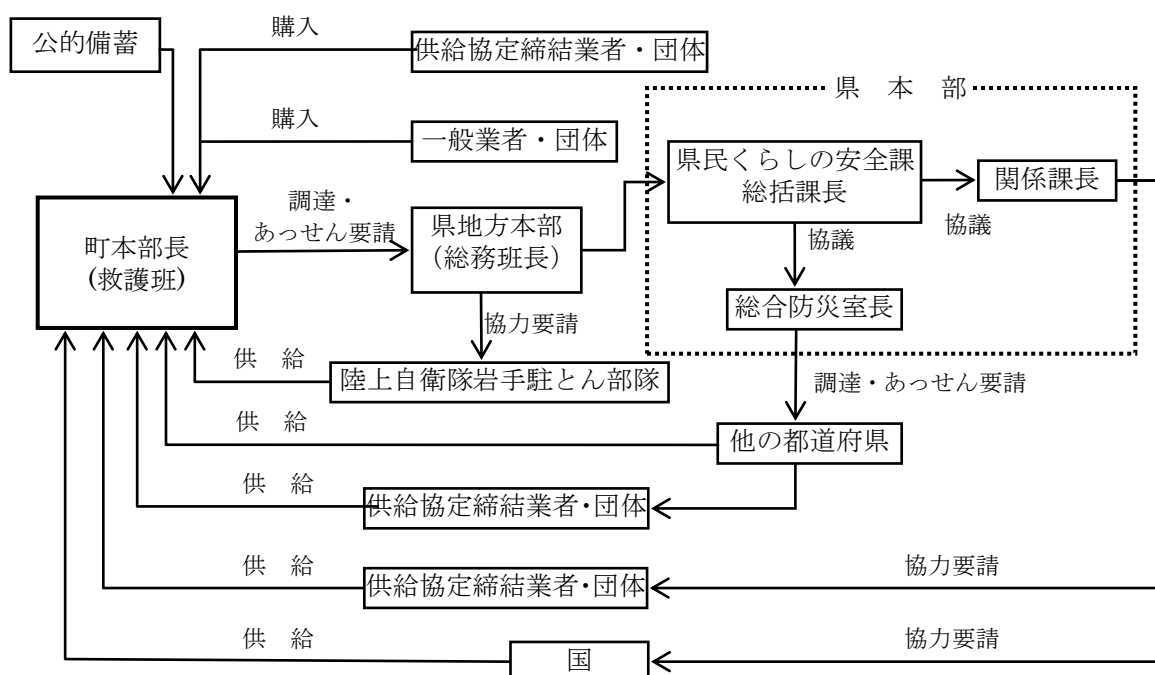
町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。

町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、県釜石地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し物資の調達又はあっせんを要請する。

町本部長は、物資の調達可能数量を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

(物資の調達・供給系統図)



4 物資の輸送及び保管

町本部長は、あらかじめ、公共施設、広場、公園等の中から、地域内輸送拠点及び集積地を選定する。また物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

県本部長は、次により、物資の輸送を行う。

- (1) 県本部の担当課長は、町本部又は輸送拠点（町と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、町本部長に引き渡す。
- (2) 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
- (3) 輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期す。
- (4) 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。

物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場（支所）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。物資供給体制（状況把握、方法、救助機関との連携等）については事前に検討する。

(2) 食料の供給における留意事項

町本部長は、あらかじめ、食料供給の順位、範囲、炊出し方法等を定める。

炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。なお、委託する場合は、2の基準数量等を明示する。

炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、本編第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、2の基準数量を参考に、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式1

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在 大槌町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
	全壊(焼)												
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

別記様式2

物資購入(配分)計画表

大槌町

世帯区分 品名 単価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				計 円				備考
	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
毛布													
布団													
肌着													
計													

※1) 本表は全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯に分けて作成すること。

※2) 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

別記様式3

災 害 救 助 用 物 資 引 渡 書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
救助用物資次のとおり引継ぎました。 記						
<input type="checkbox"/> 引継日時 <input type="checkbox"/> 引継場所 <input type="checkbox"/> 引継物資 次表のとおり						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他
注 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。						

第16節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○飲料水の供給 ○県本部長の指示に基づく生活の用に供する水の供給
県本部長	○市町村本部長が行う給水に対する協力
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく給水

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班 総務2班	○県に対する飲料水の確保、供給の要請 ○県に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 ○自衛隊の災害派遣要請
水道部	水道班	○災害救助法による給水事務の総括 ○飲料水の確保、供給 ○水道施設等被害の応急復旧

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 自主防災組織等の活用

飲料水又は生活の用に供される水の搬送に当たっては、必要に応じて、自主防災組織等の民間団体及びボランティアを活用する。

(4) 応援の要請

町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達**(1) 調達方法**

町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

[資料編⑮-1 水道事業者一覧表]

[資料編⑮-2 給水用具保有一覧]

町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長又は福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法**(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理**

水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2 mg/ℓ以上になるよう消毒する。

水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2 mg/ℓ以上に確保する。

給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることのできる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等に給水する。

浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 町本部長は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
- イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

- ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。
ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
- ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じる。

(3) 町本部長は、応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況	エ 人員、資材、種類、数量
(施設の破損、水道水の汚染状況)	オ 応援を要する期間
イ 給水対象地域	カ その他参考事項
ウ 給水対象世帯・人員	

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	○応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請
土木部	管理班	○災害救助法による被災住宅の応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 ○被災住宅の危険度判定 ○応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る資材の確保 ○公営住宅等の入居のあっせん ○活用可能な民間住宅の情報提供 ○被災建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査し、県本部長に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項

- ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ア 町本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ウ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- エ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 応急仮設住宅の建設

設置戸数は、町の被害世帯数の3割以内とする。ただし、県釜石地方支部福祉班長は、止むを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めたときは、県本部長に基準以上の建設を申請する。

(5) 応急仮設住宅の入居

県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。

町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする（一般基準）。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任することができる。

県本部長又はその委任を受けた町本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
- イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
- ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 応急修理の基準

修理戸数は、災害救助法適用町単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、町本部長は、被害の規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、県本部長に基準以上の修理を申請する。

(4) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(5) 修理期間

修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。

町本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

県本部長及び町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

県本部長及び町本部長は、高齢者、障がい者等の入居を優先する。

町及び県は、県営住宅、町営住宅等の入居状況を把握し、町本部長に対して情報提供を相互に行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に被災宅地の危険度判定の実施を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	○赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	○黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	○青のステッカーを表示する。

(3) 町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。

イ 実施本部は、以下の業務にあたる。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 町本部長の措置

町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況を把握し、応急危険度判定の必要な建築物を選定
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

町本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

ア 応急危険度判定士の招集

町本部長は、必要と認めた場合、事前に登録している応急危険度判定士に対して、建築物の応急危険度判定を要請する。

町本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じ他の都道府県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 主として目視等により被災建築物を調査する。
- ② 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険	○赤紙を貼る。
要 注 意	○黄紙を貼る。
調 査 済	○緑紙を貼る。

(3) 応急危険度判定士の登録

町本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、町内に住所を有する建築技術者を対象に講習会を受講させる。

講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、県に登録する。

県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管し、登録に係る事務は、岩手県県土整備部建築住宅課が行う。

(応急仮設住宅入居者選定調査書の様式)

応急仮設住宅入居者選定調査書

り災前住所					世帯主		
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	職業	所得額	固定資産税額	摘要
り災前の資産の内容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地	m ²	円	住家・	m ²	円	建物を損壊した部分は朱書すること。
	田	ha	円	非住家	m ²	円	
	畑	ha	円	その他		円	
	山林	ha	円	計		円	
り災後の収入の見通し	(具体的に)						
今後の住宅確保の見通し	(具体的に)						
大槌町長の意見及び順位					平成 年 月 日		
					大槌町長		
福祉事務所の意見及び順位					平成 年 月 日		
					沿岸広域振興局保健福祉環境部長		

第18節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	○市町村本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 ○感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん ○県本部に対する予防接種の実施要請
町民部	救援班 防疫班	○被災地域の消毒 ○避難所の感染症予防指導 ○感染症予防用資機材の調達
福祉部	救護班	○県本部長が実施する疫学調査等への協力 ○臨時予防接種の実施

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 防疫班

町本部長は、所属職員による「防疫班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
衛生技術者	1名	○医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。
事務職員	1名	
作業員	3名	

(2) 疫学調査協力班

県本部長は、県釜石地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、町本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医師	1名	看護師又は保健師	1名
看護師又は保健師	1名		
助手	1名	助手	1名

備考：防疫班を兼務して編成できる。

(3) 感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

町本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

町本部長は、感染症予防班、公衆衛生組合、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の的確な把握に努める。

町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加えて、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学検査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の指示等

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部長の指示に基づき消毒その他の措置を実施する。

特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は県釜石地方支部保健環境班の協力を得て必要な措置を取る。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査の協力

町本部長は、疫学調査協力班を編成して、県本部長が行う疫学調査に協力する。

(2) 健康診断の協力

町本部長は、疫学調査協力班を編成して、県本部長が必要と認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する場合は協力する。

(3) 清潔方法

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第19節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、防疫班による消毒を実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第3章第16節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第16節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

町本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

- イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所における感染症予防活動

町本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により避難所における感染症予防について指導を行う。

- ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
- イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
- エ 飲料水等については、防疫班又は県釜石地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(10) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行	ウ 生活の用に供される水の供給
イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施	エ 患者の輸送措置

第19節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	業務内容
町本部長	○廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	○町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼 ○県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請
町民部	清掃班	○廃棄物の処理及び清掃
	救援班 防疫班	○し尿の処理

2 障害物除去

実施機関	業務内容
町本部長	○被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 ○緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	○町本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 ○県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
釜石海上保安本部	○航路障害物の除去指導、協力 ○流出した危険物等の回収指導、協力
陸上自衛隊 岩手駐屯地	○災害派遣要請に基づく障害物の除去

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○近隣市町村、県本部に対する要員派遣並びに機材の応援要請
土木部	工務班	○道路上障害物パトロール及び道路関係障害物の除去 ○河川関係障害物の除去 ○住居関係障害物の除去 ○障害物処理班の編成
産業部	水産班	○漁港関係障害物の除去、並びに障害物処理班の編成

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

町本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

・医療施設	・社会福祉施設	・避難所
-------	---------	------

町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	○一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ○最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	○臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	○倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ○搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ○これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

町本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物運搬用資機材の確保を図る。 [資料編⑩-1 ごみ処理業者一覧]

町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合には、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	○資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	○人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

町本部長は、最終処分場への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。

消毒方法については、第18節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

2 し尿処理

(1) 処理方法

町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

町本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し尿処理の方法
医療施設 福祉施設 避難所	○施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ○便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ○バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	○住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 ○便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ○バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	○水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 ○地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ○便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ○バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	○仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ○便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ○バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

町本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。 [資料編 ⑩-2 し尿処理業者一覧]

町本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合には、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	○資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	○人員、期間、場所、その他参考事項

3 死亡獣畜等の処理

家畜、家きん、その他小動物の死体処理については、廃棄物処理施設で焼却又は土中に処理するものとする。

4 障害物除去

(1) 処理方法

町本部長及び道路、河川、漁港等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去チーム」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

町本部長は、次により障害物を除去する。

ア 住居関係障害物の除去

町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額及び期間等は、第3章第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

イ 道路関係障害物の除去

町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第3章第4節「情報の収集、伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ウ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 漁港関係障害物の除去

町本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者、団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。 [資料編⑩ 廃棄物処理・障害物除去計画]

(3) 応援の要請

町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県釜石地方支部福祉班長又は土木班長を通じて、県に応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の定めにより、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

町本部長は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

ア 臨時集積場所

イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ 埋立予定地

町本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合には、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	○災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	○災害対策基本法第64条第8項、第9項目及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

5 災害救助法を適用した場合の障害物除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第20節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町	○行方不明者、遺体の捜索 ○遺体収容所の確保及び遺体の処理 ○身元不明の遺体の一時安置 ○遺体の埋葬
釜石警察署 大槌交番	○行方不明者の捜索、遺体の検視 ○災害救助法適用時における死体の捜索、処理、埋葬の最終処理
釜石海上保安部	○海上における行方不明者の捜索、遺体の検視
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
(社)釜石医師会 釜石歯科医師会	○遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○捜索の手配及び県本部に対する報告 ○県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請
福祉部	救護班	○捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索 ○遺体の収容及び処理
町民部	防疫班	○遺体の埋葬許可

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、県釜石地方支部警察署班長又は釜石海上保安部長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県釜石地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

(2) 搜索の実施

町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

町本部長は、必要に応じて、県釜石地方支部警察署班長又は釜石海上保安部長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。

搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、岩手DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

搜索班員、警察官及び海上保安官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。

警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地での遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

【各地区の遺体収容所】

地区名	遺体収容所	地区名	遺体収容所
町 方	大念寺、江岸寺、蓮乗寺	大 槌 在	竹の沢、門脇沢各公葬地
安 渡	大徳院	小 鎚 在	徳並、一の渡、蕨打直、中村各公葬地
金 沢	石合、細越、金沢、野嶋各公葬地	赤 浜	赤浜公葬地
浪 板	白石公葬地	吉里吉里	吉祥寺

3 遺体の処理

町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町等において調達する。

町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県釜石地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請する。

4 遺体の埋葬

町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

5 遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、県釜石地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救法の適用計画」に定めるところによる。

第21節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

応急対策要員にかかる情報を事前に周知する。また要員の活動環境の改善を検討する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○要員の確保 ○災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	○要員の確保 ○防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	○要員の確保

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
企画部	企画調整班	○従事命令等に関すること
産業部	商工班	○応急対策要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

町本部各部においても、上記事項を明示して、復興局環境整備課工務班に要員の確保を申し込む。

要員に対する賃金は、法令その他特別な定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
町 本 部 長	○災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
県 本 部 長	○災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	○災害救助法適用作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第24条
		協力命令	災害救助法第25条
警 察 官	○災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
海上保安官			災害対策基本法第65条第2項
消 防 吏 員 又は 消 防 団 員	○消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救 急 隊 員		協力命令	消防法第35条の10
水 防 管 理 者	○水防作業	従事命令	水防法第24条
水 防 団 長 又は 消 防 機 関 の 長			

(2) 命令の対象者

作 業 区 分	対 象 者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による 県本部長の従事命令)	○医師、歯科医師又は薬剤師 ○保健師、助産師又は看護師 ○土木技術者又は建築技術者 ○大工、左官又はとび職 ○土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ○地方鉄道業者及びその従業者 ○自動車運送業者及びその従業者 ○船舶運送業者及びその従事者 ○港湾運送業者及びその従事者
災害救助作業 (協力命令)	○救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による 町長、警察官、海上保安官の従事命令)	○町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	○火災の現場付近にある者
水防作業	○区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による 警察官の従事命令)	○その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長 県本部長 指定（地方） 行政機関の長	従事命令	○命令を発するとき ○発した命令を変更するとき ○発した命令を取消すとき	災害対策基本法第81条 災害救助法第24条第4項において準用する同法第23条の2第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長等に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、町本部長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 文教対策計画

第1 基本方針

災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○町立学校における応急教育の実施
県本部長	○県立学校における応急教育の実施

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○県本部長に対する学用品等の調達又はあっせんの要請 ○県本部長に対する教職員の派遣又は派遣のあっせん
教育部	総務班	○町立学校施設等の応急対策の実施 ○被災児童・生徒に対する学校納付金等の減免措置の実施 ○被災児童・生徒に対する学用品等の支給 ○応急教育の実施 ○学校給食の実施
	施設班	○社会教育施設等の応急対策の実施 ○文化財に対する応急対策の実施 ○公民館、分館の応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校教育施設の確保

(1) 学校施設の応急対策

町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	○当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	○特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ○一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	○町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を利用する。 ○校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	○他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

学校が被災し、授業を行うことが困難又は不可能であり、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	○町本部において、関係者が協議を行う。
県釜石地方支部教育事務所班管内の他施設を利用する場合	○町本部長は、県釜石地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	○町本部長は、県釜石地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に対し、施設のあつせんを要請する。

2 教職員の確保

(1) 確保の手順

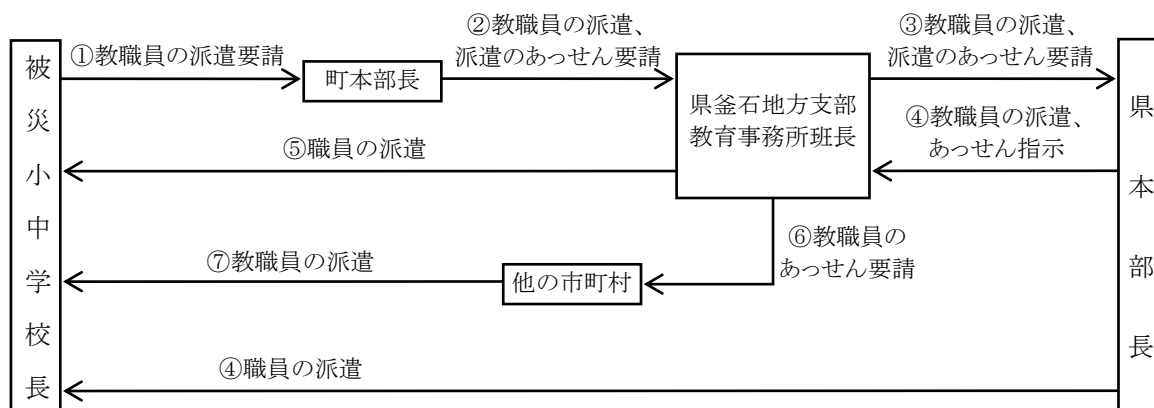
災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

ア 学長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

イ 町本部長は、県釜石地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。

ウ 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

(被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ)



(2) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

○派遣を求める学校名	○派遣要請予定期間
○授業予定場所	○その他必要な事項
○教科別（中学校）派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外の場合は、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 町本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県釜石地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんに要請する。
 なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。
- (3) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与
 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

町本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。被災生徒が、学校納付金の減免、育英資金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長等は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県釜石地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

町本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第23節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○被災地域における病虫害防除実施 ○家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県	○病虫害防除に関する必要な指示指導 ○家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 ○家畜診療 ○飼料及び集乳搬送体制の確保 ○町が行う畜産応急対策措置に対する指導 ○町からの畜産応援要請に応じた対策措置

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
産業部	農林班	○病虫害の防除 ○県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ○畜産応急対策の実施 ○県本部長に対する畜産対策の応援要請 ○県本部長に対する飼料等の確保のあっせん

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期

イ 防除用機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量

ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

町本部長は、必要に応じ、県釜石地方支部農林班長を通じて県本部長に応援を要請するとともに、防除に関する必要な指示、指導を受けながら、防疫上必要な措置を講ずる。

町本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班名	業務内容
調査班	○巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	○防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

- ア 資機材の種類別数量
- イ 送付先
- ウ 調達希望日時（期間）
- エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

町の畜産対策は、次の各機関、団体の協力を得て行う。

- ア 花巻農業協同組合
- イ 東南部農業共済組合
- ウ 獣医師会

(2) 畜産対策への協力

町は、家畜診療班及び家畜防疫班の編成など、地方支部農林班が行う畜産対策の実施に協力する。

(3) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- ア 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、県釜石地方支部農林班長に応援を要請する。
- イ 要請を受けた県釜石地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し応急診療を実施する。
- ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
- エ 応急診療の範囲は、次による。
 - ① 診療
 - ② 薬剤又は治療用資器材の支給
 - ③ 治療等の処置

(4) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

- ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）
- イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）
- ウ その他の防疫措置

(5) 家畜の避難

水害による浸水災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

- ア 町本部長は、避難場所等の指導に関し、県釜石地方支部農林班長と連絡を密にする。
- イ 町本部長は、県釜石地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

- ア 町本部長は、県釜石地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。
- イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - ① 要請する飼料の種類及び数量
 - ② 納品又は引継の場所及び時期
 - ③ その他必要事項

(7) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害により、飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

- ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
- ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、県釜石地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県釜石地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第24節 公共土木施設等応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等に対して、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

1 道路施設

実施機関	業務内容
岩手河川国道事務所 三陸国道事務所	○一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号のうち仙人峠道路）
県	○一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
町	○町道の道路施設

2 河川管理施設

実施機関	業務内容
県	○一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設
町	○準用河川及び普通河川の河川管理施設

【町本部の担当部・班】

区分	部	担当班	業務内容
道路施設	土木部	工務班 下水道班	○各公共土木施設及び公共下水道等に係る被害状況調査及び応急対策の実施
河川管理施設			

第3 実施要領

1 共通事項

(1) 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部、町本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 二次災害の防止対策

町本部長は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

(3) 要員及び資機材の確保

実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん

等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び数量	ウ 場所	オ 作業内容
イ 職種別人員	エ 機関	カ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

2 道路施設

実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路の優先を基本として、状況に応じ、国道、県道、町道問わず必要な道路への応急復旧を実施する。

3 漁港施設

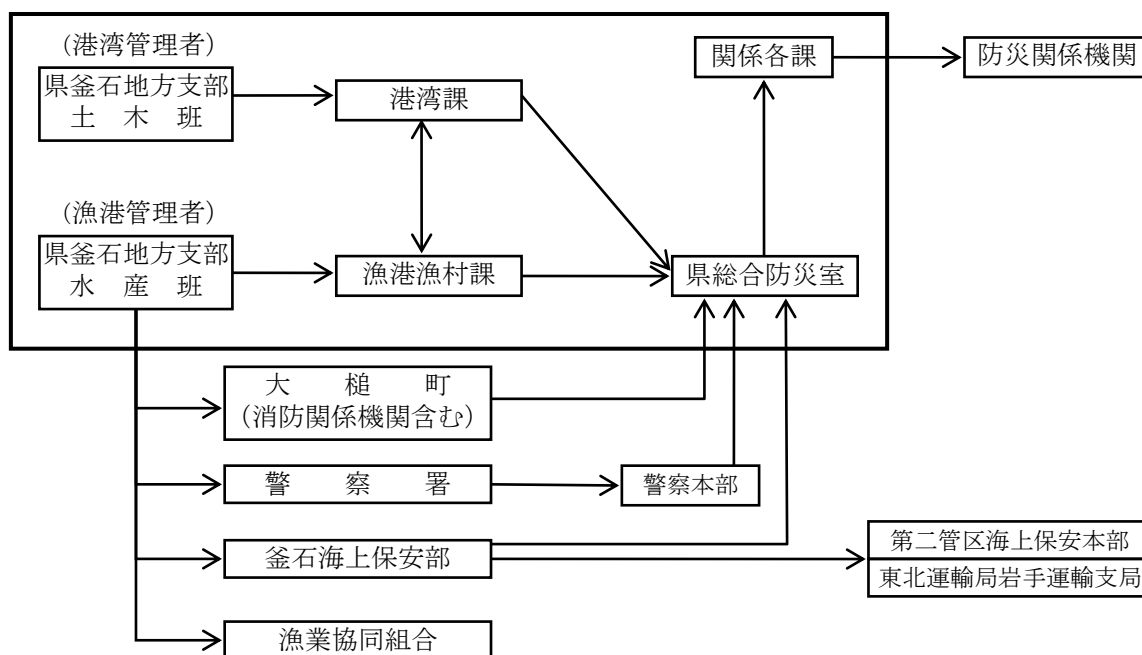
(1) 船舶に対する危険通報

実施機関は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部、町本部その他の防災関係機関に連絡する。

(2) 防災措置の実施等

町本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて漁業団体、船舶所有者等の協力を求める。

(漁港施設に係る連絡系統図)



(3) 養殖筏繫留者等の措置

養殖筏繫留者、在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 海上輸送路の確保

町本部長、実施機関と速やかに協議、連絡の上、他の実施機関が行う海上輸送路の確保に協力する。

実施機関は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

第25節 ライフライン施設等応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 上下水道施設

実施機関	業務内容
町本部長	○所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 ○被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
県本部長	○上下水道施設に係る被災状況の把握 ○被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務2班	○上下水道の復旧対策に係る県本部長に対する応援要請
水道部	水道班	○上水道に係る被害状況の把握
		○被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
土木部	管理班	○下水道に係る被害状況の把握
	下水道班	○被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

2 その他のライフライン施設

機関名	業務内容
東北電力(株) 釜石営業所	○所管する施設に係る被災状況の把握 ○被災した施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 ○被災地域、需要家等に対する広報の実施
釜石瓦斯(株)	
東日本電信電話(株) 岩手支店	

第3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の氏名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。

- ・防災行政無線
- ・水道業務用無線

イ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が、事前に確保しておく。

水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ① 取水、導水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・主要送配水管路
 - ・貯水槽及びこれに至る管路

- ・河川、鉄道等の横断箇所
- ・都市機能を維持するための重要施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

① 取水、導水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	○送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	○重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人口透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。

配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長は、町本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。

各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 その他のライフライン施設

(1) 防災活動体制

電力、電気通信施設等のライフライン施設の事業者（以下、本節中「ライフライン事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼び出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

(2) 情報連絡活動

町本部長は、定時に、被災ライフライン事業者から、次の情報を収集する。

ア 施設等の被害情報及び復旧状況

イ 他のライフライン事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況

ウ 人身災害及びその他の災害発生状況

エ その他の災害に関する情報

ライフライン事業者は、上記により収集した被害情報について、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災機関に対して連絡する。

(3) ライフライン事業者に対する応援等

県本部長は、ライフライン事業者から応援対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

ライフライン事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第26節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災、津波及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○被災状況の把握 ○災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ○地域住民に対する災害発生の周知

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○自衛隊の災害派遣要請
消 防 部	消 防 班	○危険物施設の被災状況の把握 ○災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類**1 実施機関（責任者）**

機 関 名	業 務 内 容
火薬類保管施設責任者	○被災状況の把握
町 本 部 長	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	○地域住民に対する災害発生の周知

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○自衛隊の災害派遣要請
産 業 部	商 工 班	○火薬施設に係る被害状況調査
消 防 部	消 防 班	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 実施要領**(1) 火薬類保管施設責任者****ア 被害状況の把握と連絡**

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・災害による避難について、住民に周知する。
 - ・当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
高圧ガス保管施設責任者	○被災状況の把握
町 本 部 長	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	○地域住民に対する災害発生の周知

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○自衛隊の災害派遣要請
産 業 部	商 工 班	○高圧ガス施設に係る被害状況調査
消 防 部	消 防 班	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
- ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・災害による避難について、住民に周知する。
 - ・当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
毒物・劇物保管施設責任者	○被災状況の把握
町 本 部 長	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	○地域住民に対する災害発生の周知

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班	○自衛隊の災害派遣要請
産 業 部	商 工 班	○毒物・劇物施設に係る被害状況調査
消 防 部	消 防 班	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ○避難措置及び警戒区域の設定

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第27節 海上災害応急対策計画

第1 基本方針

関係機関相互の密接な連携のもとに、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全を図る。

大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○災害状況の把握及び防災関係機関への通報
県本部長	○地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 ○災害の発生又は拡大防止のための応急措置
事故関係者 （船舶所有者等）	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置
釜石海上保安部	○災害状況の把握及び防災関係機関への通報 ○航行船舶等に対する災害発生の周知 ○災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ○事故関係者に対する防除措置の命令 ○海上災害防止センターに対する防除措置の指示 ○関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 ○自衛隊の災害派遣要請
港湾管理者 漁港管理者	○在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者 （漁協等）	○災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力

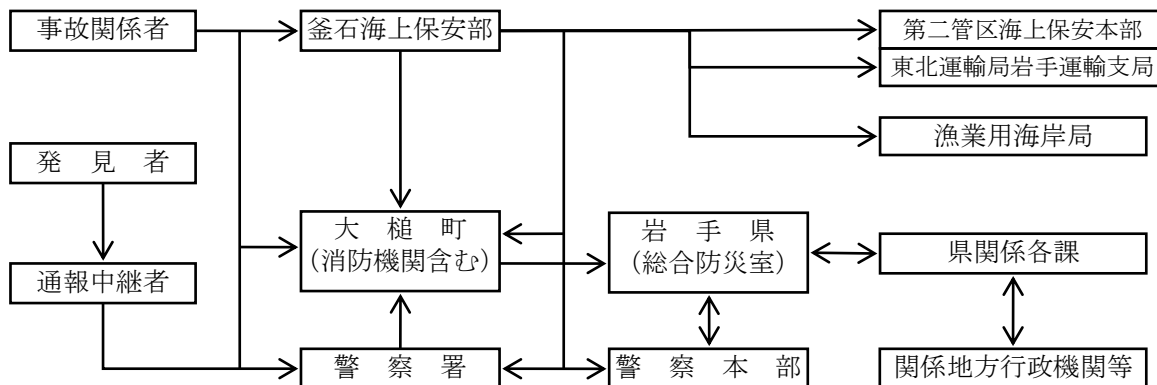
【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○海上保安部等との連絡調整 ○地域住民に対する災害発生の周知
産業部	水産班	○在港船舶に対する災害発生の周知

第3 実施要領

1 通報連絡体制

(1) 防災関係機関等における通報連絡



(2) 船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
釜石海上保安部	○無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	○ラジオ、テレビ	
港湾管理者	○拡声器	在港船舶
漁港管理者	○漁業無線	港外漁船

(3) 住民に対する周知

機関名	周知手段	周知事項
町(消防機関)	○防災行政無線、広報車	○災害の状況 ○防災活動の状況 ○火気使用及び交通等の制限事項 ○避難準備等の一般注意事項 ○その他必要事項
釜石警察署	○パトカー等の拡声器	
釜石海上保安部	○巡視船艇の拡声器	
放送局	○ラジオ、テレビ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

釜石海上保安部等は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
釜石海上保安部	ア 船舶の出入港の禁止 イ 船舶の航行制限及び禁止 ウ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 エ 警戒線等の設定 オ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	○釜石海上保安部が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

町、県、警察署は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を講ずる。

実施機関名	措置の内容
町	○沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示勧告 ○流出油等の漂着にかかる監視パトロール
県	○流出油等の漂着に係る監視パトロール
釜石警察署	○沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油対策

各実施機関は、海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、流出油災害を防止するため、関係機関と相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

町	○流出油等の状況把握 ○関係機関との連絡調整 ○防除資機材の調達 ○沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ○回収油等の保管
県本部	○ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 ○応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ○防除資機材の調達 ○沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去等
釜石海上保安部	○航行中の船舶及び関係機関への伝達 ○巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ○巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 ○遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油等の拡散防止措置 ○海上における流出油等防除指導 ○流出油等防除作業の技術指導
海上災害防止センター	○海上保安庁長官の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	○海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急処置を行う。

ア 搜索、人命救助、救護	ウ 応急資材の調達
イ 消火活動、延焼防止	エ 遭難船の移動

第28節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動等を行う。
- 2 消防長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎよ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ○警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	○町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ○消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	○消防広域応援に係る連絡、調整 ○消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん ○消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸中部森林管理署	○消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	○災害派遣要請に基づく消防活動の支援

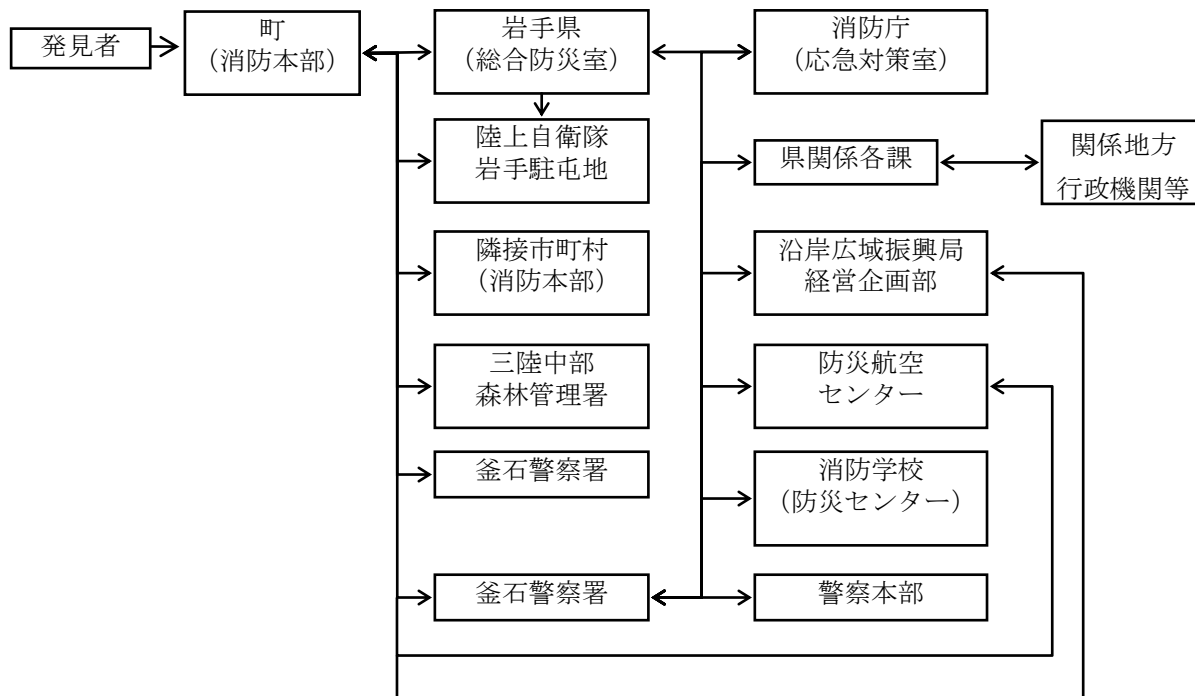
【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○消防活動の連絡調整 ○自衛隊の災害派遣要請
産業部	農林班	○農業施設被害情報の収集 ○農作物等被害情報の収集 ○家畜等被害情報の収集 ○国有林の施設・森林等被害情報の収集

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災機関における通報連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

(1) 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

(2) 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

(3) 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第29節「防災ヘリコプター活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 緊急消防援助隊

全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために編成された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、第7節「消防活動計画」に記載のとおりである。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、町本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

(2) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、町本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

第29節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的対応を図る為、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
県本部長	○防災ヘリコプターの運航
町本部長並びに消防の一部事務組合の管理者及び広域連合長	○防災ヘリコプターの応援要請 ○防災ヘリコプターの活動に対する支援

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班 総務2班	○防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

1 活動体制

「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、防災ヘリコプターの活動支援を実施する。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	○災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	○緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	○防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の偵察及び情報収集 ○救援物資、人員等の搬送 ○災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 ○その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消 火 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災における空中消火 ○偵察、情報収集 ○消防隊員、資機材等の搬送 ○その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 助 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○中高層建築物等の火災における救助 ○山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ○高速自動車道等の道路上の事故における救助 ○その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 急 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○交通遠隔地からの傷病者の搬送 ○傷病者の転院搬送 ○交通遠隔地への医師、機材等の搬送 ○その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

町本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の種別 イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ 災害発生現場の気象状況 エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 カ 応援に要する資機材の品目及び数量 キ その他必要な事項 |
|--|

応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電 話 0198(26)5251 F A X 0198(26)5256
------------------------------	--

5 受入体制

応援を要請した町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援する為、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 エ その他必要な事項 |
|---|

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- 3 事業規模・難易度を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- 4 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- 5 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。

公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

○公共土木施設災害復旧事業計画	○公立医療施設災害復旧事業計画
・河川公共土木施設災害復旧事業計画	・海岸公共土木施設災害復旧事業計画
・砂防設備災害復旧事業計画	・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
・地すべり防止施設災害復旧事業計画	・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
・道路公共土木施設災害復旧事業計画	・港湾公共土木施設災害復旧事業計画
・漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画	・下水道公共土木施設災害復旧事業計画
○農林水産業施設災害復旧事業計画	○都市災害復旧事業計画
○上水道災害復旧事業計画	○社会福祉施設災害復旧事業計画
○公立学校施設災害復旧事業計画	○公営住宅災害復旧事業計画
	○その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

町は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。

町においては、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図るものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 海岸法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- 生活保護法
- 児童福祉法
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 売春防止法
- 老人福祉法
- 水道法
- 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- 下水道法
- 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 補助災害復旧事業債 | <input type="checkbox"/> 火災復旧事業債 |
| <input type="checkbox"/> 直轄災害復旧事業債 | <input type="checkbox"/> 小災害債 |
| <input type="checkbox"/> 単独災害復旧事業債 | <input type="checkbox"/> 歳入欠かん債 |
| <input type="checkbox"/> 公営企業等災害復旧事業債 | |

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| <input type="checkbox"/> 普通交付税の繰上交付措置 |
| <input type="checkbox"/> 特別交付税による措置 |

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

町は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられるさまざまな問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- (3) 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- (4) 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

2 被災証明の交付

町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

3 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金の支給を行う。

- (1) 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月3日 条例第26号
- (2) 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 昭和50年4月1日 規則第11号 第1章 総則
- (3) 大槌町小災害見舞金等交付要綱 平成7年3月15日 告示第20号

町は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。詳細は次表のとおり。

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		○政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		○政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金	り 災 見 舞 金	○災害救助法が適用されない障害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村	○災害救助法施行細則第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救 助 見 舞 金		○災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	

4 被災者生活再建支援制度の活用

県及び町は、災害によりその居住する住宅が全壊した世帯又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

県が実施主体となり、町が申請書類の受け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託し実施する。

(1) 対象となる災害の程度

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号が適用された被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害
- エ ①又は②の市町村を含む県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

オ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(2) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給

〈複数世帯の場合〉（単位：万円）

区分	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

〈単数世帯の場合〉（単位：万円）

区分	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

〔基礎支援金〕 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

〔加算支援金〕 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(4) 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 地元の市役所又は町村役場に申請する
- カ 支給金の支給

(5) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

5 住宅資金等の貸付

町は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金当に関する広報活動を実施する。

住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

(1) 災害復興住宅資金 (住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)第13条第5項)

(1/2)

貸付対象	貸付金額	貸付条件
○火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。		○据置期間 ・3年以内（この期間償還期間を延長する。） ○償還期間 ・耐火構造 35年以内 ・準耐火構造 35年以内 ・木造（耐久性）35年以内 ・木造（一般）25年以内 ○利子 年2.0% （平成22年2月1日現在） ○償還方法 ・元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
○建設等資金 ・住宅資金 り災直前の建物の価額の5割以上の損害を受けた場合	○住宅資金の融資限度額 ・耐火、準耐火、木造（耐久性）1,460万円 ・木造（一般）1,400万円	
・整地資金 建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合	○整地費の融資限度額 380万円	
・土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合	○土地取得費の融資限度額 970万円	

(2/2)

貸付対象	貸付金額	貸付条件
<p>○購入資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅資金 り災直前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合 	<p>○住宅資金の融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、耐火、木造（耐久性） 1,460万円 ・木造（一般） 1,400万円 <p>○中古住宅購入資金の融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、耐火、木造（耐久性） 1,160万円 ・木造（一般） 950万円 	<p>○据置期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以内（この期間償還期間を延長する。） <p>○償還期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造 35年以内 ・準耐火構造 35年以内 ・木造（耐久性） 35年以内 ・木造（一般） 25年以内 <p>○利子 年2.0% （平成22年2月1日現在）</p> <p>○償還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合 	<p>○土地取得費の融資限度額</p> <p>970万円</p>	
<p>○補修等資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補修資金 一戸当たりの補修の費用が10万円以上の家屋で、改築や補修により復旧する者（増築工事、全部改築工事不可） 	<p>○住宅資金の融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火 640万円 ・木造 590万円 	<p>○償還期間</p> <p>20年以内</p> <p>○利子 年2.0% （平成22年2月1日現在）</p> <p>○償還方法</p> <p>元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移転資金 補修する家屋を引方移転（住宅の位置の上げ下げを含む。）する場合 	<p>○移転費の融資限度額</p> <p>380万円</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合 	<p>○整地費の融資限度額</p> <p>380万円</p> <p>住宅資金と移転費をあわせて融資する場合の合計額の限度額 380万円</p>	

(2) 生活福祉資金 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)

貸付対象	貸付金額	貸付条件
○資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自立できると認められる世帯であって、独立自立に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯 ○一定の要件を満たす障がい者世帯 ○65歳以上の高齢者の属する世帯	1世帯 150万円以内	○据置期間 6月以内 ○償還期間 据置期間経過後20年以内 ○利子 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5% ○保証人 原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可 ○償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ○申込方法 官公署が発行するり災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会へ申し込む。

(3) 災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号))

貸付対象	貸付金額	貸付条件
○台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が ・1人世帯 220万円以内 ・2人世帯 430万円以内 ・3人世帯 620万円以内 ・4人世帯 730万円以内 ・5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内	○対象被害及び貸付限度額 ア 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 イ 住居の全壊 250万円 ウ 住居の半壊 170万円 エ 家財の3分の1以上の損害 150万円 ・重複被害 ア+イ 350万円 ア+ウ 270万円 ア+エ 250万円 ○住居全体の滅失もしくは流失 350万円	○据置期間 ・3年(特別場合5年) ○償還期間 ・10年(据置期間を含む) ○貸付利率 ・年3%(据置期間は無利子) ○償還方法 ・年賦又は半年賦 ○延滞利率 年10.75%

6 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

7 職業あっせん指導

町は、被災者が災害のため収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人のある職業指導を行うものとする。

8 租税の徴収猶予及び減免等

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は大槌町税条例により、町税の納税緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、県が行う次の措置に積極的に協力するものとする。また、町が実施している中小企業融資基金の増額を図って信用保証枠の拡大に努めるものとする。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業官益の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 市町村及び中小企業関係団体を通じた、災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

第4 農林漁業関係者への融資

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被災組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資のあつせん及び既往貸付期限の延期措置
- 4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法、漁船損害当保障法に基づく、災害補償業務の促進、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害の防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の作成

市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。

計画の策定に当たり、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。

ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。防災とアメニティの観点から、既存不適確建築物の解消を図る。

第3 復旧事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

(1/2)

項 目	事 業 名
<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町及び各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、当町における過去の地震・津波災害の発生状況、また、近年においての次の状況等を踏まえ、三陸沖を震源地とする地震（地震の規模はマグニチュード7.5以上、津波の規模は既往津波の高さの最大）及び家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図りつつ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震にかかわる地震防災上重要な事項を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

- 1 阪神・淡路大震災
- 2 平成15年の三陸南地震時の大規模地震災害
- 3 平成16年の新潟県中越地震災害
- 4 地震被害想定調査（平成9年度に岩手県が実施）
- 5 宮城県沖地震の長期評価（平成12年度に国の地震調査研究推進本部が実施（平成21年度に評価を見直し）。宮城県沖地震の2040年度までの発生確率は99%）
- 6 三陸沖の地震活動の長期評価（平成14年度に国の地震調査研究推進本部が実施。例：三陸沖南部海溝寄りのプレート間地震の2040年までの発生確率は80~90%）
- 7 岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書（平成16年度に岩手県が実施）
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に当町が指定されたこと
- 9 平成23年東北地方太平洋沖地震
- 10 「最大クラス」（L2）・「頻度が高く大きな被害」（L1）の2つの津波

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて作成されている「大槌町地域防災計画」の「震災対策」編として、大槌町防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「大槌町地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 防災関係機関の責務又は業務の大綱

大槌町、岩手県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災に関し処理する事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第1 防災関係機関の責務

1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町、県

機 関 名	事務又は業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> ○町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ○防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 ○防災訓練の実施に関すること。 ○防災知識の普及、教育に関すること。 ○災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 ○他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 ○災害応急対策の実施に関すること。 ○被災地域の復旧、復興に関すること。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ○防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 ○防災訓練の実施に関すること。 ○防災知識の普及及び教育に関すること。 ○災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 ○自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 ○災害応急対策の実施に関すること。 ○災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 ○被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 ○市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
第二管区海上保安部 釜石海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予報・警報等の船舶への周知 ○海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保 ○船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止 ○救援物資、避難者等の海上・航空輸送
東北森林管理局 三陸中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ○国有林野の保安林、保安施設等の整備 ○山火事防止対策 ○災害復旧用材の供給
東北農政局 岩手農政事務所 地域第二課	<ul style="list-style-type: none"> ○国土保全事業の推進 ○営農指導方針の樹立及び技術指導 ○種苗その他営農資材の確保 ○農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導 ○天災金融の確保 ○災害時における米穀及び乾パンの供給
東北運輸局 岩手運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における輸送計画の策定 ○鉄道、自動車等の安全運行の確保 ○緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援 ○輸送関係機関に対する協力依頼 ○復旧資材の輸送斡旋
岩手労働局 釜石動労基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場における労働災害の防止 ○災害発生に伴う被災労務者の救済 ○被災労働者の就労斡旋 ○復旧・復興工事における労働災害の防止
国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集、連絡、伝達の実施 ○直轄公共土木施設の整備及び災害防止 ○災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保 ○直轄公共土木施設の復旧 ○緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施 ○災害対策支援に係る調整

3 指定公共機関並びに指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 釜石線営業所	○鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧 ○災害時における鉄道による緊急輸送
東日本電信電話(株) 岩手支店	○電気通信設備の整備及び災害防止 ○災害時における通信の確保 ○電気通信設備の復旧
(株)NTTドコモ東北	○移動通信設備の整備及び災害防止
KDDI(株)	○災害時における移動通信の確保 ○移動通信設備の復旧
日本通運(株) 釜石支店	○災害時における車両の確保と緊急輸送
東北電力(株) 釜石営業所	○電力施設の整備及び災害防止 ○災害時における電力供給 ○電力施設の災害復旧
NHK盛岡放送局 釜石報道室	○気象予報・警報等の放送 ○災害状況及び災害対策についての放送 ○県知事からの要請に基づく災害放送
IBC岩手放送(株) 東部支社	
(株)テレビ岩手 釜石報道部	
岩手県交通(株) 釜石営業所	○旅客自動車による陸上輸送の確保及び緊急輸送の実施
大槌郵便局	○郵便はがき等の無償交付 ○災害地あて救助小包料金の免除 ○為替貯金非常取扱い ○医療救護 ○簡易保険、郵便年金資金の融通措置 ○簡易保険、郵便年金契約者等に対する非常取扱い

4 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

団 体 名	事務又は業務の大綱
漁業協同組合 農業協同組合 森林組合	○共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 ○農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 ○被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋 ○被災農林漁家に対する肥料、飼料その他資材の確保、斡旋
商 工 会	○災害時における物価安定についての協力 ○救助用、復旧用物資の確保についての協力
一般病院・診療所	○収容患者に対する災害時の避難体制の確保 ○災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護
一般運送事業者	○災害時における緊急輸送
青年婦人団体等	○災害時における奉仕活動協力
危険物関係施設の管理者	○災害時における危険物の保安措置

第4節 被害想定

県では、将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映を進めてきた。（地震被害想定調査結果（平成9年度実施）、津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）等）

平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。

当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。

また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※1）や遠地地震（※2）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

- （※1）津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。
- （※2）遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

第1 想定する地震の考え方

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第2 想定する津波の考え方

津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- 1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

第5節 震災に関する調査研究

第1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究を行う。

第2 調査研究

防災機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

- 1 被害想定に関する調査研究
- 2 地盤に関する調査研究
- 3 建造物の耐震性に関する調査研究
- 4 津波災害に関する調査研究
- 5 大震火災に関する調査研究
- 6 避難に関する調査研究
- 7 その他必要な調査研究

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及び防災機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

〔本編・第2章・第1節・第2・1 参照〕

2 職員に対する防災教育

防災機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配付して、防災教育の普及徹底を図る。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (1) 震災対策関連法令
- (2) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- (3) 震災に関する基礎知識
- (4) 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- (5) 住民に対する防災知識の普及方法
- (6) 震災時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (1) 地震及び津波に関する一般的知識
- (2) 津波警報、避難指示等の意味及び内容
- (3) 平常時における心得
 - ア 避難場所、避難路等を確認する。
 - イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品(救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。
 - ウ 率先避難・声かけ等の自助・共助を進めるための事前準備を行う。
 - エ 防災訓練等に積極的に参加する。
 - オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- (4) 地震及び津波発生時の心得、避難方法
- (5) 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- (6) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- (7) 災害危険箇所に関する知識

- (8) 過去の主な災害事例
- (9) 地震及び津波対策の現状

防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

[本編・第2章・第1節・第2・4 参照]

5 防災文化の継承

防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第3 津波防災マップの作成、活用

県は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。

町は、県が設定した津波浸水想定に基づく津波防災マップを作成し、住民等に対し、マップの意義や避難場所等に関する周知、啓発に努める。また、ハザードマップを用いた、町民啓発プログラム、まち歩き、避難計画づくり、防災訓練の実施を進める。

第2節 自主防災組織の育成計画

第1 基本方針

町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の登録・育成、組織間連携等を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成強化

[本編・第2章・第2節・第2・1 参照]

第3 消防団の活性化

[本編・第2章・第2節・第3 参照]

第3節 初動活動体制整備計画

[本編・第2章・第3節 参照]

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

町、その他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

〔本編・第2章・第4節・第2・1 参照〕

2 実施に当たって留意すべき事項

〔本編・第2章・第4節・2・2 参照〕

訓練の実施に当たっては訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波、夜間の発災、火災・水害等との複合災害など具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

町は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

(1) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、家族単位、地区単位での住民の避難、避難行動要支援者の避難を想定した訓練を実施すること。

(5) 津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保した上での水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。

(6) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(7) 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第5節 気象業務整備計画

〔本編・第2章・第5節 参照〕

第6節 通信確保計画

〔本編・第2章・第6節 参照〕

第7節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震による津波、火災等から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 避難情報に関する基準

〔本編・第2章・第7節・第2・1 参照〕

市町村は、避難勧告等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。

2 避難場所・避難所の定義

〔本編 第2章 第7節 第2 - 2 参照〕

3 町の避難計画

〔本編 第2章 第7節 第2 - 3 参照〕

4 各関係機関による避難支援

〔本編 第2章 第7節 第2 - 4 参照〕

5 津波避難計画の作成

〔本編 第2章 第7節 第2 - 5 参照〕

6 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

〔本編 第2章 第7節 第2 - 6 参照〕

7 地域における避難計画

〔本編 第2章 第7節 第2 - 7 参照〕

第3 避難場所等の整備等

〔本編 第2章 第7節 第3-2 参照〕

市町村は、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や避難ビルの指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

第4 避難に関する広報

〔本編 第2章 第7節 第4 参照〕

第5 避難訓練の実施

〔本編 第2章 第7節 第5 参照〕

第6 広域一時滞在

〔本編 第2章 第7節 第6 参照〕

第7 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

◎津波に対する正しい知識を身につける。

- (1) 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
- (2) 地震発生から津波が来るまでの時間は、震源が海岸に近いほど短く、未だ地震が終わらないうちに襲来する場合もある。
- (3) 津波は、引き潮で始まるとは限らない。
- (4) 津波は、繰り返し襲来する。
- (5) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (6) 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (7) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。
- (8) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。

◎日頃から、津波に対する備えを怠らない。

- (1) 避難場所、避難路等を確認する。
- (2) 貴重品、ラジオ、懐中電灯等非常持出品を準備する。
- (3) いざというときの対処方法を検討する。
- (4) 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- (5) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- (6) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

◎次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

- (1) 強い地震を感じたとき
- (2) 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
- (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき

◎避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

◎正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。

◎町の避難の勧告又は指示に従って行動する。

2 船舶の予防措置

◎次の場合は、直ちに港外に退避する。

- (1) 強い地震を感じたとき
- (2) 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
- (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき

◎港外に退避できない小型船については、時間的余裕がある場合は、船体を高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

◎正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。

◎津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

第8節 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院との連携

〔本編・第2章・第8節・第2・1 参照〕

第3 岩手DMATの連携強化

〔本編・第2章・第8節・第3 参照〕

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

〔本編・第2章・第8節・第4 参照〕

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

〔本編・第2章・第8節・第5 参照〕

第6 災害中長期への備え

〔本編・第2章・第8節・第6 参照〕

第9節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

〔本編・第2章・第9節・第1 参照〕

町は、災害発生直後から生活環境が復旧されるまでの間、要配慮者の安全確保、生活を支援するため、各防災関係機関、社会福祉施設等、地域住民と連携し、支援体制の整備に努める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者の実態把握

〔本編・第2章・第9節・第2・1 参照〕

2 災害情報等の伝達体制の整備

〔本編・第2章・第9節・第2・2 参照〕

3 避難誘導

〔本編・第2章・第9節・第2・3 参照〕

4 避難生活

〔本編・第2章・第9節・第2・4 参照〕

5 社会福祉施設等の安全確保対策

〔本編・第2章・第9節・第2・5 参照〕

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

〔本編・第2章・第9節・第2・6 参照〕

7 外国人の安全確保対策について

〔本編・第2章・第9節・第2・7 参照〕

第10節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 町の役割

1 町の役割

[本編第2章第10節第2・1参照]

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

[本編第2章第10節第3・1参照]

2 事業所の役割

[本編第2章第10節第3・2参照]

第11節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

[本編・第2章・第11節・第2 参照]

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

[本編・第2章・第11節・第3・1 参照]

2 避難先の検討

[本編・第2章・第11節・第3・2 参照]

3 救出方法の確認

[本編・第2章・第11節・第3・3 参照]

4 備蓄の奨励

[本編・第2章・第11節・第3・4 参照]

5 防災体制の強化

[本編・第2章・第11節・第3・5 参照]

第12節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。県は、「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成23～27年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備を進めており、市は連携して整備強化を行う。

第2 防災施設等の機能強化

〔本編・第2章・第12節・第2 参照〕

第3 公共施設等の整備

町は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設、空港施設等の公共土木施設について、耐震性及び耐浪性の確保又は津波による浸水の危険性の低い場所への立地に努める。

町は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性及び耐浪性の確保又は津波による浸水の危険性の低い場所への立地並びに学校等の防災機能の強化に努める。

防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

県は、平成23年東北地方太平洋沖地震によって破壊された防潮堤等の海岸保全施設の復旧を図るとともに、湾口防波堤等の整備を促進し、あわせて、市町村の復興まちづくりと一体となった防潮堤の嵩上げや水門の整備等を実施する。

また、津波水門等の操作員の安全確保、水門閉鎖時間の短縮のため、水門等操作の電動化・遠隔化を実施する。

第4 通信施設の整備

1 県防災行政無線

可搬型地球局等の衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

防災行政情報通信ネットワークの周辺施設の耐震化を図る。

2 町防災行政無線

防災行政無線は、国の補助制度等の活用により、町防災行政無線の整備に努め、整備済の市町村においては、屋外拡声器、戸別受信機等の増設など、その機能強化に努める。

町防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備、燃料の確保、周辺施設の耐震化に努める。

3 その他の通信施設

〔本編・第2章・第12節・第4・2 参照〕

第5 消防施設の整備

町は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

町は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第6 防災用資機材等の整備

町は、以下の(1)～(3)の資器材が不足した場合、県に要請する。

- (1) 防災用資機材
- (2) 空中消火用資機材
- (3) 放射性物質災害用資機材

第13節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、都市における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

町は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

- ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
- エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 町所有施設の耐震強化

防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない県及び町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

防災上重要な建築物に該当しない県及び町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、コンピューターサーバー、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

建築物の耐震性の確保について広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすよう強力に指導する。

特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、町においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体との協力

町は、県及び社団法人岩手県建築士会等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。

10 岩手県建築耐震改修促進連絡協議会との協力

町は、県及び関係団体で構成する岩手県耐震改修促進協議会参加し、相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を硬極的に促進する。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

都市における大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第5 住宅移転等による都市整備

1 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

2 土地区画整理事業の推進

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第6 津波防災を考慮した土地利用計画

海岸線を有する市町村の市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置し、又は建築物の耐浪化を図る。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

第14節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設、港湾施設等の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

〔本編・第2章・第14節・第2・1 参照〕

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

- (1) 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
- (2) 重点路線については、「緊急輸送路線の橋梁耐震補強3か年プログラム」（平成17年6月23日付）に準じた橋梁耐震点検調査を実施する。
- (3) 上記ア及びイの調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- (4) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。

- (1) 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

4 障害物除去用資機材の整備

〔本編・第2章・第14節・第2・3 参照〕

第3 港湾施設、漁港施設

震災時における緊急物資、人員等の海上輸送を確保するため、重要港湾については、耐震強化岸壁の整備を図る。

輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁等を備えた防災拠点の整備を図る。

第15節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備 (水力、地熱)		<ul style="list-style-type: none"> ○ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 ○水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 ○その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 ○建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	○電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中電線路	<ul style="list-style-type: none"> ○終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ○地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ○建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	○電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	○地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		○屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

〔本編・第2章・第15節・第2・2 参照〕

3 災害対策用資機材の確保等

〔本編・第2章・第15節・第2・3 参照〕

4 ヘリコプターの活用

〔本編・第2章・第15節・第2・4 参照〕

第3 LPガス施設・ガス施設

LPガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

(1) 都市ガス施設

製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ○二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	<ul style="list-style-type: none"> ○災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LPガス施設

製造施設 及び 貯蔵所	<ul style="list-style-type: none"> ○二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	<ul style="list-style-type: none"> ○火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	<ul style="list-style-type: none"> ○容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を行う。

配管	<p>○配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。</p> <p>○既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。</p>
安全器具	<p>○災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。</p> <p>○容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。</p> <p>○ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。</p>

2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

水道事業者等は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	<p>○管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。</p> <p>○水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。</p>
浄水施設	<p>○ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。</p> <p>○被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。</p>
送、配水施設	<p>○送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。</p> <p>○配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。</p> <p>○既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。</p>

(2) 給水体制の整備

町及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。 ○新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ○既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

第5 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を行う。

(1) 設備の耐震性及び耐浪性の向上

電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐浪性の向上や耐水構造化を行う。
イ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア	孤立防止用衛星通信方式 (Ku-1ch)	エ	移動電源車及び可搬型発電機
		オ	応急ケーブル
イ	可搬型衛星地球局	カ	電気通信設備等の防災用機材 (消火器、土のう等)
ウ	可搬型無線機		

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検 (災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視) を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の震災対策

送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。

放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

震災により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第16節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。

消防署は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

消防署は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査 |
| イ | 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導 |
| ウ | 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |
| エ | 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導 |

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

[本編・第2章・第16節・第3 参照]

第4 毒物、劇物災害予防対策

[本編・第2章・第16節・第4 参照]

第5 放射線災害予防対策

[本編・第2章・第16節・第5 参照]

第17節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

[本編・第2章・第19節・第2 参照]

2 土石流対策事業

土石流危険渓流は、202 渓流となっている。 [資料編④-2 危険渓流箇所]

土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共施設の多い渓流を重点的に、砂防工事（えん堤工、渓流保全工等）を進める。

3 山地災害予防事業

山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、47 箇所である。

[資料編④-3 山地災害危険箇所]

公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所等について、治山事業の実施を図る。

4 急傾斜地崩壊対策事業

[本編・第2章・第19節・第5 参照]

要配慮者施設や避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所の重点的な対策工事を進めるとともに、情報の伝達、警戒体制等の整備を進める。

第3 宅地防災対策

町は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。

防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

第18節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

町及び消防署は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

町及び消防署は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一 般 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

〔本編・第2章・第20節・第2・2 参照〕

3 大規模災害を想定した関係機関との連携強化、訓練の実施

〔本編・第2章・第20節・第2・4 参照〕

4 予防査察の強化

〔本編・第2章・第20節・第2・3 参照〕

5 防火対象物の防火体制の推進

〔本編・第2章・第20節・第2・5 参照〕

6 危険物等の保安確保指導

[本編・第2章・第20節・第2・6 参照]

第3 消防力の充実強化

町および消防署は、大震火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	○消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	○火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	○木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	○建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	○爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	○ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) **消防通信施設の整備**

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) **ヘリコプターの離着陸場の確保**

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第19節 林野火災予防計画

[本編・第2章・第21節 参照]

第20節 農業災害予防計画

[本編・第2章・第22節 参照]

第21節 海上災害予防計画

[本編・第2章・第23節 参照]

第22節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第2章・第24節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

〔本編・第2章・第24節・第3・1 参照〕

2 防災ボランティアの登録

〔本編・第2章・第24節・第3・2 参照〕

3 防災ボランティアの受入体制の整備

〔本編・第2章・第24節・第3・3 参照〕

4 関係団体等の協力

〔本編・第2章・第24節・第3・4 参照〕

5 防災ボランティア等に対する補償制度

〔本編・第2章・第24節・第3・5 参照〕

第23節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、町及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。

第2 事業継続計画の策定

〔本編・第2章・第25節・第2 参照〕

第3 企業等の防災活動の推進

〔本編・第2章・第25節・第3 参照〕

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における各災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう、各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県、その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者、団体との協力体制の強化を図る。

- 5 町または県は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 町または県は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 町または県は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第2 町の活動体制

町は、町の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、大槌町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は大槌町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部組織、及び活動内容

災害警戒本部は、「大槌町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

[資料編⑦-1 大槌町災害警戒本部設置要領]

(1) 災害警戒本部組織

[本編・第3章・第1節・第2・1 (1) 参照]

(2) 分掌事務

〔本編・第3章・第1節・第2・1 (2) 参照〕

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震、津波に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 各地域における震度及び潮位等に関する状況及び被害発生状況の把握
- ウ 市町村等の対応状況の把握
- エ その他の情報の把握

(3) 関係各部の防災活動

〔本編・第3章・第1節・第2・1 (3) 参照〕

(4) 廃止基準等

〔本編・第3章・第1節・第2・1 (4) 参照〕

2 災害対策本部組織、及び活動内容

〔本編・第3章・第1節・第2・2 参照〕

3 災害警戒本部・災害対策本部の設置・運営

〔本編・第3章・第1節・第2・3 参照〕

第3 職員の活動態勢

1 配備基準

〔本編・第3章・第1節・第3・1 参照〕

2 勤務時間外への対応

〔本編・第3章・第1節・第3・2 参照〕

3 動員系統

〔本編・第3章・第1節・第3・3 参照〕

4 動員の方法

〔本編・第3章・第1節・第3・4 参照〕

第4 防災関係機関の活動体制

〔本編・第3章・第1節・第4 参照〕

第2節 気象予警報等の伝達計画

〔本編・第3章・第2節 参照〕

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、町及び防災関係機関は、震災時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線、無線を通じた通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 震災時においても通信を確保できるよう、通信手段の多重化、通信施設・設備の耐震化・耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保、専任スタッフの指定、代替要員の確保に努める。
また、通信施設が損壊した場合において、迅速に応急復旧が出来るよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○津波予報等の周知

第3 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
〔本編・第3章・第3節・第2・1 参照〕
- 2 専用通信施設の利用
〔本編・第3章・第3節・第2・2 参照〕
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
〔本編・第3章・第3節・第2・3 参照〕
- 4 防災相互通信用無線の整備
〔本編・第3章・第3節・第2・4 参照〕
- 5 通信運用マニュアルの作成等
〔本編・第3章・第3節・第2・5 参照〕

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策を実施するに当たって重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第4節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町本部

町本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。

町本部長は、災害の規模及び状況により、当該町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長及び防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。

町本部長は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

町本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

指定公共機関、指定地方行政機関は、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため、必要な情報の収集に努めるものとする。

2 災害情報収集の優先順位

[本編・第3章・第4節・第3・2 参照]

3 災害情報の報告要領

[本編・第3章・第4節・第3・3 参照]

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

[本編・第3章・第4節・第3・4 (1) 参照]

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

[本編・第3章・第4節・第3・4 (2) 参照]

(3) 伝達手段の確保

災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段を以て行う。

有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集活動に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第5節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 広報活動

〔本編・第3章・第5節・第3・1 参照〕

2 広聴活動

〔本編・第3章・第5節・第3・2 参照〕

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町、及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第6節・第2 参照〕

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

〔本編・第3章・第6節・第3・1 参照〕

2 防災拠点等の指定

〔本編・第3章・第6節・第3・2 参照〕

3 緊急輸送道路の指定

〔本編・第3章・第6節・第3・3 参照〕

4 応急復旧

〔本編・第3章・第6節・第3・4 参照〕

5 交通規制

〔本編・第3章・第6節・第3・5 参照〕

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

〔本編・第3章・第6節・第4・1 参照〕

2 陸上輸送

〔本編・第3章・第6節・第4・2 参照〕

3 海上輸送

〔本編・第3章・第6節・第4・3 参照〕

4 航空輸送

〔本編・第3章・第6節・第4・4 参照〕

5 輸送関係従事命令等

〔本編・第3章・第6節・第4・5 参照〕

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時には、消防機関は、防災関係機関との連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能まひ等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第7節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 町本部長の措置

〔本編・第3章・第7節・第3・1 参照〕

2 消防機関の長の措置

〔本編・第3章・第7節・第3・2 参照〕

3 緊急消防援助隊

〔本編・第3章・第7節・第3・3 参照〕

第4 火災・災害等即報要領

〔本編・第3章・第7節・第4 参照〕

第8節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町、その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 町、その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

[本編・第3章・第9節・第2 参照]

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
[本編・第3章・第9節・第3・1 参照]
- 2 防災関係機関の相互協力
[本編・第3章・第9節・第3・2 参照]
- 3 団体等との協力
[本編・第3章・第9節・第3・3 参照]
- 4 消防活動に係る相互協力
[本編・第3章・第9節・第3・4 参照]
- 5 経費の負担方法
[本編・第3章・第9節・第3・5 参照]
- 6 国内外からの義援物資、義援金の受入れ
[本編・第3章・第9節・第3・6 参照]

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長は、自衛隊の災害派遣を行う必要が生じた場合には、県本部長に対し要請依頼するとともに、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第10節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

〔本編・第3章・第10節・第3・1 参照〕

2 災害派遣命令者

〔本編・第3章・第10節・第3・2 参照〕

3 災害派遣時に実施する救援活動

〔本編・第3章・第10節・第3・3 参照〕

4 災害派遣の要請手続

〔本編・第3章・第10節・第3・4 参照〕

5 災害派遣部隊の受入れ

〔本編・第3章・第10節・第3・5 参照〕

6 自衛隊の自主派遣

〔本編・第3章・第10節・第3・6 参照〕

7 災害派遣に伴う経費の負担

〔本編・第3章・第10節・第3・7 参照〕

第10節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第11節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

〔本編・第3章・第11節・第3・1 参照〕

2 防災ボランティアの受入れ

〔本編・第3章・第11節・第3・2 参照〕

3 防災ボランティアの活動内容

〔本編・第3章・第11節・第3・3 参照〕

第11節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第12節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 法適用の基準

〔本編・第3章・第12節・第3・1 参照〕

2 法適用の手続

〔本編・第3章・第12節・第3・2 参照〕

3 救助の実施

〔本編・第3章・第12節・第3・3 参照〕

第4 救助の種類、程度、期間等

〔本編・第3章・第12節・第4 参照〕

第12節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出援助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

〔本編・第3章・第13節・第2・1 参照〕

2 警戒区域の設定

〔本編・第3章・第13節・第2・2 参照〕

3 救出

〔本編・第3章・第13節・第2・3 参照〕

4 避難所の設置、運営

〔本編・第3章・第13節・第2・4 参照〕

第3 実施要領

1 避難勧告等

〔本編・第3章・第13節・第3・2 参照〕

2 警戒区域の設定

〔本編・第3章・第13節・第3・3 参照〕

3 救出

〔本編・第3章・第13節・第3・4 参照〕

4 避難所の設置、運営

〔本編・第3章・第13節・第3・5 参照〕

第13節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第14節・第2 参照〕

第3 初動医療体制

〔本編・第3章・第14節・第3 参照〕

第4 後方医療体制

〔本編・第3章・第14節・第4 参照〕

第5 傷病者の搬送体制

〔本編・第3章・第14節・第5 参照〕

第6 個別疾患への対応態勢

〔本編・第3章・第14節・第6 参照〕

第7 健康管理活動の実施

〔本編・第3章・第14節・第7 参照〕

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

〔本編・第3章・第14節・第8 参照〕

第9 愛玩動物の救護対策

〔本編・第3章・第14節・第9 参照〕

第14節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第15節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

〔本編・第3章・第15節・第3・1 参照〕

2 物資の種類

〔本編・第3章・第15節・第3・2 参照〕

3 物資の確保

〔本編・第3章・第15節・第3・3 参照〕

4 物資の輸送及び保管

〔本編・第3章・第15節・第3・4 参照〕

5 物資の支給等

〔本編・第3章・第15節・第3・5 参照〕

6 住民等への協力要請

〔本編・第3章・第15節・第3・6 参照〕

7 物資の需給調整

〔本編・第3章・第15節・第3・7 参照〕

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

〔本編・第3章・第15節・第3・8 参照〕

第15節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られるよう体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第16節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 給水

〔本編・第3章・第16節・第3・1 参照〕

2 応急給水用資機材の調達

〔本編・第3章・第16節・第3・2 参照〕

3 給水の方法

〔本編・第3章・第16節・第3・3 参照〕

4 水道施設被害汚染対策

〔本編・第3章・第16節・第3・4 参照〕

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

〔本編・第3章・第16節・第3・5 参照〕

第16節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等の斡旋を行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	業務内容
町本部長	○被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	○応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 ○応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 ○応急危険度判定士の登録及び連絡調整

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
総務部	総務1班	○応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請 ○災害救助法による被災住宅の応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
土木部	管理班	○被災住宅の危険度判定 ○応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る資材の確保 ○公営住宅等の入居のあっせん ○活用可能な民間住宅の情報提供 ○被災建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
〔本編・第3章・第17節・第3・1 参照〕
- 2 住宅の応急修理
〔本編・第3章・第17節・第3・2 参照〕
- 3 公営住宅への入居のあっせん
〔本編・第3章・第17節・第3・3 参照〕

4 被災者に対する住宅情報の提供

[本編・第3章・第17節・第3・4 参照]

5 被災宅地の危険度判定

[本編・第3章・第17節・第3・5 参照]

6 被災建築物の応急危険度判定

[本編・第3章・第17節・第3・6 参照]

第17節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第18節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

〔本編・第3章・第18節・第3・1 参照〕

2 感染症予防用資機材の調達

〔本編・第3章・第18節・第3・2 参照〕

3 感染症情報の収集及び広報

〔本編・第3章・第18節・第3・3 参照〕

4 感染症予防活動の指示等

〔本編・第3章・第18節・第3・4 参照〕

5 実施方法

〔本編・第3章・第18節・第3・5 参照〕

第18節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

〔本編・第3章・第19節・第2・1 参照〕

2 障害物除去

〔本編・第3章・第19節・第2・2 参照〕

第3 実施要領

1 廃棄物処理

〔本編・第3章・第19節・第3・1 参照〕

2 し尿処理

〔本編・第3章・第19節・第3・2 参照〕

3 死亡獣畜等の処理

〔本編・第3章・第19節・第3・3 参照〕

4 障害物除去

〔本編・第3章・第19節・第3・4 参照〕

5 災害救助法を適用した場合の障害物除去

〔本編・第3章・第19節・第3・5 参照〕

第19節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第20節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

〔本編・第3章・第20節・第3・1 参照〕

2 遺体の収容

〔本編・第3章・第20節・第3・2 参照〕

3 遺体の処理

〔本編・第3章・第20節・第3・3 参照〕

4 遺体の埋葬

〔本編・第3章・第20節・第3・4 参照〕

5 遺体埋葬の広域調整

〔本編・第3章・第20節・第3・5 参照〕

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

〔本編・第3章・第20節・第3・6 参照〕

第20節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第21節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 要員の確保

〔本編・第3章・第21節・第3・1 参照〕

2 確保の方法

〔本編・第3章・第21節・第3・2 参照〕

3 要員の従事命令等

〔本編・第3章・第21節・第3・3 参照〕

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

〔本編・第3章・第21節・第3・4 参照〕

第21節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第22節・第2 参照〕

第3 実施要領

- 1 学校教育施設の確保
〔本編・第3章・第22節・第3・1 参照〕
- 2 教職員の確保
〔本編・第3章・第22節・第3・2 参照〕
- 3 応急教育の留意事項
〔本編・第3章・第22節・第3・3 参照〕
- 4 学用品等の給与
〔本編・第3章・第22節・第3・4 参照〕
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
〔本編・第3章・第22節・第3・5 参照〕
- 6 学校給食の応急対策
〔本編・第3章・第22節・第3・6 参照〕
- 7 学校保健安全対策
〔本編・第3章・第22節・第3・7 参照〕
- 8 その他文教関係の対策
〔本編・第3章・第22節・第3・8 参照〕
- 9 被災児童、生徒の受入れ
〔本編・第3章・第22節・第3・9 参照〕

第22節 農畜産物応急対策計画

〔本編・第3章・第23節 参照〕

第23節 公共土木施設等応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等に対して、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第24節・第2 参照〕

第3 実施要領

1 共通事項

〔本編・第3章・第24節・第3・1 参照〕

2 道路施設

〔本編・第3章・第24節・第3・2 参照〕

3 漁港施設

〔本編・第3章・第24節・第3・3 参照〕

第24節 ライフライン施設等応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 上下水道施設

〔本編・第3章・第25節・第2・1 参照〕

2 その他のライフライン施設

〔本編・第3章・第25節・第2・2 参照〕

第3 実施要領

1 上水道施設

〔本編・第3章・第25節・第3・1 参照〕

2 下水道施設

〔本編・第3章・第25節・第3・2 参照〕

3 その他のライフライン施設

〔本編・第3章・第25節・第3・3 参照〕

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第26節・第2・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第26節・第2・2 参照〕

第3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第26節・第3・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第26節・第3・2 参照〕

第4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第26節・第4・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第26節・第4・2 参照〕

第5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
〔本編・第3章・第26節・第5・1 参照〕
- 2 実施要領
〔本編・第3章・第26節・第5・2 参照〕

第26節 海上災害応急対策計画

〔本編・第3章・第27節 参照〕

第27節 林野火災応急対策計画

〔本編・第3章・第28節 参照〕

第28節 防災ヘリコプター活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプター活動

1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的対応を図る為、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第29節・第2 参照〕

3 実施要領

〔本編・第3章・第29節第3 参照〕

第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整

1 基本方針

大規模災害時において、ヘリコプター等（ヘリコプター又は固定翼機をいう。以下この節において同じ。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図ると共に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行いながら災害対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第29節・第2 参照〕

3 実施要領

〔本編・第3章・第29節・第3 参照〕

第3 実施要領

1 活動体制

〔本編・第3章・第29節・第3・1 参照〕

2 活動要件

〔本編・第3章・第29節・第3・2 参照〕

3 活動内容

〔本編・第3章・第29節・第3・3 参照〕

4 応援要請

〔本編・第3章・第29節・第3・4 参照〕

5 受入体制

〔本編・第3章・第29節・第3・5 参照〕

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

〔本編・第4章・第1節・第2 参照〕

第3 激甚災害の指定

〔本編・第4章・第1節・第3 参照〕

第4 緊急災害査定促進

〔本編・第4章・第1節・第4 参照〕

第5 緊急融資等の確保

〔本編・第4章・第1節・第5 参照〕

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

〔本編・第4章・第2節・第2 参照〕

第3 中小企業への融資

〔本編・第4章・第2節・第3 参照〕

第4 農林漁業関係者への融資

〔本編・第4章・第2節・第4 参照〕

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

〔本編・第4章・第3節・第2 参照〕

第3 復興事業の実施

〔本編・第4章・第3節・第3 参照〕

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進区域

法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、大槌町（以下「町」という。）の区域とする。（平成18年4月3日内閣府告示第58号）

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、釜石大槌地区行政事務組合大槌消防署、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第5節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、大槌町災害警戒本部又は大槌町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、大槌町災害対策本部条例及び大槌町災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、本編第3章第1節、及び震災対策編第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3 災害対策要員の参集

通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

ア 町及び防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

[本編・第3章・第13節・「避難・救出計画」 参照]

(3) 避難方法・避難誘導等

[本編・第3章・第13節・「避難・救出計画」 参照]

2 施設の緊急点検・巡視等

町は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

町及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第7節「消防活動計画」、第3章第13節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第14節「食料、生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

6 輸送活動

町及び防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

町及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第13節「医療・保健計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第2章第12節の「防災施設等整備計画」、第3章第8節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。その活動については、第3章第8節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岩手県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 町が相互応援協定を締結している機関への応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、第3章第8節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

第3章第9節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、東北の地域を越えた地方自治体との広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は本編第2章第18節「津波・高潮災害予防計画」に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第12節「防災施設等整備計画」、本編第2章第18節「津波・高潮災害予防計画」に定めるところによる。
- (5) 町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第7節「避難対策計画」、同第12節「防災施設等整備計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第12節「避難・救出計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置

3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

1 地震発生時において津波による避難の勧告または支持の対象となる地区（以下、「対象地区」という。）は、別表のとおりとするが、津波による災害の拡大が予想されるときは、対象地区を拡大するものとする。

なお、高齢者、子ども、病人、障がい者等要配慮者への支援や保護に配慮するものとする。

2 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとし、弱い地震であっても大きな津波を発生させる「津波地震」についても知識の徹底を図るものとする。

4 町は、1から3に掲げる措置のほか、第3章第13節「避難・救出計画」に定めるところにより避難対策を行うものとし、第2章第1節「防災知識普及計画」により津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4 消防機関等の活動

町は、本編第3章第7節「消防活動計画」、本編第3章第8節「水防対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 4 救助・救急
- 5 緊急消防援助隊等応急部隊の進出・活動拠点の確保
- 6 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 7 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 8 水防資機材の点検、整備、配備、等

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第15節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第24節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関東北電力株式会社釜石営業所が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社岩手支店が行う措置

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置
- (4) 指定地方公共機関株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビが行う措置

第6章 交通対策

1 道路

町、岩手県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

2 海上

- (1) 釜石海上保安部及び港湾管理者並びに漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、同章第23節「公共土木施設等応急対策計画」に定めるところによる。
- (2) 港湾で海上運送業務を営むものは、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと想定される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。
- (2) 鉄道事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

第7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- エ 施設が海岸近くにある場合、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 整備すべき施設

1 整備項目

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、町が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 津波対策施設
- (5) 消防用施設の整備等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (7) 通信施設の整備
- (8) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
- (9) その他の事業

2 通信施設の整備

町、その他防災関係機関は第5章第3節第1、第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

3 特別防災区域に係る施設の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

- (1) 町の事業
- (2) 特定事業所の事業

第2 整備方針

- 1 町は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 町は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6節 防災訓練計画

地震の影響が広域にわたることに配慮し、町及び防災機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、その内容は、第2章第4節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

第1章 総 則

第1節 目的

700kmに及ぶ岩手県沿岸は、その地理的、地形的特性から世界有数の津波常習地帯であり、有史上多くの津波被害を受けてきた。明治以降でも、明治三陸津波、昭和三陸津波、チリ津波、東日本大震災に見舞われており、尊い人命と貴重な財産が失われている。

この教訓として、国・県・町等では、防潮堤や防波堤、水門等の整備、及び防災行政無線の整備など、ハード面の津波対策を進めてきた。

しかしながら、今まで進めてきた対策の想定を越える津波が発生することも予想されるため、施設面の整備だけでは万全な対策が図られるものではない。

津波対策においては、「強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難する。」という津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切である。

そこで、ソフト面の津波対策を充実させるため、津波避難対象地域、避難場所・避難所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手段、避難勧告や指示の発令、等を定めた津波対策編を定めるものである。

第2節 基本方針

津波災害対策を検討するための想定津波の規模としては、第一に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（「L2クラス」）、第二に、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波（「L1クラス」）の、これら二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

この場合、「L2クラス」の津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた、「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。また、「L1クラス」の津波に対しては、ハード対策で生命、財産等を守る。

上記の考え方を十分踏まえ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

第3節 津波対策編の範囲

この津波対策編は、津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から数十時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するため、円滑な津波避難を行うためのものである。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、地域防災計画本編に定めるところによる。

第4節 防災関係機関の責務又は業務の大綱

〔本編・第1章・第6節 参照〕

〔震災対策編・第1章・第3節 参照〕

第5節 被害想定

〔震災対策編・第1章・第4節 参照〕

第6節 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は、次のとおりである。

第1 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

第2 津波対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

第3 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

第4 避難路

避難するための経路で住民等が設定するものをいう。

第5 避難経路

避難するための経路で住民等が設定するものをいう。

第6 避難場所

津波の危険から避難するための、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

第7 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

第8 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、町又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

[本編・第2章・第1節 参照]

[震災対策編・第2章・第1節 参照]

第2節 自主防災組織の育成計画

[本編・第2章・第2節 参照]

[震災対策編・第2章・第2節 参照]

第3節 初動活動体制整備計画

[本編・第2章・第3節 参照]

[震災対策編・第2章・第3節 参照]

第4節 防災訓練計画

〔本編・第2章・第4節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第4節 参照〕

第3 津波避難訓練の実施

訓練を実施し、津波浸水予想地域や避難路等の確認、水門の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚につながるものであり、津波避難訓練を実施することが大切である。

津波避難訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

1 避難訓練の実施体制・参加者

(1) 実施体制

住民組織、消防署、消防団等に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設、宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制にすること。

(2) 参加者

住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業、港湾関係者、海岸工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

2 訓練の内容等

最大クラスの津波が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

また、実施時期については、夜間、異なる季節等を設定し、状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制等をとる。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題を抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切である。

訓練の内容については、次のような事項が考えられる。

(1) 津波予想、津波情報等の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟のほか、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否等を検証する。

(2) 津波避難訓練

避難計画における設定した避難路等を実際に避難することにより、ルートの確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては、民有地等を避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。

また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

第5節 気象業務整備計画

[本編・第2章・第5節 参照]

[震災対策編・第2章・第5節 参照]

第6節 通信確保計画

[本編・第2章・第6節 参照]

[震災対策編・第2章・第6節 参照]

第7節 避難対策計画

[本編・第2章・第7節 参照]

[震災対策編・第2章・第7節 参照]

第1 基本的な考え方

東日本大震災では、地震・津波に対する過小評価、防潮堤整備等へのハードへの過信、津波警報の空振りへの慣れのため、巨大津波を想定することが出来なかった。今後は、「想定」にとらわれない避難計画を作成していくことが必要である。

第2 「想定」にとらわれない、住民主体の避難計画

- ・家族単位、地区単位等の計画作成支援
- ・避難支援従事者の安全確保
- ・不特定多数の者の利用が予定されている施設における避難計画

第3 津波避難計画

町は、避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、避難場所・避難目標地点、避難ビルについて、津波浸水区域や復興状況を踏まえ、整備を進めるが、暫定的に、避難場所（高台）や避難施設の安全確保を徹底し、今津波災害が発生しても対応できるような体制づくりに努める。

第8節 災害医療体制整備計画

[本編・第2章・第8節 参照]

[震災対策編・第2章・第8節 参照]

第9節 要配慮者の安全確保計画

[本編・第2章・第9節 参照]

[震災対策編・第2章・第9節 参照]

第10節 食料・生活必需品等の備蓄計画

〔本編・第2章・第10節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第10節 参照〕

第11節 孤立化対策計画

〔本編・第2章・第11節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第11節 参照〕

第12節 防災施設等整備計画

〔本編・第2章・第12節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第12節 参照〕

第1 津波災害予防事業の整備

津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域及び将来海岸保全区域に指定することが必要と認められる区域の海岸延長は、6,010mとなっている。

海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。

〔資料編③-1 海岸保全区域要指定延長調〕

防潮堤や河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、平成23年東北地方太平洋沖地震による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。

また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の電動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

第2 海岸堤防施設の管理

管理者（管理を委託された者）は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

〔資料編⑩-2 大槌町海岸堤防水門等管理要領〕

第13節 海岸地域の土地利用計画

〔本編・第2章・第13節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第13節 参照〕

県、町及び防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。

第1 土地利用上の対策

1 津波防災上の土地利用

津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。

平成23年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

2 防浪地区の設定

防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。

3 緩衝地区の設定

津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。

4 旧堤の保全

旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。

第2 公共施設の耐浪性の確保

庁舎、学校、病院、公民館、社会福祉施設等の公共公益施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強い街づくりを誘導する施設の配置を行う。

第3 交通施設の配置等

道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付

加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

第4 津波災害警戒区域内の情報伝達等

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

町は、本計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

第14節 交通施設安全確保計画

[本編・第2章・第14節 参照]

[震災対策編・第2章・第14節 参照]

第15節 ライフライン施設等安全確保計画

[本編・第2章・第15節 参照]

[震災対策編・第2章・第15節 参照]

第16節 危険物施設等安全確保計画

[本編・第2章・第16節 参照]

[震災対策編・第2章・第16節 参照]

第17節 地盤災害予防計画

〔本編・第2章・第19節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第17節 参照〕

第18節 火災予防計画

〔本編・第2章・第20節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第18節 参照〕

第19節 林野火災予防計画

〔本編・第2章・第21節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第19節 参照〕

第20節 農業災害予防計画

〔本編・第2章・第22節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第20節 参照〕

第21節 海上災害予防計画

〔本編・第2章・第23節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第21節 参照〕

第22節 防災ボランティア育成計画

〔本編・第2章・第24節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第22節 参照〕

第23節 企業等防災対策計画

〔本編・第2章・第25節 参照〕

〔震災対策編・第2章・第23節 参照〕

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

[本編・第3章・第1節・第1 参照]
 [震災対策編・第3章・第1節・第1 参照]

第2 町の活動体制

[本編・第3章・第1節・第2 参照]
 [震災対策編・第3章・第1節・第2 参照]

第3 職員の活動態勢

[本編・第3章・第1節・第3 参照]
 [震災対策編・第3章・第1節・第3 参照]

勤務時間外に、津波注意報及び津波警報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は、次のとおりとする。

なお、職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集とする。連絡を要する場合は、次の連絡系統により行うものとする。

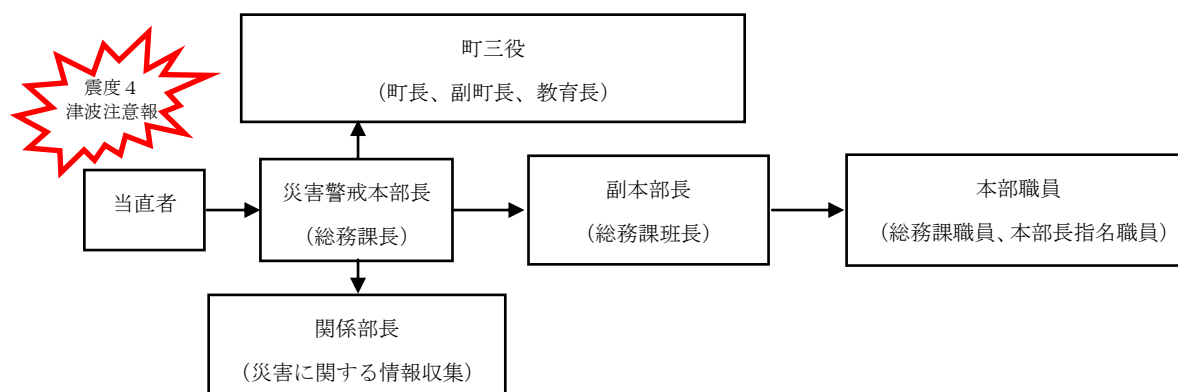
◎ 配備基準

地震・津波を想定した配備基準は以下の通りである。

区分		基準	動員配備人員
災害警戒本部	警戒配備	○震度4の地震が発生した場合 ○津波注意報が発表された場合	総務課員・全部長
災害対策本部	1号非常配備	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○津波警報が発表された場合	上記以外に全管理職
	2号非常配備	○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○大津波警報が発表された場合	全職員

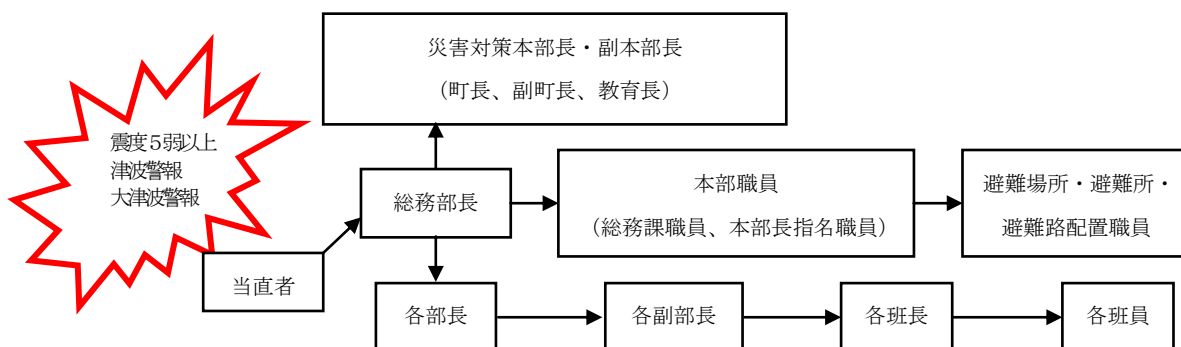
◎ 災害警戒本部

地震・津波における災害警戒本部の構成図は以下の通りである。



◎ 災害対策本部

地震・津波における災害対策本部の構成図は以下の通りである。



◎ 勤務時間外における職員の心得

- 1 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、安全の確保、情報収集の上、参集先（安全が確保されない場合は、自宅その他の安全な場所）で応急対策活動に従事するよう努めなければならない。
- 2 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害状況を所属長又は参集場所の指揮者に報告するものとする。

第4 防災関係機関の活動態勢

〔本編・第3章・第1節・第4 参照〕

〔震災対策編・第3章・第1節・第4 参照〕

第2節 気象予警報等の伝達計画

〔本編・第3章・第2節 参照〕

〔震災対策編・第3章・第2節 参照〕

第1 基本方針

- 1 津波予報・注意報・警報、地震及び津波に関する情報（以下、本節中「津波予報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波予報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○津波予報等の周知
消 防 署	○津波予報等の周知 ○火災警報の発表
県 本 部 長	○津波予報等の町等に対する伝達
釜石海上保安部	○津波予報等の船舶への周知
東日本電信電話(株) 岩 手 支 店	○津波予報等の町に対する伝達

【町本部の担当部・班】

部	担 当 班	業 務 内 容
総 務 部	情 報 班	○津波予報等の伝達

第3 実施要領

1 津波予報、地震及び津波に関する情報の種類

以下情報を、気象庁が、地震発生後順次発表する。町はその周知に努める。

(1) 津波予報等の種類

ア 情報の種類

種 類	内 容
震度速報	○震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を速報する。
震源に関する情報	○震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を発表する。
震源・震度に関する情報	○震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名、震度3以上の地域、市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	○震度1以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名、観測地点名を発表する。
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○津波の到達時刻と予想される津波の高さ、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名を発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○主な地点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名を発表する。
津波観測に関する情報	○津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向、振幅、最大の高さとその出現時刻）を発表する。
津波に関するその他の情報	○津波に関するその他必要な事項を発表する。 ○津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表する。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報

大津波警報、津波警報、津波注意報の発表基準・解説・発表される津波の高さについては以下表の通り。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	○木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (10m<予想高さ)		
		5m (3m<予想高さ≤10m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	○標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記なし)	○海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ○海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れて下さい。

※1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

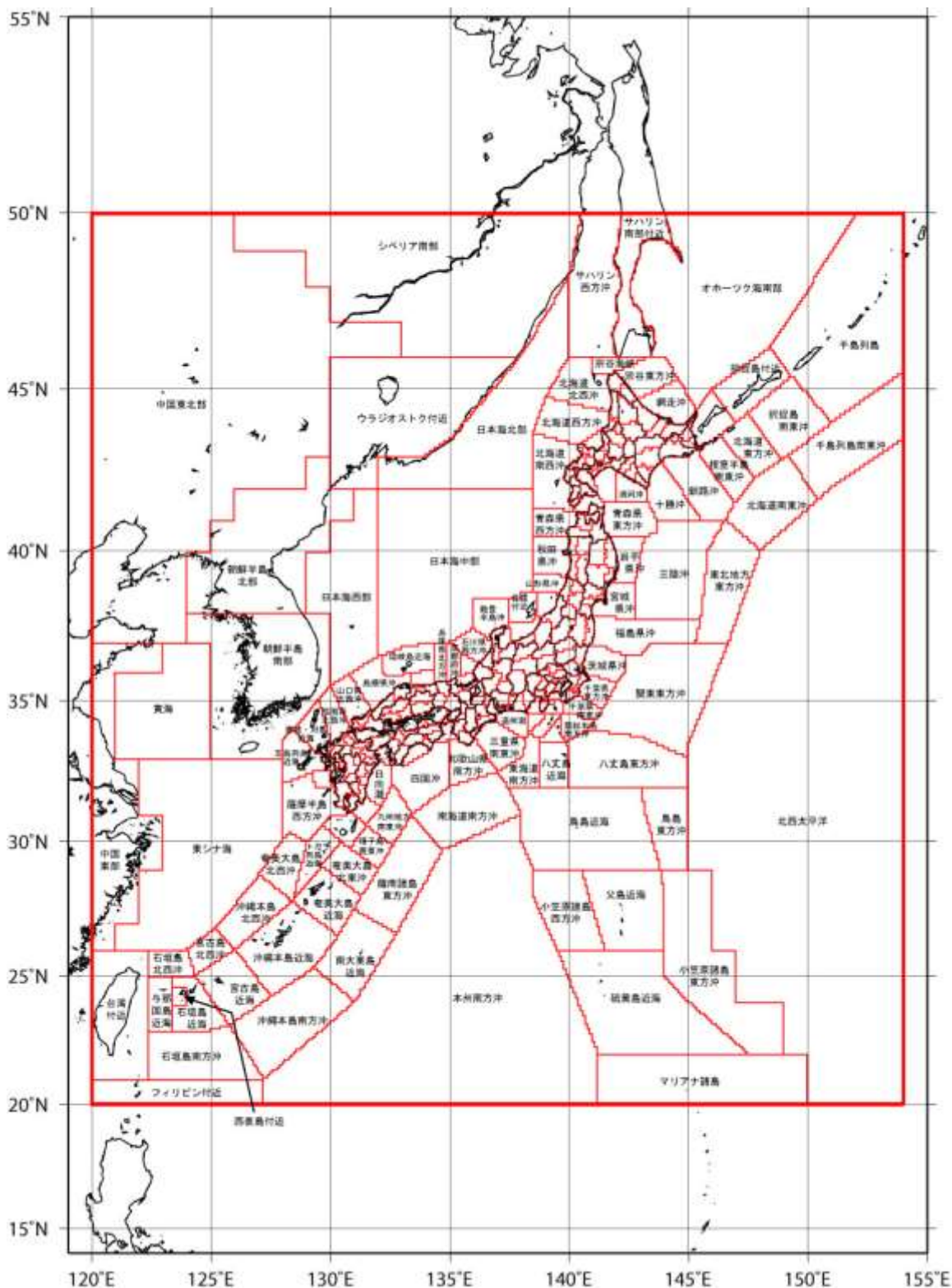
ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁は、以下の内容を津波予報で発表し、町は、その周知に努める。

発表される場合	発表内容
津波が予想されないとき	○津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	○高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特設の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	○津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

イ 情報に用いる海域名

地震情報に用いる海域名は、次の海域名によって発表する。



(出典) 気象庁 web サイト (平成 26 年 3 月時点)

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/index.html> より

(3) 伝達系統

津波予報等の発表及び伝達系統は、次のとおりである。

津波予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
津波についての予報・注意報・警報	気象庁	○津波予報・注意報・警報伝達系統図 〔本編・第3章・第2節・別図3 参照〕 のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁	○地震及び津波に関する情報伝達系統図 〔本編・第3章・第2節・別図4 参照〕 のとおり。

(4) 伝達機関等の責務

津波予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、津波予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波予報・警報等の伝達先を定める。

津波予報・警報の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

津波予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波予報等の伝達ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(5) 県の措置

津波予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
○津波予報・警報 ○地震及び津波に関する情報	総合防災室	○市町村長及び消防本部消防長 ○広域振興局副局長及び地方振興局長及び広域振興局総合支局長 ○所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする部長
○津波予報・警報	警察本部 〔警備課〕 〔地域課〕	○沿岸市町村長 ○沿岸警察署長

(6) 町の措置

町長は、津波予報・警報等を受領した場合は、直ちにその内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

町長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定める。

津波予報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震、津波情報の把握に努める。

町長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する津波予報等の伝達手段の確保に努める。

津波予報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ C A T V	カ サイレン及び警鐘	

(7) 防災関係機関の措置

- ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）
津波予報・警報等を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。
- イ 釜石海上保安部
津波予報・警報等を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知させる。
- ウ 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- エ その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

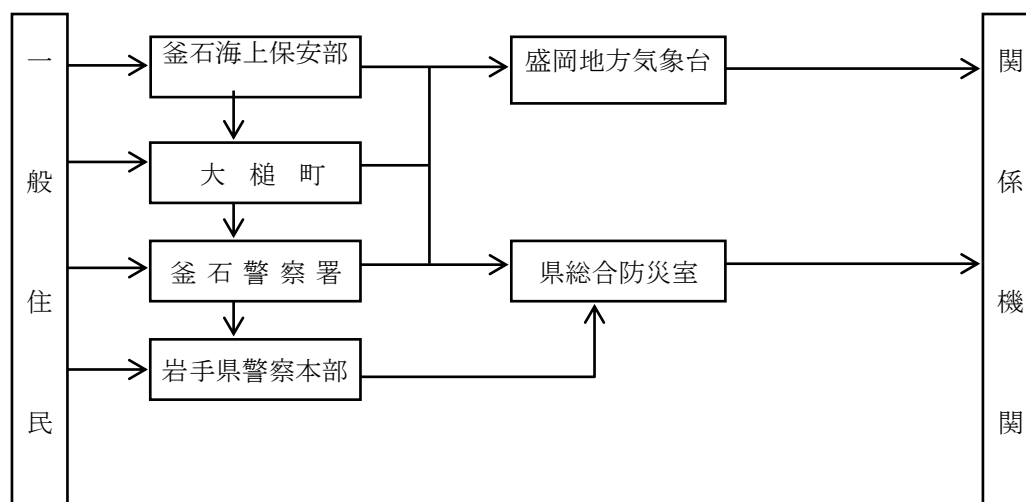
地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長の通報先

通報を受けた町長は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

通報を要する地震、津波等に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	○数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	○潮位の異常な変動
その他に関する事項	○通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第4 情報の収集手段

時間経過	気象庁からの情報	岩手県 防災行政無線 ネットワーク	津波監視 カメラ	潮位観測 システム
地震発生後 約2分	○地震情報「震度速報」	地震情報	津波監視	潮位観測
地震発生後 約3分	○津波予想「津波予報（発表）＝津波 警報・注意報」	津波情報	〃	〃
	○津波情報「津波到達予想時間・予想 される津波の高さに関する情報」	〃	〃	〃
	○津波情報「各地の満潮時刻・津波到 達予想時刻に関する情報」	〃	〃	〃
地震発生後 約5分	○地震情報「震源・震度に関する情報」	〃	〃	〃
	○地震情報「各地の震度に関する情報」	〃	〃	〃
	○津波情報「津波観測に関する情報」	〃	〃	〃

第5 その他の情報収集体制

1 津波予報が発表される前で災害発生のおそれがある段階

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときの津波情報は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので地震発生後は、放送を聴取する。

2 津波予想が発表され災害発生のおそれがある段階

消防署は、潮位観測を実施するとともに、必要に応じて巡回等により情報収集に努める。

第6 津波情報等の伝達

1 津波予報・地震情報等の伝達方法

(1) 情報受領者

関係機関から通報される津波予報・地震情報等は、勤務時間内は総務部長が、勤務時間外は当直者が受領する。

(2) 当直者による伝達

当直者が受領した場合は、直ちに総務部長に伝達するものとする。

(3) 総務部長による伝達

津波予報・地震情報等を受領した総務部長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び住民に通報する。

(4) 住民に対する周知方法

ア 津波予報が発表される前の段階

強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ 津波予報が発表され、災害発生のおそれがある段階

沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示をする。

(5) 防災行政無線等で行う広報文例

ア 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震があっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波警報等の情報が入手できないとき

文例	こちらは、防災大槌広報です。只今、震度〇の（強い）地震がありました。沿岸地区の住民の皆さん、津波の危険がありますので、火の元をたしかめて、直ちに高台など安全な場所に避難してください。（繰り返し放送）
----	---

イ 津波注意報発表時

文例	こちらは、防災大槌広報です。只今、太平洋沿岸に津波注意報が発令されました。津波のおそれがありますので、十分注意してください。（繰り返し放送）
----	--

ウ 津波警報発表時

文例	こちらは、防災大槌広報です。只今、太平洋沿岸に津波警報（大津波警報）が発令されました。沿岸地域の住民の方は、避難勧告が発令されましたので、直ちに避難場所、又は高台に避難してください。（繰り返し放送）
----	---

(6) 津波予報の周知及び発令

津波予報を受けたとき又は町長が津波のおそれがあると認めたときは、沿岸住民に対して次の区分により津波予報の周知及び発令を行う。

区 分	サイレン信号	その他
津波注意報 （津波注意）	10秒 2秒 10秒	○防災行政無線 ○広報車
津波警報 （津波）	5秒 6秒 5秒	○防災行政無線 ○広報車
津波警報 （大津波）	3秒 2秒 3秒	○防災行政無線 ○広報車
津波注意報 （津波注意報解除） （津波警報解除）	10秒 3秒 10秒	○防災行政無線 ○広報車

第7 災害警戒本部及び災害対策本部設置の連絡先

災害警戒本部及び災害対策本部を設置したときは、次の関係機関に連絡する。

機関名	通知方法（電話番号）	所在地
沿岸広域振興局 経営企画部	25-2701	釜石市新町 6-50
釜石大槌地区行政事務組合 消防本部	22-1641	釜石市鈴子町 15-2
釜石大槌地区行政事務組合 大槌消防署	42-3121	大槌町上町 1-3
釜石警察署	25-0110	釜石市八雲町 3-1
釜石警察署 大槌交番所	42-3130	大槌町上町 1-3
釜石海上保安部	22-3820	釜石市魚河岸 1-2
東北電力(株) 釜石営業所	27-2591	釜石市甲子町 10-210-3
東日本電信電話(株) 岩手支店	019-625-4960	盛岡市中央通 1-2-2
東日本旅客鉄道(株) 釜石線営業所	22-1781	釜石市鈴子町 22-5
三陸国道事務所 釜石維持出張所	26-5014	釜石市 大字平田 3-61-72

第3節 通信情報計画

[本編・第3章・第3節 参照]

[震災対策編・第3章・第3節 参照]

第4節 情報の収集・伝達計画

[本編・第3章・第4節 参照]

[震災対策編・第3章・第4節 参照]

第5節 広報広聴計画

[本編・第3章・第5節 参照]

[震災対策編・第3章・第5節 参照]

第6節 交通確保・輸送計画

[本編・第3章・第6節 参照]

[震災対策編・第3章・第6節 参照]

第7節 消防活動計画

[本編・第3章・第7節 参照]

[震災対策編・第3章・第7節 参照]

第8節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 津波及び洪水等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

機 関 名	業 務 内 容
町 本 部 長	○所管する河川等の監視及び警戒 ○津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 ○浸水対策用資機材の緊急調達 ○所管する堤防、水門等の応急復旧
消 防 長	○潮位変化の計測及び監視
県 本 部 長	○所管する河川等の監視及び警戒 ○市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん ○所管する堤防、水門等の応急復旧

【町本部の担当部・班】

機 関 名	担 当 班	業 務 内 容
総 務 部	総 務 1 班 総 務 2 班	○水防活動に関する連絡
土 木 部	工 務 班	○所管する河川等の監視及び警戒 ○浸水対策用資機材の調達 ○浸水対策用資機材の緊急調達 ○所管する堤防、水門等の応急復旧
産 業 部	水 産 班 商 工 班	
消 防 部	消 防 班	

第3 実施要領

洪水及び津波による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第32条の規定に基づく「大槌町水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

1 監視・警戒活動

津波予報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。但し、監視及び警戒にあたり、従事者の安全確保を徹底する。

2 水門等の操作

水門、樋門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合は、ただちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。但し、操作にあたり、従事者の安全確保を徹底する。

管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県釜石地方支部土木班長等に応援を要請する。

県釜石地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、復旧に努める。

3 浸水対策用資機材の確保

町本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。

町本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、釜石地方支部土木班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次被害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第9節 相互応援協力計画

[本編・第3章・第9節 参照]

[震災対策編・第3章・第8節 参照]

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

[本編・第3章・第10節 参照]

[震災対策編・第3章・第9節 参照]

第11節 防災ボランティア活動計画

[本編・第3章・第11節 参照]

[震災対策編・第3章・第10節 参照]

第12節 災害救助法の適用計画

[本編・第3章・第12節 参照]

[震災対策編・第3章・第11節 参照]

第13節 避難・救出計画

〔本編・第3章・第13節 参照〕

〔震災対策編・第3章・第12節 参照〕

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

避難とは、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命保護と避難者の援護を図ることをいう。

(1) 実施責任者

ア 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとする。

町長と連絡がとれない場合は、その職務を助役が執行する。なお、双方と連絡がとれない場合は、上位職務者が執行する。

なお、法律に定める特別の場合は、避難勧告・指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容	根 拠 法
町 長	○災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	○災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	○災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条
知 事	○災害全般（ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自 衛 官	○災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知 事 又はその命を受けた 職員、水防管理者（町長）	○洪水又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

イ 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行うものとする。

なお、法律の定める特別な場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容	根 拠 法
町長	○災害全般（災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認められるとき）	災害対策基本法第63条
警察官	○災害全般（同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき）	災害対策基本法第63条

海上保安官	○災害全般（同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき）	災害対策基本法第63条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害全般（同上の場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき）	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は 消防団員	○水害を除く災害全般（災害の現場において活動確保をする必要があるとき）	消防法第28条・第36条
水防団長 水防団員 又は 消防機関に属する者	○洪水、高潮（水防上緊急の必要がある場合）	水防法第21条

(2) 避難の勧告、指示の発令基準

避難の勧告等は、次のとおりとする。

種別	基準
自主避難 避難準備	○震度4の地震が発生したとき ○津波注意報が発せられたとき
避難勧告	○強い地震（震度4程度以上）を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波注意報等の情報の入手ができないとき ○津波警報又は大津波警報が発せられたとき ○異常な水象を知ったとき ○災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時
避難指示	○避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき ○災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき

(3) 避難の勧告・指示の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

ア 周知徹底の方法、内容

① 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

- ・ 信号（サイレン）により伝達する。

津波による避難の勧告、指示は、次の信号による。

区分	サイレン信号
津波注意報（津波注意）	10秒 2秒 10秒
津波警報（津波）	5秒 6秒 5秒
津波警報（大津波）	3秒 2秒 3秒

- ・ ラジオ、テレビ放送により伝達する。

- ・ 防災行政無線により伝達する。
 - ・ 広報車により伝達する。
 - ・ 戸別訪問、マイク等により伝達する。
 - ・ 電話により伝達する。
 - ・ 岩手モバイルメールによる伝達する。
- ② 町長等で避難勧告、指示をする者は、おおむね次の内容を明示して実施するものとする。
- ・ 避難が必要である状況
 - ・ 危険区域
 - ・ 避難対象者
 - ・ 避難路
 - ・ 避難所
 - ・ 移動方法
 - ・ 避難時の留意事項

(4) 広報文例

広報車等で行う広報文例は、おおむね次の内容とする。

こちらは、大槌町の広報車です。〇時〇分、津波警報が発表されました。大槌町は、〇時〇分、沿岸地域に避難勧告（避難指示）を発令しました。沿岸地域の方々は、直ちに高台へ避難してください。（繰り返し放送）

(5) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。

- ① 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- ・ 避難勧告等を発令した場合
 - ・ 災害等の規模又は状況
 - ・ 避難勧告又は指示をした日時
 - ・ 勧告又は指示した地域
 - ・ 対象世帯数及び人数
 - ・ 避難所開設予定箇所数
 - ・ 避難勧告等又は指示を解除した場合
 - ・ 避難勧告又は指示を解除した日時
- ② 警察官又は海上保安官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。
- ③ 水防管理者が避難指示をしたときは、その旨を釜石警察署長に通知するものとする。
- ④ 知事又はその命令を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を釜石警察署長に通知するものとする。

- イ 避難勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡・協力するものとする。
- ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通知するものとする。

第3 避難誘導方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

1 原則的な避難形態

- (1) 避難勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所となる一定地域又は町内会（自治会）ごとに行うものとする。
- (2) 避難勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努めるものとする。

2 避難誘導方法

- (1) 避難勧告又は指示が発令された場合は、警察署及び消防署並びに消防団は町と協力して、あらかじめ指定された避難場所に住民を誘導する。
- (2) 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、縄張り等をするほか、誘導員を配置して引き連れ法、指差し法のいずれか、あるいは併用により誘導し、事故防止に努める。特に、夜間の場合は、照明等によって誘導の安全を確保する。
- (3) 浸水地域においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を利用し避難誘導の適正を期するものとする。
- (4) 介添えを要する者がいるとき、又は避難所が遠い場合には状況に応じて車両等により移送する。
- (5) 高齢者、幼児、傷病者等は、早めに避難させる。
- (6) 但し、避難誘導にあたり、避難支援従事者の安全確保を徹底する。

3 避難誘導に関する協力

- (1) 町長は、地域住民の安全避難を促進するため、必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施する。
- (2) 防災関係機関は、避難路等において地域住民の安全避難に障害となるような事態が発生した場合には、それぞれ関係機関において応急措置をなし、その安全確保に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織及び町内会等においては、地域住民の集団避難を促進し、町及び防災関係機関の活動に対して、協力を努めるものとする。
- (4) 但し、避難誘導にあたり、避難支援従事者の安全確保を徹底する。

第4 その他の留意点

1 観光客等の避難対策を定めるに当たっての留意点

(1) 観光客の安全確保

観光地並びに観光施設においては、自然災害や火災などの危機発生時に速やかに対応し、観光客及び従業員の生命・財産を守り、安全な避難及び帰宅支援が円滑に行わ

れることが重要である。

また、直接の被害だけにとどまらず、その後の風評被害などにもしっかりと対応し、確実に観光の復活につなげることで、観光産業の衰退や企業の経営危機を未然に防ぐことが可能となる。

そのため、各観光事業者あるいは関係者においては、観光客の計画的な避難を図り、またそれを実行できる体制を定めた「避難対策マニュアル」の策定が求められる。

(2) 避難対策マニュアル策定に当たっての留意点

避難対策マニュアルの策定に当たっては、危機発生時から想定される事態を時系列で整理したうえで、それぞれの時点で求められる対応策を抽出・検討し、準備することが求められる。

ア 安全の確保

- ・建物の耐震診断、耐震改修
- ・家具・備品などの転倒防止措置
- ・避難マップの作成・掲出
- ・ハザードマップの確認
- ・非常時備蓄品の確保

イ 避難誘導體制の確立

- ・安全でわかりやすい避難路及び緊急避難場所の確保
- ・滞在を要する場合の受け入れ先の確保
- ・近隣住民とも連携した避難誘導體制の整備
- ・定期的な訓練の実施（避難設備の機能確認）

ウ 安全・安心情報の収集と提供

- ・観光客の不安を解消するための情報の収集・提供
- ・観光客の安否情報の発信
- ・NTT 災害用伝言ダイヤルなど、いざという時の連絡手段の確認

エ 帰宅・滞在時の支援体制の確保

- ・避難所等滞在施設の確保
- ・滞在期間中の水、食料等の確保
- ・帰還のための交通手段等所要の情報の収集・提供

(3) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、利用客への情報伝達マニュアルを定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、屋外拡声器、サイレン等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等への情報収集機器（ラジオ等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておく。

(4) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。

しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC（鉄筋コンクリート建築）構造等であれば、3階以上の室内に避難誘導した方が安全な場合がある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることが考えられる。

従って、こうした施設の管理者等は、町や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。

(5) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高さは高いところで0.5m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要となるため、津波予報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用等を行うことが大切である。

(6) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や該当地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった試み、あるいはチラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫を加えるなど、関係業者等を含めた取り組みが重要である。

また、避難訓練に当たっては、観光客等参加型の訓練が重要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する。

2 避難行動要支援者の避難対策

津波避難において避難行動要支援者となりうる者の避難対策を定めるに当たっては、避難行動要支援者となりうる要因に応じて、次の点に留意する必要がある。

津波避難において避難行動要支援者となりうる要因としては、大きく分けて3つが考えられるが、個々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

(1) 津波避難において避難行動要支援者となりうる者の例

災避難行動要支援者となりうる要因	災避難行動要支援者の例
情報伝達面	○視聴覚障がい者、外国人、子供等
行動面	○視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、病人、幼児等
地理不案内等の面	○観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

(2) 情報伝達

津波予報・情報・避難勧告等の住民等への伝達手段が防災行政無線や広報車による場合、あらかじめ簡単な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。

また、津波注意報や津波警報発表の際のサイレン音等について啓発する。

(3) 避難行動の援助

行動面で避難に支障があると予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、ボランティア

団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。避難方法は、原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する。

災避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域の実情に応じてそれぞれの地域や家族単位で、あらかじめ検討しておく必要がある。

第14節 医療・保健計画

[本編・第3章・第14節 参照]

[震災対策編・第3章・第13節 参照]

第15節 食料、生活必需品等の供給計画

[本編・第3章・第15節 参照]

[震災対策編・第3章・第14節 参照]

第16節 給水計画

[本編・第3章・第16節 参照]

[震災対策編・第3章・第15節 参照]

第17節 感染症予防計画

[本編・第3章・第18節 参照]

[震災対策編・第3章・第17節 参照]

第18節 廃棄物処理・障害物除去計画

[本編・第3章・第19節 参照]

[震災対策編・第3章・第18節 参照]

第19節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

[本編・第3章・第20節 参照]

[震災対策編・第3章・第19節 参照]

第20節 応急対策要員確保計画

〔本編・第3章・第21節 参照〕

〔震災対策編・第3章・第20節 参照〕

第21節 危険物施設等応急対策計画

〔本編・第3章・第26節 参照〕

〔震災対策編・第3章・第25節 参照〕

第22節 防災ヘリコプター活動計画

〔本編・第3章・第29節 参照〕

〔震災対策編・第3章・第28節 参照〕

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

[本編・第4章・第1節 参照]

[震災対策編・第4章・第1節 参照]

第2節 生活の安定確保計画

[本編・第4章・第2節 参照]

[震災対策編・第4章・第2節 参照]

第3節 復興計画の作成

[本編・第4章・第3節 参照]

[震災対策編・第4章・第3節 参照]